

令和2年第3回（9月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和2年 9月7日 開会

令和2年 9月29日 閉会

東伊豆町議会

令和二年

第三回〔九月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和 2 年第 3 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月7日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	1 5
楠 山 節 雄 君	1 5
内 山 愼 一 君	2 4
笠 井 政 明 君	3 1
栗 原 京 子 君	4 0
鈴 木 勉 君	5 0
西 塚 孝 男 君	5 7
○散会の宣告	6 5

第 2 号 (9月8日)

○議事日程	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8

○職務のため出席した者の職氏名	6 8
○開会の宣告	6 9
○開議の宣告	6 9
○議事日程の報告	6 9
○一般質問	6 9
山 田 直 志 君	6 9
稲 葉 義 仁 君	7 9
○議案第 5 0 号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	8 8
○議案第 5 1 号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について	8 9
○議案第 5 2 号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	9 1
○動議の提出について	9 7
○日程の追加について	9 8
○発議第 4 号 議案第 5 2 号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定に ついてに対する附帯決議について	9 8
○議案第 5 3 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）	1 0 1
○議案第 5 4 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 1 4
○議案第 5 5 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 6
○議案第 5 6 号 令和 2 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 9
○議案第 5 7 号 令和 2 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 2
○議案第 5 8 号 令和 2 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算 （第 1 号）	1 2 4
○議案第 5 9 号 令和 2 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 2 7
○報告第 4 号 令和元年度東伊豆町健全化判断比率の報告について	1 3 0
○報告第 5 号 令和元年度東伊豆町資金不足比率の報告について	1 3 0
○散会の宣告	1 3 2
第 3 号 （9 月 9 日）	
○議事日程	1 3 3
○出席議員	1 3 3

○欠席議員	1 3 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 4
○開議の宣告	1 3 5
○議事日程の報告	1 3 5
○議案第 6 0 号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 1 号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 2 号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 3 号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 4 号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 5 号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 6 号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 5
○議案第 6 7 号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	1 3 6
○議案第 6 8 号 財産の取得について	1 4 9
○散会の宣告	1 5 1

第 4 号 (9月29日)

○議事日程	1 5 3
○出席議員	1 5 3
○欠席議員	1 5 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 4
○開議の宣告	1 5 5
○議事日程の報告	1 5 5

○議案第 6 0 号	令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について……………	1 5 5
○議案第 6 1 号	令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	1 5 5
○議案第 6 2 号	令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について……………	1 5 5
○議案第 6 3 号	令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て……………	1 5 5
○議案第 6 4 号	令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	1 5 5
○議案第 6 5 号	令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	1 5 5
○議案第 6 6 号	令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳 出決算認定について……………	1 5 5
○議案第 6 7 号	令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について……………	1 5 6
○陳情・要望書等の審査について……………		1 6 2
○意見書案第 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪 化に対し地方税財源の確保を求める意見書について……………	1 6 3
○意見書案第 4 号	「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」 の課税期間の延長に関する意見書について……………	1 6 5
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について……………		1 6 7
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について……………		1 6 7
○閉会の宣告……………		1 6 8
○署名議員……………		1 6 9

令和2年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年9月7日（月）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 1 番 楠 山 節 雄 君

1) 大規模災害時に対応する災害道路の整備推進等について

2. 10 番 内 山 愼 一 君

1) 経済対策について

3. 2 番 笠 井 政 明 君

1) 幼稚園、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

4. 5 番 栗 原 京 子 君

1) 新型コロナウイルス感染症対策について

5. 12 番 鈴 木 勉 君

1) 土砂崩れによる国道通行止めについて

6. 6 番 西 塚 孝 男 君

1) 公共施設について

出席議員（12名）

1 番 楠 山 節 雄 君

2 番 笠 井 政 明 君

3 番 稲 葉 義 仁 君

5 番 栗 原 京 子 君

6 番 西 塚 孝 男 君

7 番 須 佐 衛 君

8 番 村 木 脩 君

10 番 内 山 愼 一 君

11 番 藤 井 廣 明 君

12 番 鈴 木 勉 君

13 番 定 居 利 子 君

14 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	村木善幸君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	観光商工課長	山田義則君
建設課長	齋藤匠君	防災課長	竹内茂君
教育委員会 教務局長	梅原巧君	水道課長	鈴木貞雄君
水道課参事	前田浩之君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

令和2年第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には条例の一部改正、東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定、令和2年度補正予算、令和元年度一般会計及び7つの特別会計の決算審査などが上程されております。

また、今定例会より議会改革の一環として採決を挙手によるものといたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、説明員は関連する最小限の人員の出席としましたので、御承知ください。

議員各位におかれましては、諸議案とともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第3回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（村木 脩君） 議会運営委員長より報告を求めます。

10番、内山議員。

（10番 内山愼一君登壇）

○10番（内山愼一君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和2年第3回定例会の運営につきまして御報告いたします。

まず、本定例会には8名の議員の方より8問の一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解いただき、円滑な質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いします。

一般質問については、時間は30分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分の休憩を取り、換気を行います。

町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は制限時間の30分

には含みませんので御承知ください。

また、質問通告者の中で、14番議員より、掲示板使用と資料の配付の願いが出されております。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の一部改正案が2件、東伊豆町の特定事務を取り扱う郵便局の指定案が1件、補正予算案は7件、財政の健全化に関する報告が2件、令和元年度一般会計決算認定及び特別会計決算認定、財産の取得案が1件、それぞれ日程に組み込まれておりますので、よろしくお願いします。

なお、財政健全化に関する報告、第4号と第5号につきましては一括議題とします。

条例の改正などにつきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また、補正予算の説明につきましては、一般会計にておおむね100万円以上、特別会計でおおむね50万円以上で説明すること。また、会計管理者の決算概要の説明につきましては、歳入では、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出では、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額とする。

水道課長の説明につきましては、従前どおりすることが協議決定しましたので、当局の皆さんもよろしくお願いします。

令和元年度の決算認定につきましては、一つの特別委員会を設置し、付託案件の御審議をいただくことになります。

また、一般会計の審査におきましては、課ごと行うことが協議決定しておりますので、御協力をお願いします。

決算の大綱質疑につきましては、行わないことが決定しておりますので、御承知ください。

また、決算審査特別委員会の報告は9月29日とします。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、本日から9月29日までの23日間とさせていただきます。

閉会中に提出された要望等につきましては、会期中、担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

なお、この結果によっては、意見書案が日程に組み込まれますので、御留意願います。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査に関し、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議員各位には活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、笠井議員、3番、稲葉議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの23日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村木 脩君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告及び令和2年度の各会計の決算審査意見書につきましては、既に送付しました。

陳情・要望書等の付託につきましては、お手元に一覧表を配付しました。

付託案件の審査につきましては、9月29日までに担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

また、議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料につきましては議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（村木 脩君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

2メートル以上離れていますので、マスクを外させていただきます。

令和2年第3回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてですが、8月10日、当町で初となる感染確認がありました。感染者はもとより濃厚接触者につきましては、県による迅速かつ適正な対応が行われております。

なお、町民の方から数件、感染及び感染者等に関するお問合せをいただいておりますが、県において感染者等の意思を確認した範囲で町へ情報が提供されることとなっております。

町では、県の情報を町民の皆さんに提供しており、発信した内容以外の情報は町に届いておりませんので、町民の皆様には御理解をお願いいたします。また、今回の感染症対応にお

いて、SNS等による感染者を誹謗中傷するような無責任な情報発信は見受けられませんでした。町民の皆様の節度ある行動に対しまして、心より御礼申し上げますとともに、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症につきましては、慎重かつ節度ある行動をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、賀茂圏域での新型コロナウイルス感染症対策として、下田メディカルセンターに抗原検査機器の導入を進めてまいりましたが、9月1日より正式に運用を開始することとなりました。検査の結果を待つ待機場所のない方など、迅速な検査結果を必要とする方を対象に活用されます。

新型コロナウイルス感染症は国内の経済状況に深刻な影響をもたらしております。内閣府が先月発表した4月から6月の国内総生産（GDP）速報値によれば、物価変動を除いた実質ベースの経済成長率は年率換算で27.8%の減となり、戦後最大の落ち込みを記録いたしました。

これを受け、GDPが直近のピークである2019年7月から9月期の水準を回復するのは2024年頃となり、日本経済の低迷は長引くとの見方が民間エコノミストの間で広がっているとの報道がありました。

今後も経済低迷が予測されることから、引き続き観光産業への影響を注視し、必要な対策を講じていかなければならないと考えております。

当町の宿泊業につきましては、令和2年3月から6月までの4か月間の入湯客数が6万6,414人となり、前年対比マイナス72.5%、人数で17万5,150人の記録的な減少となっております。特に、非常事態宣言が発令されてからは、人の移動制限がかけられたことでキャンセルが相次ぎ、町からの休業要請や自主的な休業などから、5月まではほとんどの施設で休館となっております。7月以降になると全ての宿泊施設で営業が再開され、7月22日から国によるGoToトラベルも始まりました。新型コロナウイルスの新たな感染拡大の影響により、旅行者の地域別制限もかけられるなど、混乱が見られる状況であります。

そのような状況の中で、持続的な旅館業の経営については、感染症の予防対策が引き続き重要となっております。8月5日には町の観光協会が主催し、旅館の関係者44名を集め、賀茂保健所地域医療課の職員を招いて、宿泊施設での新型コロナウイルス感染症対策についての講習会が行われました。また、町の観光協会より宿泊施設に対して、感染予防対策の徹底と感染拡大予防ガイドラインの遵守を定期的に呼びかけております。

いずれにしても、旅行者がコロナ禍でも安心して旅行が楽しめ、施設の従業員が安心して

働けるよう関係団体と協力して感染防止対策に取り組むとともに、宿泊施設の持続的な経営、収益確保を図るため、感染状況を見極めながら誘客対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、今定例会で御審議いただく各会計における令和元年度決算概要につきましては、会計管理者並びに担当課長より上程時に説明いたさせますが、一般会計では歳入総額56億2,213万7,000円、歳出総額53億948万8,000円となり、歳入歳出差引額は3億1,264万9,000円でございます。このうち翌年度に繰り越すべき財源が2,255万1,000円であり、これらを差し引いた実質収支額は2億9,009万8,000円でございます。さらに、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、2億6,000万円を財政調整基金に積立て措置いたしております。

なお、歳入の根幹をなす町税の令和元年度決算における収納状況は、現年課税分が94.67%、現年課税分と滞納繰越分を合わせた町税全体の収納率は90.84%となり、前年度を1.62ポイント上回る結果となりました。静岡地方税滞納整理機構及び賀茂地方税債権整理回収協議会との連携により、効率的かつ効果的な滞納整理が行われた結果と捉えております。

課税面では、景気回復基調に陰りの兆しが見える中、住民税及び入湯税が前年度を下回る結果となった一方、町税の6割を占める固定資産税において、県評価施設の大幅な税額増などにより、町税全体では前年度を若干上回る結果となりました。

町税を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、良質かつ充実した行政サービスの水準を維持するため、歳入の根幹をなす町税の公平な負担に力を注ぎ、コンビニ収納をはじめ納税者の利便性の向上に資する施策の展開を図ることで納期内納付を促すとともに、関係機関との緊密な連携を図ることにより、町政運営における貴重な自主財源の確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の町の表彰につきましては、各団体等から推薦していただいた方々、町の表彰審査委員会に諮問をいたしたところ、有功者2名を推薦する旨の答申をいただきましたので、来る11月3日の表彰式において表彰することを決定いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行った上での表彰式を検討しております。式典の開催方法が決定次第周知を図りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、防災関係ですが、7月の梅雨前線の停滞による豪雨に対しまして、各地区自主防災会の協力をいただき、避難所の開設等、対応を図りました。

これから台風シーズンになります。昨年台風15号、19号のような非常に強い勢力の台風

襲来も想定されますので、各家庭に配布されております防災マップで自宅周辺の被害想定を再確認するとともに、災害への対策、また、備えをお願いいたします。

次に、去る9月1日防災の日に、南海トラフを震源とする西側で大規模地震が発生し、東側での大規模地震の発生頻度が高まったとの情報を基に、突発型の大規模地震を想定した訓練を実施いたしました。本年は、自然災害と並行して対策が必要となる、新型コロナウイルス感染症への対策を含めた避難や避難所運営等について実施していただきました。

訓練当日は、想定される国が発する臨時情報に基づき、事前の準備、警戒体制に続き、地震発生の流れに従い、高校生を含む住民及び自衛隊員など2,121人が参加し、各自主防災会単位での津波避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練など、防災関係団体等の協力をいただき実施いたしました。

稲取地区では、避難所を担当する民生班と稲取地区の4つの自主防災会が、指定避難所となっている稲取小学校で、新型コロナウイルス感染症への対策を講じた避難所運営について訓練を実施いたしました。

熱川地区では、8月27日、片瀬地区防災センターで避難所運営について熱川地区の自主防災会の役員の参加をいただき、講習会を実施いたしました。

今後は、災害発生時における新型コロナウイルス感染症対策と並行して考えて行動しなければなりません。特に避難におきましては、3密を避けることが重要となりますので、指定避難場所への避難だけではなく、家族、親戚、知人宅への分散避難、マルチ避難を積極的に取り入れていただくことが重要であると考えております。

災害時であっても、感染症など多様な対応が求められる状況となっておりますので、災害訓練を通じ、住民一人一人が自主的に率先して行動が取れるよう、また、地域防災力向上が図れるよう自主防災会と連携、また、協力していきたいと考えております。

次に、消防関係ですが、7月3日、女性消防団員による花火教室を町内保育園で行い、花火の安全な取扱いについて子供たちに指導をいたしました。

また、7月19日、稲取地区方面隊が稲取温泉場におきまして、消防団の出動体制に基づき、消防署と連携訓練を実施いたしました。町としましては、今後も消防署と消防団の連携を密にし、消防力の充実、また、強化を図ってまいります。

次に、企画関係ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年実施されております岡谷市との姉妹都市交流事業が中止となり、また、9月下旬に開催予定であった全国草原サミット・シンポジウムが延期になるなど、まちづくりに関しましても難しい局面を迎えており

ます。

そんな中、シティプロモーション事業の一環として、「おうちでわっかそん」と東伊豆大学生サミットが開催されました。「おうちでわっかそん」とは、人と人をつなげる「輪っか」と、学生が主体となることで生まれる「わかさ」を生かしたアイデア創出イベントのことですが、今回は町内の高校生や他地域の大学生などが中心となり、観光振興のアイデアを提案していただきました。

また、大学生サミットでは、当町で活動している芝浦工業大学、工学院大学、静岡大学、明治大学などがそれぞれの活動について発表し、その後、建築、観光、農業などの分科会に分かれてお互いの意見を交換しました。参加した学生からは、「今まで他大学がどんな活動をしているかお互い知らなかったが、今後、それぞれの得意分野を生かして一緒に活動してみたい」などという前向きな意見が多く出されました。

両イベントとも、イーストドックを東伊豆町の拠点施設とし、インターネットを介したウェブ会議の形式で開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行の中でも、できることをやっていこうという若者の前向きな姿勢に勇気づけられました。今後も当町で活動する大学生の皆さんを大切にして、関係人口の増加に努めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス対策として実施された住民1人10万円の特別定額給付金の申請が8月13日をもって終了いたしました。対象となった6,275世帯、1万2,003人のうち、99.3%に当たる6,231世帯、1万1,956人に11億9,560万円を給付いたしました。なお、対象世帯のうち、死亡、国外転出などを除いた実質的な支給率は99.8%となりました。

5月14日から受付を開始しましたが、7月1日には未申請の方に申請を促すための通知をし、さらに7月22日には70歳以上の一人または二人暮らしの世帯に対し、申請を希望しているにもかかわらず何らかの理由により申請ができない場合には、職員が御自宅に出向き支援する旨の通知をいたしました。最終的に申出をされた方はいませんでしたが、2回の通知の後には申請が増えるなど、一定の効果がありました。

今年は5年に一度の国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とする国の最重要な統計調査です。10月1日が基準日となりますが、9月中旬から調査員が各御家庭を訪問いたしますので、町民の皆様におかれましては、ぜひとも御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、町営風力発電所についてですが、4月初旬に風車1号機が故障し、現在3機全てが停止しております。風車1号機については修理を待っている状態です。老朽化が激しいこと

から、今後の売電収入は見込めない状況であります。また、風車は停止していても、発電所としての法定の点検は実施しなければならないことから、風力発電事業会計は財源不足となり、今回一般会計より1,070万円を繰り入れる補正予算を編成しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

今後につきましては、12月で運転開始後17年が経過し、耐用年数が切れることから、来年度には解体したいと考えております。現在、民間企業が進めている風力発電事業の可能性調査の結果、譲渡が可能であれば民間企業が費用を負担して解体することとなり、町の負担は軽減されることと考えております。調査結果が示された場合には、速やかに議会と協議し、早急に方向性を出したいと考えております。

次に、住民福祉関係ですが、交通安全関係では、7月11日から20日まで夏の交通安全の県民運動を実施し、10日には、交通指導員、学校及びPTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導が行われました。御参加いただいた関係各位にお礼を申し上げますとともに、秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで行われますので、関係各位に重ねて御協力をお願い申し上げます。

福祉関係ですが、今月開催を予定しておりました令和2年度東伊豆町敬老会につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している現下の状況において、高齢者が一堂に会して式典を行うことにより、感染リスク、また、感染拡大の危険性が大きくなります。出席者の健康・安全面を第一に考え、開催は極めて困難な状況であると判断し、令和2年度の東伊豆町敬老会を中止といたしましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、放課後児童クラブや保育園関係におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、検温、手洗い、消毒を徹底し、換気に努め、3密にならないよう配慮し、運営しておりますが、さらに対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、健康づくり関係ですが、生活習慣病の早期発見、重症化予防等を目的として予定しておりました特定健診及び一般健診につきましては、6月4日から20日までの間で6日間実施し、767名の方に受診いただきました。新型コロナウイルス感染症の影響により計画が大幅に変更となり、当初受診を予定されていた町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

現在、健育会の熱川温泉病院並びに康心会の伊豆東部病院の両院に御協力をいただき、個別に特定健診の対応をいただいているところですが、9月26日より14日間の予定で特定健診及び一般健診を予定しているところです。

今後も受け忘れた方を対象とした追加健診の実施や、既に病院や人間ドックで受けている方からの健診結果の提出のお願いに加え、個別健診を実施予定して、受診率の向上に努めてまいります。

また、健診の結果によりまして、特定保健指導を受ける必要のある方には別途御案内をさせていただいておりますが、健康寿命の延伸に努めていただくとともに、御自身の生活習慣を見直す機会と捉え、ぜひ保健指導を受けていただきますようお願いいたします。

介護保険関係ですが、高齢者の健康づくりでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせていました今年度の各介護予防教室5教室を6月後半より順次開催し、介護予防に努めていただいております。

8月21日には、あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会を開催し、関係機関23事業所による高齢者の見守り活動の報告や意見交換を行いました。また、9月25日には、高齢者声かけ訓練を今年度も実施する予定です。協力機関との連携による地域の見守り活動が町民の安心、安全な生活につながっております。今後も連携の強化に努めてまいります。

次に、建設関係ですが、7月18日に発生した稲取黒根橋付近の崩土により現在通行止めとなっております町道稲取片瀬線につきましては、町民の皆様には大変御不便をおかけしておりますが、早急に通行止めを解除すべく取り組んでおりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、平成25年度の改正道路法による橋梁の補修対策について、今年度はこれまで4橋の工事契約をしております。今後も計画に沿って推進し、歩行者及び車両の安全確保に取り組んでまいります。

次に、農林水産関係では、農業委員会活動の利用状況調査が、農地利用最適化推進委員により町内全農地を対象に本格的に始まりました。遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地利用の最適に向けて現地調査に回っております。

農業経営振興会は、去る6月5日総会が開催され、役員の任期満了に伴う改選がありました。新たな役員の皆様におかれましては、農業経営の体質強化と農業構造確立に向けて御活躍されることを願っております。

白田漁港の津波対策事業ですが、今年度は胸壁工延長60メートルを着手し、レベル1津波では背後地の浸水被害の防止、レベル2の津波に対しましては、浸水時間を遅らせるために早期完成を図ってまいります。

次に、観光商工関係ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月末から5月の

ゴールデンウィークまで休業要請に応じた事業者に対し支給された新型コロナウイルス感染症対策休業事業者協力金の給付実績は、観光施設が91件で1,820万円、飲食店が76件で1,520万円となり、合計で167件、3,340万円の給付となりました。なお、この中には町が受付事務の代行を行った静岡県の休業要請による協力金5件、100万円も含まれております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業収益が悪化した事業者に、持続的な事業の継続を後押しする観点から給付を行った事業継続化支援金は、8月末で商工会による3か月間の受付事務が終了しました。郵送分等の決済処理が一部残っておりますが、1次産業を含む全業種から申請がなされ、558件、5,580万円の給付が行われました。コロナ禍で厳しい状況が依然続いておりますが、引き続きこの商工会を中心に経営相談を充実させ、事業の継続を支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策枠の中小企業向け県制度融資に関わる特定中小企業者であることの町の認定事務の状況ですが、8月17日現在、134件の申請に対し認定をしております。5月より国の連携新型コロナウイルス感染症対策貸付が新設され、国の支援が開始されたことにより、県や市町村の財政的な負担軽減は図られましたが、県の制度融資に関わる認定事務は引き続き町で行っています。よって、町では今後も資金繰り支援のため、迅速な認定事務の処理に努めてまいります。

次に、リフォーム振興事業補助金につきましては、7月末までの申請件数は28件で補助金額が451万円、補助対象工事費が5,626万円となり、昨年とほぼ同様のペースで申請を受け付けております。新築住宅等の建築件数が伸び悩む中、建築関連業界全体に波及する経済対策としても有効であり、対象工事費の20%、最大20万円が補助される大変有利な制度となっておりますので、引き続き多くの町民の方に活用いただければと思います。

次に、教育関係であります。学校や幼稚園では、新型コロナウイルス感染症の影響で休校・休園が長引いたことにより不足した授業日数を補うため、行事の見直しや夏休みを短縮するなどの対応をしながら教育を進めております。

子供たちには、感染症の予防対策に努めながら例年とは違った学校やまた園での生活を過ごすこととなり、心身への影響も心配されるところですが、2学期が始まり、元気に学習やまた活動に取り組んでいると聞いております。

また、国のGIGAスクール構想による交付金もあり、当町においても学校のICT環境を整えるため、1人1台パソコンの整備を進めております。現在までには、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒分の端末の納入と校内LANの環境整備工事が完了いたし

ました。子供たちが最新の機器を十分に活用しながら学習の充実を図り、自らの成長につなげてもらいたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の様々な影響により困難な学生生活を強いられている東伊豆町出身の大学生、短大生、専門学校生等に対し、1人当たり2万円を給付し、その学生生活の支援を図る大学生等支援給付金の実績は、これまでに217件、434万円となっております。

次に、社会教育関係ですが、新型コロナウイルス感染症により延期していた生涯学習事業を6月上旬から徐々に開始しており、感染予防対策を講じながらではありますが、様々な事業に参加していただいております。しかしながら、多人数が集まる事業は開催することが厳しく、10月に開催が計画されておりました文化活動の一大イベントである町民文化祭につきましては、実行委員会の判断により中止となりました。残念ではありますが、来年度開催できることを願っております。

町立体育センターにつきましては、改修工事の契約を締結し、今月から着手しており、来年2月の完成に向け着実に工程を進めてまいります。長期間利用できないことによりまして、町民の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、完成後を楽しみにお待ちしております。

続いて、図書館関係ですが、延期や中止となっておりました図書館での事業を徐々にスタートさせ、7月29日の開館記念日には、読み聞かせと音楽イベントとして、音楽家のたなかみどりさんや地域おこし協力隊の高瀬まゆさんに歌を歌っていただくなど、盛況に開催することができました。また、高瀬さんには図書館の歌を作词、作曲していただき、イベントにて披露していただきました。今後も大いに歌い継いでいきたいと思います。9月以降も高瀬さんの音楽イベントと、もう一人の地域おこし協力隊員である藤田かけるさんによる自然サークルなど、複数回開催予定ですので、興味のある方はぜひ御参加ください。

次に、水道事業関係ですが、令和元年度水道事業会計の決算は、営業収益が減少したものの、若干ではありますが、純利益を確保したところであります。

しかしながら、本年度の水道料金2期分までの給水収益は前年と比較いたしまして、ホテル、旅館をはじめとした事業所の休業等の影響により大幅に減少している状況であります。本年度事業を執行停止するなどの対応を図っておりますが、今後の動向を注視するとともに、引き続き営業費用の抑制に努めていきたいと考えております。

また、取水場、浄水場の災害復旧の状況ですが、取水場につきましては、県の施工であり

ます護岸のブロック積みが約半分程度の高さまで進んでおります。浄水場につきましては、補正予算（第1号）で予算措置させていただきましたが、導水管の仮移設工事の仮設管設置が順調に進んでおり、設置完了後、県が護岸復旧工事に着手することとなります。大雨などの天候不良の影響により当初見込みから若干遅れてはおりますが、一刻も早い復旧に向けまして取り組んでおりますので、御理解をお願いいたします。

結びに当たりまして、朝夕は大分過ごしやすくなったとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続くものと思われますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康には十分留意されまして御活躍されますことを御祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第5 一般質問を行います。

なお、持ち時間は質問、答弁を含め30分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分の休憩を取り、換気を行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間30分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員の第1問、大規模災害時に対応する災害道路の整備推進等についてを許します。

楠山議員、第1問。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） すみません、マスクを外させていただきます。

町長の行政報告の中にはありませんでしたが、過日というか、感染症がまた1人発生したということで、地域住民や入ってくる観光客も含めて意識の高まりはあったと思いますけれども、残念な結果になったなと思います。ただ、これは道半ばでありますので、ぜひ

これからも感染症対策については、皆さん努力をしていただければありがたいなというふう
に感じております。

今回は感染症対策関係につきましては諸先輩議員の何人かが取り上げておりますので、私
は別の視点で問題の提起をさせていただきたいなと思います。

第1問、大規模災害時に対応する災害道路の整備推進等について。

近年、梅雨前線の活発化や台風により想像を超える大規模災害が発生しています。さきの
災害では、国道135号線が数日間にわたり通行止めになり、地域の経済活動を含め観光にも
大きな打撃となりました。

そこで、以下についてお尋ねします。

1点目、伊豆縦貫道のアクセス道路新設の要望について推進するお考えは。

2点目、町道湯ヶ岡赤川線を活用した伊東市の中大見八幡野線につながる道路整備を推進
するお考えは。

3点目、通行止めが多数発生した場合、城東地区では陸の孤島化が想定されますが、観光
客を含めた海上脱出をどのようにお考えか。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第1問、大規模災害時に対応する災害道路の整備推進等につ
きましては、3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、伊豆縦貫自動車道の整備につきましては、天城北道路が平成31年
1月に開通し、河津下田道路も現在竣工中であり、着実に整備されておりますが、残念ながら
当町への直接的な接続は計画しておりません。

防災面や観光面におきましては、アクセス道路の必要性は十分認識しており、昨年度には、
伊豆縦貫自動車道の天城峠道路及びアクセス道路網建設促進期成同盟会に加入したところで
あります。

今後、河津町側へのアクセスにつきましては、関係機関と検討していきたいと考えており
ますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目についてですが、伊東市へつながる道路につきましては、国道135号線のほ
か、旧国道である町道の湯ノ沢草崎線があり、現在、防災・安全交付金事業により、のり面

対策工事を施工していることは御承知のとおりであります。また、昭和63年から町道湯ヶ岡赤川線を静岡県が代行事業として整備している現状であります。

御質問の大川地区から伊東市への道路整備につきましては、伊東市、伊豆市、西伊豆町及び当町で構成する伊豆横断道路建設期成同盟会を平成7年に結成して以降、県に対し要望しているところであり、今後も粘り強く要望してまいりたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、海上脱出、輸送につきましては、楠山議員も御存じのこととは思いますが、昭和53年に発生した伊豆大島近海地震では、漁船により稲取漁港まで観光客等を輸送し、当時就航していた東海汽船のシーホーク号で、熱海、伊東港への輸送が行われております。

町では独自に漁協との協定のほか、平成28年1月に伊豆大島航路再開に併せ、東海汽船と災害時の輸送に関する協定を締結し、海上脱出、また輸送について確保しているところであり、県においても、県内の漁港、船舶の会社と船舶等を活用した物資を含む輸送に関する協定を締結しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 縦貫道と湯ヶ岡赤川線の延長の関係につきましては、ちょっとやっぱり関わりがあったりするもので、その辺がちょっと混合するかも分かりませんが、よろしく願いいたします。

町長の全体的な考え方が今示されたということで、考えていないよという答弁が出てくるのか、それとも、もうそういうものが必要で前へ進めるという姿勢があるのか、その辺をちょっと最初に確認したかったなと思っていたんですけれども、そこについては、今現在もう前に進むという姿勢が見られましたので、そこでちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、今回135号線が通行止めになったときに、湯ヶ岡赤川線、それから旧道が通行可能ということの中で何とか首の皮が1枚つながった状況で、町の経済も含めて持ちこたえられたのかなと思いますけれども、旧道も自分たちがよく通りますけれども、本当に危険な箇所というのがいっぱいありますし、湯ヶ岡赤川線も防災工事等をやっていますけれども、あそこが崩れるという危険性もあると思うんですよね。そうしたときに、本当に観光客が伊東方面から流入というのが全く難しい状況が生まれるということを考えるべきだなと思います。昨日の大雨についても、伊豆急線が運行を見合わせていたということですが、伊豆急沿線

も崖地を抱えているところというのがすごい多くて、その辺東側からお客さんも含めて入ってくるルートというのが皆無になるという危険性というのを私はちょっと指摘したいなと思います。

町長どういうふうに考えているのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まずは入ってくる可能性を、それよりか避難させることをまず第一と考えております。そういう中で、伊豆縦貫道が今度は湯ヶ島から河津間、これはもう実施されるような計画になっております。その次、3本のルートが示されたですね。それで一番東側に、東伊豆に近い路線があったもので、それを要望に行こうかと思ったら、そこはもうほとんどトンネルなのでインターができないと言われたもので、諦めた状況があります。やっぱり町といたしましても、基本的には何とか伊豆縦貫道をつなげた中で1本、脱出路、今楠山議員言ったように取り入れ口、これはやっていきたいと考えております。

その中で、今自民党さんのほうが、河津の自民党さんと連携した中で、そっちにアクセスやるというようなことも聞いております。その辺の状況を見ながら、また、河津の町長に一応お願いしていききたいなとは考えております。

また、伊東側のほう、やっぱり、壇上で言ったように、横断道の路線があります。これに對しましては、もう必ず路線として入れております。そういう中で、やっぱりこれは伊東市さんとの段取りが一番でございます。これも昔自民党さんが提案してくれた中で、これも町としてもやっていきたいと考えておる中で、前回伊東の議長さんに行き会ったもので、近々またちょっと御挨拶に行きたいということを言った状況でありますもので、やっぱり東伊豆町としては本当に陸の孤島となりますもので、できるだけ早く伊東方面へ抜ける道、または河津方面へ抜ける道、これをやっていきたいと。

最悪の場合は、この前霊友会さんが来た中で、一応霊友会と災害協定の道路関係を結んでおります。いざという場合は、霊友会さんのところを通して伊豆スカイライン、そっちのほうへ抜けるようなルートを確保しておりますもので、この前再度霊友会さんと確認した中で、いざ災害のとき、自由に使ってくださいと言われておりますもので、最悪の場合はそれがあのかと思います。一刻も早くそれ以外のルート、これを造っていききたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) 今までの状況だと伊豆縦貫道はアクセスも含めて多額な費用がかかりますので、やっぱり厳しいなと。可能性ゼロじゃないにしても、本当に難しい内容だなとは思いますが。ただ、今回135号線が通行止めになって、本当に災害道路としてそういうものを前面に強く国・県にお願いをしていくというのが、これは町長の務めだなというふうに思いますけれども、その辺の意思もちょっとお伺いしたいなと思います。

縦貫道のパンフレットを国の国交省のほうから頂いたんですけれども、その中で縦貫道の4つの効果というのが書かれているんです。1つは緊急輸送道路、それから緊急医療活動の支援、それから観光振興、観光支援、それから交通渋滞の緩和。これは東伊豆だけじゃなくて、まさに全体的に観光伊豆が抱えている問題、これらを解決していくという、その役割を伊豆縦貫道が担うということの中で建設が今進んでいるわけなんですよ。そういうことを考えたら、135号線がだめになった場合のこういうものの役割というのが、やっぱりアクセス道路で出てくるんじゃないかな。そういうことをやっぱり強く国に本当に、国というか、国も県も含めて要望すべきだなというふうに思いますけれども、その辺のまた確認を。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) 国の要望に対しても、楠山議員のいう町としても徹底して言っております。要するにもううちの町は135号1本しかないもので、これが潰れたら陸の孤島になるので何とかしてほしいということはもう要望に行くたびにこの縦貫道、これは言っております。それは御理解願いたいと思います。

そういうのでやっぱり一番弱いのは全て受け身という言い方、要するにこちら側が例えば河津さん、伊東さん、お願いする立場なんですよ。向こうはあまりメリットはない。メリットはないという言い方はおかしいですけども、そういう大変苦勞する。それは両隣の自治体の方に御理解願った中で、町としてもこれは早急にやっていきたいと考えておりますし、やっぱりこの辺は与党では自民党さん、公明党さん、連携して、やっぱり政治ですから、この辺は町が幾ら言ってもだめでございますから、議会また、今の与党であります自民党、公明党、この辺と連携しながらやっていって、一刻も早くできるような方向で進めていきたいと考えて、国へ行くたびにこれは、東伊豆町の主張は説明しておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長(村木 脩君) 1 番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) 今回の九州地方というか、沖縄も含めての台風を含めて、過去にはこういう状態というのは異常気象だというふうに言われていたと思うんですけども、こういうことが本当に常態化をしているんです。当たり前になんかこういうことが起き得るということになってくると、ますます本当に道路の……、いろんな道路があると思う。今現在の既存の道路を安全に改修をしていく、整備をしていくということも選択肢の一つだとは思いますが、いろんな道路があつて、霊友会さんにも協力をしていただいて、霊友会の道路も使えるということですが、いろんなまだ選択肢があれば、やっぱり住民も観光客も安心して行き来ができるという内容になってくると思います。町長、国のほうに行くたびにお願いをしていることはいいことですが、下田の下田工区の1区間というのですかね、そちらについては事業化から工事着工まで15年以上時間を要しているんですよ。ですから、縦貫道が完成をしてからお願いをするということじゃなくて、早めにやっぱり国に、あるいは県の関係者に東伊豆町等の現状をしっかりと認識をしていただくということが、そういうことが必要だなというふうに思います。

町長、今全国の町村会の副会長、県の会長という要職にありますので、国・県の関係者ともやっぱり頻繁に会う機会というのがそこに生まれてきていると思いますので、ぜひその中でさらに強い姿勢を示していただいて、要望活動していただければと思いますけれども。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) この縦貫道に関しまして、本当、最初予算がつかなかったですよ。今、自民党さんのおかげで予算も予想以上についております。これはできるだけ早く造ろうという中で政府のほうも頑張っておりますので、町としてもそれに対してできるだけ協力していきたいと考えております。そういうので、やっぱり基本的にはさっき言ったように、要するに下田河津間予算で15年かかりましたけれども、今やっているのは湯ヶ島から河津までの区間、これは相当早くつくんじゃないと私も考えております。しかし、一番はやっぱり用地交渉。そして、あとワサビ田の関係、自然の関係、これがクリアできれば本当になるべく早く、これは早くできるように私は感じております。

そういう中で、今お願いしているやっぱりぜひともそういう避難道路欲しいですから、基本的にはお願いした中で、最初やっぱり既存の国道とか、そういうのをちゃんとした制度の中でやるのが一番早い。やっぱり相手方がありますもので、まずは河津町のほうに関しましては、その辺の現状のところのことをちゃんとした中でやりながら、並行してやっていく。

それが理想じゃないかと考えておる。

伊東方面におきましては、これはなかなか厳しいことがありますもので、それをどうしたらいいのかというと、やっぱり旧道もすごい危険性があります。ましてや今の国道も危険性がありますもので、できるとしたら、町としてはできるならば天城方面のほうから避難してほしいと考えております。それで今、天城峠、本当にこの前言ったように雨に対する心配はほとんどありません。土砂災害もほとんど心配がありませんもので、私も何しろ静岡、三島へ行くとき、雨が多いときは、何しろ河津方面へ行ったほうが安心ですということを言われておりますもので、できるだけそちらのほうから避難していただく。これは熱川のほうに道ができればまた問題ですけれども、現状ではそういう方向で行きたいと思います。それで、本当に要望を出していく中でこれはもう強く訴えていきたいと考えておりますので、そういうふう理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 道路の関係については、最後にちょっと決意を聞きたいなと思いますけれども、町長お若いのですので、私はまだ1 期も2 期も町長職やれるかなというふうに思いますけれども、町長は選挙の中でもちょっと公言をしているという、その部分もありますので、その言葉を額面どおりに受け取れば、もう本当にこういう問題は不退転な決意で前に進めるという、そういう思いをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、政治というのは継続性があります。仮に私が辞めると、次の人は必ずこれを受け継ぐ。そういう覚悟でなければ政治の継続性もありますもので、これはもう誰がなろうと、これはもう東伊豆町で大変大事な問題でございますもので、これは当然次の人が誰になろうと、これは当然もうやらなければならない、そういうことでありますもので、それはその人が頑張ってください、やっぱり政治の継続性、これは大変大事でございますもので、例えば替わったといたしましても、その辺はぜひともやっていただきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） ぜひ今期の任期中に道筋をつけていただければ本当にありがたいと思うし、うれしくも思います。

最後に海上脱出の関係ですけれども、漁協さんや東海汽船のほうの協力をいただいての協定が結ばれているということですから、例えば、一番やっぱり考えられるのは湯ヶ岡赤川線が通れなくなって稲取方面へ、135号線もだめで、そうなってくると、白田から大川まで旧城東地区というのですか、熱川地区の方、あるいは宿泊者が外に行かれない状況が生まれてくるというのをやっぱり思いまして、そこからそういう観光客を含めての脱出というのを、稲取港まで来れば東海汽船さんの大きな船で脱出というのは可能だと思うんですけれども、そこへ行くまでの港は、どこを使って稲取まで運ぶとかという考え方はどうなんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 今の使う漁港につきましては、町営漁港である大川、北川、それから熱川、それと白田の堤防が漁船が着けられますので、当然そこを使って脱出というのを考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 4 つが考えられますよね。そのとおりだと思います。

ただ、時期によっては大量の観光客等がいるという可能性を考えると、やっぱり漁船なんかも定員なんかもありますし、本当に何往復もしなければならぬということでしょうから、例えば、今ある漁港をさらに延長して整備を図って大型の船が着けられるという、そういう考え方というのは、やっぱり予算の関係もあつたりすると思うんですけれども、防災関係で国・県の補助を本当にほとんどが頂けるみたいな、そういう事業というのはどうでしょう。ないんでしょうかね。そういうことが今分からなければいいと思うんですけれども、それで、実際こういう脱出の協定が結ばれているということなんですけれども、最近、例えば、防災訓練でもそういう訓練を行っているということがないじゃないかなと思いますので、例えば、防災訓練の中で、海上脱出するのを訓練をするとかという考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 防災訓練は担当課から説明いたさせますけれども、やっぱり堤防に関しても相当な金もかかりますし、やっぱり調査からやる。それで、前回、稲取の漁港周辺整

備協議会の中でいろいろな案が出てきた中で、やっぱり漁船でやっても、吃水が浅いもので外で待っているらしいんですよね。やっぱりそれが外でなく、直接できるような方法をまた農林事務所、所長とか、そういうところとちょっと話をしたいなと考えておりますので、できるだけ早くそういう中でまた、脱出はもう海しかないということは国の方もみんな知っておりますもので、それは強く訴えていきたいと考えております。

あと、防災に関しては担当課長。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 海上脱出の訓練につきましては、大川地区につきましては、例年9月に漁船を使って八幡野港までの、これは大川漁師会と八幡野漁港会で協定を結んでありますので、これを定期的にやっております。ただ、最近波が高くて、安全性を確保した中では難しいということで実施されておられません。

また、自衛隊の海上脱出につきましては、要望はしておりますが、海上自衛隊の状況でなかなか実施されておられません、数年前までは定期的に実施をさせていただいております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ぜひそういうものも、防災訓練も含めて、いざとなったときにやっぱりまごつかないような形をぜひ取っていただくように要望して、終わります。

○議長（村木 脩君） 答弁は。

○1番（楠山節雄君） いいです。

○議長（村木 脩君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、10時55分まで休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員の第1問、経済対策についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） マスクを外させてもらいます。

私は、今回経済対策について1問をお願いしてあります。

コロナ禍で町への観光客が激減しております。地域経済の浮上のため、基幹産業である宿泊業への誘客支援が急務であると考え、次の点について伺います。

第1点目、町が企画している宿泊産業への支援策とその効果予測については。

2点目については、県が実施している県内及び山梨県、長野県等との相互の旅行企画を町はどのように取り組んでいるのかどうかお伺いしたいと思っています。

よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、経済対策については、2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、町が企画している宿泊産業への支援策につきましては、6月9日に可決していただきました一般会計補正予算（第5号）の緊急誘客対策観光協会補助金及び本定例会に上程させていただいております一般会計補正予算（第8号）の第2次誘客対策観光協会補助金に盛り込まれているものが主なものとなります。いずれも新型コロナウイルス感染症対策事業として、コロナ禍における宿泊産業への支援を町の観光協会を通じて行うものであります。

補正予算（第5号）の緊急誘客対策観光協会補助金につきましては、即効性の高いネット予約を対象に、宿泊クーポン、地域商品券、ガソリン券を発行して、誘客対策を図るものです。夏季対策として9月末までの期間を対象としており、8月末現在の実績として、JTBるるぶの関連プランにつきましては予算700万円で5,100万円、そのうち地域商品券、ガソリン券につきましては200万円の利用となっております。8月6日から始まった楽天トラベルのポイントの関連プランにつきましては、8月末現在の実績として、予算800万円に対しま

して1,700万円となっております。最終的には2つのプランを合わせた経済効果は、予算1,500万円に対しまして8,000万円を見込んでおります。

次に、一般会計補正予算（第8号）の第2次誘客対策観光協会補助金につきましては、10月から来年3月末までの誘客対策を計画しております。じゃらんや楽天トラベルのネット予約対策に加え、女子旅対策としてのJTBやJR東日本とプランニングを図り、カタログ、パンフレットを中心に宣伝を行います。また、リピーターが多い特定顧客層対策として、「ゆこゆこ」や阪急交通社の「ザ・お宿」の専門雑誌を媒介に顧客へのアプローチを行います。そのほかには、団体誘客対策として、コロナ感染者が少ない県を限定し、団体バスへの補助を行う計画となっております。これらに要する予算額は合わせて2,700万円となっており、経済効果は1億6,400万円を想定しております。

次に、2点目についてですが、静岡県が実施した県内の観光促進キャンペーン「バイ・シズオカ」につきましては8月31日をもって事業が終了しておりますが、宿泊予約サイトを活用した宿泊クーポンの配布につきましては、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の県民を対象としてキャンペーンが実施されました。

これらに対する町の取組についてですが、県の宿泊予約サイトの一部に楽天トラベルはあるものの、じゃらん・ネットが主流であり、町の協会が委託した宿泊予約サイトのJTBるるぶとサイトが違うため、割引クーポンの併用利用ができず、効果的な取組には至っておりません。

今後としましては、今回の補正予算に計上させていただいております、コロナ感染者が少ない県をターゲットに団体バスへの補助を行い、リスク管理を踏まえた中で誘客対策を行っていきたいと考えております。

また、姉妹都市の岡谷市との観光交流として、岡谷市観光協会が岡谷市民を対象に東伊豆町宿泊ツアーを企画しておりますことを御報告申し上げます。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、話されたことについては前回の全員協議会でお話をさせていただいたわけですが、今回のコロナの話題について国のほうから臨時交付金というか、それが約3億円償還をしているような格好ですが、それについての今、観光関係の予算配分についてを説明していただいたわけですが、町とすれば住民の感染症を防ぐための関係のもの、民生関係ですね、それについては各備品だとか、それから今ちょうど災害だ

とか、生活の形が多くありますけれども、それとの関係で避難所のほうの備品の関係だとか、あるいは消耗品の蓄財というか、そういうものについてのものを、それから、その3億円の中で教育関係では学校の保健だとか、学校のほうへ行く。それから機器の機材。あるいは、この際にパソコンの教室を充実するとか、リモートの関係です。そういうものの関係だとか、一部一時的なものとして給食費だとか、そういうものの予算を提供してくれたような格好です。

それで、今私がこれからまたお話ししたいのは経済に対する、この3億円のうち約2億円ぐらいが経済というか、そういうものに使われてくるわけですが、その中で基幹産業の宿泊産業、それについては約半分の1億円ぐらいが投入されるということで受け取っておりますけれども、経済の関係ではプレミアム商品券の事業だとか、あるいはほかの飲食店だとか、小売店に対してのもの、そういうものに関わってくるとは思いますけれども、私はいずれにしても、先ほど町長が冒頭で、行政報告の中で説明していましたが、宿泊産業については4月は72%、あとは全滅、そういう格好でこの8月程度のことまでお話ししたわけですが、そういう中で、私はこの間の全協の中では、議員の皆さんが全員がちょっと曖昧な点があって、観光の誘客宣伝についてのものはどうかということがありましたけれども、今度明確に、今の町長の答弁の中でも具体的に観光業者、旅館業者といいますかね、そういう皆さんが真剣に自分たちの今の状況を把握しながら計画したものの中、これは私が相当の限り、評価ができるものかなと、そういうふうに取り扱っております。

その中で特にエージェント対策ですかね、そういうものの中にも、今こんな時代ですから、いずれにしてもリモートの時代で、お客さんもパソコンだとか、そういうものの中で予約をするような格好、そういうことも併せて考えていく。そういう中になると、そういうエージェント関係のものを今当然多くしていくということは非常に大事だと思います。その点についても、私は評価をしていいのかなということは考えております。

それと、女子の関係だとか、そういうものも今たくさん企画の中に入っております。それで、そういう効果についても、町長が話してくれたように、それなりのものが効果が出てくるのかなということは感じておりますけれども、もう一つは、やっぱりお客さん……、今外出を控えている高齢者の方、ある程度、50代以上の方についてのちょっと企画がないのかなという感じがしております。そういうものも、当然火急のことでということで町長言いましたから、今後、これから秋以降を重視した中では、冬の中でそういうことが、高齢者に対するようなものについても、ちょっとそういう企画を考えていただくことができるのかどうか、

それがまず1点。

それから、あと、団体のお客さんの関係で、2番目の形にも移りますけれども、今、外出が禁止されている東京だとか神奈川とか、そういうところでないところの旅行について、町のほうとしては団体バスの費用を負担をするということがありますけれども、この程度の形のもののの中でそれが行けるのかどうか。私は、その辺はもう少し安くしてもいいじゃないかというような感じをちょっと受けていますけれども、その辺の取組については取りあえず1回伺います。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この臨時交付金の1次、2次分の観光に対する使い勝手、これはもう全協で皆さんに示したように、これは観光協会は、もう今本当に瀕死の状態でございます。その中で何が一番いいか、これはもう本当に観光協会が考えた中で、これはもう切実な現実の現場の声だと私は考えております。そういう中である程度、全協の中で議会の方々もある程度理解していただいたのかなとは考えています。これはやっぱり現場の声ということを私どもも何回も言っています。

そういう中で高齢者に対するあれですね。一応、最初は高齢者という中で書いたんです。ちょっと名前を変えたもので、一応高齢者に対することも入っております、これに対しましては。これは後で担当課のほうから説明いたさせます。

さらに、次のバスの関係。これも基本的にはやればいいんですが、やっぱり予算がありますもので、取りあえず現場のほうから、要するに1台3万円という中で今やらせているのが現状でございます。こういう中で多分、これで3次の交付金、これはなかなか自分は厳しいじゃないか、国のほうが出すのはなかなか厳しいじゃないかと考えています。全国の知事会があと5,000億ぐらい要望しておりますけれども、基本的にはもうこれ以上、2次で多分終わりじゃないのかな。個々の自治体に来るのはもう多分、県のほうに行くかは分かりませんが、各自治体に来るのはなかなか厳しいかなと今、自分自身考えております。

そういう中でも今言ったバスの関係、これはまた需要があれば、それなりにまた何かしらの財源を使った中でこれはやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） ただいま内山議員が質問されました高齢者に対する誘客というお話でしたが、今回これにつきましては、先ほど町長御答弁申し上げましたとおり、リア

ルエージェント事業として特定顧客層を対象にした事業計画がございます。雑誌、広告を中心とした誘客対策になるんですが、これはリピーターが非常に多い層でございますので、その人気がある「ゆこゆこ」と阪急交通社、こちらが取り扱っているメニュー、これに乗じて宣伝を行っていきたいと考えており、そのように計画しました。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、担当課長から高齢者に対するものについては（3）のリアルエージェントということですね。その関係のものの中に高齢者の関係の予算というようなものを含み入れてあるということで、その辺は理解しました。

いずれにしても、高齢者の方がお金を使うということについては相当のものであるわけです。それで、私は若い人たちは家族連れで来てもそんなにお金を使わないこともあるもので、コロナが終息するということはすぐできませんけれども、できるだけ高齢者に厚くやることによって多くの宿泊産業の売上げが増えてくると思うんですがね。そういうことの中でちょっと期待したいような形のものがあったわけですが、その辺のことの御理解をお願いします。

それから、姉妹提携している岡谷市さんのことも聞きましたけれども、本当にできるだけこんなときですから、ほかのクラウドファンディングじゃないけれども、こんなときは地元としてもお助けをしてもらいたいということもあるものですから、中心的に岡谷市さんのほうにもお願いをして、宿泊の交流を十分に図ってもらえるようなこと、それから、今外出が禁止されていないところについては特に県のほうもそういう形で強く打ち出しますから、できればそういう予算配分まで、県のほうからもそう言っている限りであれば、町のほうにも、自治体のほうにも予算を頂いて、一緒になってやるような形のものを企画してほしいというようなことを改めてまた、町長のほうから県のほうにお伺いしてもらうようなことがまずできるかどうか。

それから、第3次的な予算というようなことも今、町長触れましたけれども、私はこの中でこの間から心配したのは、観光産業を、宿泊産業を発展させる上でも、観光協会の充実というようなことも大事だと思うんですね。そういう中で実際観光協会に聞きますと、会費が実際にそんなに頂けないというか、そういうことがあって、観光協会の運営自身が相当苦しくなっている。私が心配するのは、ほかの中小企業じゃないですけども、観光協会の

職員ですか減っていくような、そういう形だとか、そういうもののおそれがあると、逆に一番充実させなければならぬ格好の宿泊産業についてが守れなくなる。そういう点で、観光協会等の補助金の充実についてもお願いしたいということをやっと申し上げたいんですけども、今の県のほうの申入れを県内の旅館についてやってくれるのかどうか。それともう一つは、観光協会等の補助金の充実についてをやっと伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、8月は一応県のやつが終わりました。

それでも、要望はしていきたいと思います。やっぱり県も結構財政が厳しいもので、果たしてやるかどうか分かりませんが、当然、宿泊としても大変厳しいもので、これをまたさらに継続してほしいということ、これは要望はしていきたいと考えておりますけれども、県も財政状況大変厳しいもので、それが継続できるかどうか。これは定かではありませんもので、その辺は御理解願いたい。要望はしてまいります。

あと、観光協会の関係で、今回一応事務費的なものが厳しいものですから、町にも要望がきたし、また議会のほうにも可能かどうか、要望がいったと感じております。それで今回の補正8号である程度その辺のことは考慮してありますので、御理解願いたいと思います。

自分が一番期待しているのは、このコロナ禍によりまして、観光協会も6つありますけれども、町ですが、あつてこれを一元化した中で町を観光協会を一本化したいと言っておりますもので、それを大変期待しております。そういうので、各観協にもう1人か2人の事務員がいますと、これは相当な負担になると考えておりますので、そういういろんな面でもスリム化という中でやっていただくと考えておりますもので、取りあえず一本化、これを今町としては大変注視しているところでございます。

それで、要望事項につきましては、議会の協力を得た中で一応今回の補正に上げてありますもので、それはよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長、ありがとうございます、どうも。

私も、今の県のほうについては十分また要望していただいて、川勝知事も口先だけじゃ困りますから、皆さんにそういうことをお願いした以上は、自治体に対しても十分な支援をお

願いたいということで、よろしくお願いします。

それで、観光協会については補正８号でやりますけれども、本当に私はいろんなことの企画もしたり、運営していく上の格好のことの事務所が充実しなければ困るものですから、町の協会だけじゃなくて、単協の稲取や熱川の協会のほうにも、支援もまたお願いをしたいと思います。

それで、いずれにしても私今度質問したのは、宿泊産業が衰えてくるということがあると、どうしてもそこにいる従業員さん、それから町の仕入れ先、それから全体の住民に対するいろんな形で波及してくるもの、そうなってくると実際に、町長、行政報告の中で言われたように、例えば入湯税、入湯客が80万人が40万人になれば相当ひどい形で、来年の入湯税だけでなく旅館の売上げが減るわけですから、そうすると税金にも相当影響出てくるし、従業員さんの関係のことがあります。そういう点で、私はいずれにしてもこの基幹産業、ほかのところについても、冒頭言ったように民生の関係、住民の方についてのことも約3億の関係の予算の中でいろんな配分して、配慮しております。しかし、一番町の財政というか、経済を強くするためには、基幹産業を強くしていかなければいけないものですから、今、旅館産業の皆さんは当座の借入金だとか、そういうものをして、それが何億、何十億、小さいところでも何千万というような形があります。そういうことのものが従来からの産業だとか、そういうものでまだたくさんあります。そういう点で、ここは火急のときですから、町を挙げてその産業に力を加えていただいて、いろいろ助成をしていく、支援をしていくというようなことが大事なわけですから、町も国・県にもお願いをして、第3次の補正予算についても十分確保していただいて、改めてまた宿泊産業等へ充実した予算の投入をお願いしたいというようなことで私の質問を終わります。

○議長（村木 脩君） 答弁は。

○10番（内山慎一君） お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的にはこのコロナ禍、本当、町はピンチでございます。しかし、やっぱりピンチということはチャンスでありますから、私が一番期待しているのは、やっぱり今、地方創生進めるのも、一極集中という中で東京、東京へ人口は行っております。しかし、このコロナ禍に一極集中がいかに危険かということで、やっぱりこれからは地方が大事にされる時代ではないかと考えております。そういう中では地方が帰ってこれる、そのような環境を整えていけばいいのかなと考えております。

そして、やっぱりこのコロナ禍で観光協会も大分考え方が変わっております。やっぱり既存のまねはできないから、また今後の、コロナ禍の経験した中でよりよい観光協会、また観光地をつくっていかうということを考えておりますので、それは町は支援していきたいと。やっぱり全てが支援、ある程度考えて町は、観光協会がこういうふうにしたいから、町へ何とかお願いしたい、また、自分自ら汗をかいた中で町に言ってくれば、それは町は支援するのはやぶさかではありません。

さらに、町といたしましては、本当に一番危惧しているのはこれからでございます。やっぱり今までは国・県の財政支援がありました。しかし、これからなくなりますもので、やっぱり危惧しているのは9月以降、ある程度倒産しないことができればいいなとは考えています。やっぱりこれからが本当の勝負だと考えております。その中で自分としては当然銀行関係さん、大手の銀行さんにはなるべく企業を潰さないほうで面倒を見てもらいたいとか、これは言っております。やっぱりこれから本当に大変、今まではよかった。これからは本当に厳しい時代になってくると考えておる中で、町としてもこの産業が潰れれば、取りあえず観光立町を名のっている以上、やっぱりそれに携わる人が大変多いですから、これは町としても注視した中でやっていきたいと考えております。

そういう中で、また議会の皆さんといろいろ相談しながらやっていきたいと思っておりますので、それはやっぱり緊急性ということも理解してもらった中で、また議会の皆様方と協議していきたいと考えておりますもので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員の第1問、幼稚園、小中学校におけるコロナウイルス感染症対策についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） よろしくお願ひいたします。

今回は1問ということで、幼稚園、小中学校のコロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

各幼稚園とか小中学校で休校もありましたし、今年はいろいろ感染症対策ということで、学校等もいろいろ工夫をしていただいていると思います。その中で2つほどお伺いをしたいと思います。

1つ目は、各幼・小中学校の感染症対策はどのように行われているか。

2つ目、教職員の負担が増えていると思われるが、町として何か対策を行う予定はありますか。

答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 教育長から答弁いたさせます。

○議長（村木 脩君） 教育長。

（教育長 黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君） 笠井議員の第1問、幼稚園、小中学校におけるコロナウイルス感染症対策については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、当町においても長期間の休園、休校措置を取らせていただきましたが、去る5月25日から教育活動を再開いたしましたことは御承知のとおりです。幼稚園・学校再開に向けて、文部科学省からの新型コロナウイルス感染症対策の様々な通知を基に、「教育活動の再開に関するガイドライン」を作成し、幼稚園や学校内の感染予防対策を示し、対応しております。

子供たちには毎日の検温と健康チェック、3密を避けること、小まめな手洗い、マスクの着用など基本的な対策を徹底するよう指導しています。夏の熱中症対策も必要であるため、状況によってマスクを外すことを指導するなどの配慮もしています。また、園や学校においては、室内の換気や校舎・教室等の消毒、密にならない学習形態や活動の工夫など様々な感

染防止の対応を行っております。さらに、園行事、学校行事の規模の縮小や内容の変更などにより、感染防止に配慮した教育活動に努めているところです。

2点目についてですが、御質問のとおり、教職員は通常教育業務に加えて新型コロナウイルス感染防止のために必要な消毒作業等の業務を行っていることと、子供たちの指導の中で細かいところまで神経を使わなければならない、心身ともに負担が増えております。そのため、各学校の支援員の勤務時間延長や用務員の勤務時間を調整することにより、清掃、消毒作業など必要な業務に対応しているところです。

また、県費負担職員である学習支援員の新規配置や教職員の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの勤務時間を増やしていただくなど、国・県からの支援も受けながら、可能な限り教職員の負担軽減に努めております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

感染症対策ですけれども、各学校で文部科学省のほうで細かく通知をしているのは私も見まして、マニュアルがかなりのページになっていまして、全部端から端まで見るのにかなりの時間を要しましたというところで、先生たちもいろんなところに気を配ってやっていただいていることは私も重々承知をしていますし、学校から来るお手紙等でも、非常にそれは理解をしております。

その中で、私が今回、この質問をさせていただいたのは、主立って2番目のところが主になると思います。要は教職員さんたちの負担が物すごく増えているんじゃないかというのが私、すごい感じているところでございます。熱川小学校とかは、先日お手紙で日課のほうの調整をちょっとしますということでありました。何かというと、授業の開始時間を少し早めて、放課後、先生たちがこういう作業をつくれる時間をちょっとさせていただきたいのということで通知があったと思います。子供たちに聞くと、生徒たちが帰ってから、教室の消毒をしたりとか作業をしているということを聞いております。

今、教育長のほうから支援員さんとか用務員さん、あとスクール・サポート・スタッフの勤務時間を増やしているよと言ってはいただいているんですが、全てがそこで賄えているのかなというのが一つですね。聞くとところによると、やっぱり先生たちもその部分に時間を取られているということを聞いております。その辺、一応、国のほうからそういうのを活用してくださいと来ていますが、いろんな地域で今、その辺の問題というのが御存じのと

りなっていると。

いろんな自治体ですね、例えば神奈川の厚木だったですかね。とかはボランティアスタッフを使ったりとかしているんですけども、そういうところなんですけれども、もうちょっと、町としては支援員、用務員さん、スクール・サポートで足りていますかというところ。足りていないのであれば、今後、何か増やしたりとか、先生たちを本当に、作業時間とか準備の時間、要は子供たちが今年は休校もあって、かなり授業時間がかつかつになっていて、先生たちもそれに追われて、いつも以上に負担が増えている。に付け加えて、当町もやっていただきましたが、GIGAスクール構想ということで、オンライン授業に向けた先生たちの勉強時間等も取られてくるだろうと考えると、こういう部分は町が率先して、先生たちにやっていただくのではなくて、何かサポートして、人材を使ってやっていただくような御検討というのはされていないか、ちょっと教えてください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 町のほうには、一応現場のほうから、このようなことをやっているという中で、別に相談がありませんもので、基本的には行っているのではないかと。それなりに現場の声、笠井議員から聞こえました。確かに先生に対する負担、GIGAスクールとかいろいろな面で苦労は承知しております。

そういう中で、少しでも負担が軽減できることがあれば、笠井議員が提案されたようなこと、また教育委員会と相談しながら、またそれができれば、それは可能性の中で教職員を負担を軽くしてやりたい。しかし、ボランティアといっても人がなかなか、ボランティアの方、募集しても来ないのが現状でございまして、そういう中で、このとおり、皆さん、教育委員会のほうもいろいろやっている中で、何か人が集まらないようなことは聞いております。その辺また、現場サイドの教育長がどのように考えているか、教育長から答弁させていたと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 現場の心配をしていただいて本当にありがとうございます。学校を再開してから、様々な教職員の負担が増えているということを、そうやって心配していただけるのは本当にありがたいなと思っております。

御心配のように、5月25日に再開した後は、やはり非常に神経を使いまして、消毒作業にも1時間以上、教職員が時間を使ってやることから、学校はスタートしました。現在は、文

部科学省のガイドライン、マニュアルを読んでいたかと思いますが、最初に6月に文科省が出したガイドラインよりも8月6日に改訂版が出されまして、その内容によりますと、消毒作業は6月の示されたものよりも全て消毒をするということではなくて、子供たちが多く触れたところに限定をして、あとは通常の清掃業務、清掃活動でやりましょうということで、文科省のほうも教員の消毒や清掃作業への時間軽減の配慮をマニュアルのほうでもしてもらっております。それでも、やはり子供たちが帰った後に消毒作業等やっておりますので、確かに笠井議員が心配していただいているように、教職員の業務はまだまだ今も続いております。

それで、先ほどもお答えした用務員さんの時間については、勤務時間の終了後に時間外勤務の時間を取っても清掃とか消毒作業に関われるような、そういう配慮を教育委員会としては相談しながらやりましたし、それから町の支援員さんも時間を延ばせる方については、職員の支援になるようなところでも動いていただいております。

それに加えて、ボランティアのお話がありましたが、私も全国ほかのところでのボランティアのニュースは見まして、これは校長、園長とも相談をいたしました。町内でも、そういうボランティアの形で保護者や地域の方に学校に入っていただくのはどうかなということを、8月に園長・校長会で相談したんですが、その時点で、文科省の清掃・消毒についてのガイドラインが改訂されて、できるだけ時間をかけずにやるようにという改訂があったものですから、校長・園長との相談の中では、ボランティアさんまでをお願いすることは現状ではいいのではないかという、そういう相談をしております。たくさんの方に入っていただくということ、また学校のほうもその方たちへの仕事の割り振りとか対応もまた新たに発生してくることから、現段階では教職員と町費・県費のスタッフさんで何とか対応ができるだろうということを、8月の後半には園長・校長と話し合いをしました。

ですから、現状はこれからまた様子を見て、GIGAスクールのパソコン研修等が入ってさらに大変になって、何か別の支援が必要ということであれば、また学校と相談、園と相談しながら対応を考えたいと思っておりますが、現状としてはそのようになっております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

ボランティアに関しては、やはり保護者さんたち、私も含めてですけども、仕事を持っているので、なかなかPTAでやってくれというのも難しいところというのは重々承知はし

ています。ただ、僕が心配しているのは、支援員さんとか用務員さんとかスクール・サポートの方々とかで賄えていますかというところです。要は、先生たちがそういうところに時間を取られてくると、保護者のほうの声としてですけれども、やはり僕のところにも、先生たちの負担が多いんじゃないかと。そうすると、やっぱり授業に対して、ただでさえ休校があって今年は時間的に余裕がないという、やっぱり保護者さん、皆さん思っている方が多いと思うんですけれども、その中で先生たちが余裕がない。子供たちをちゃんと見てもらえますか、ちゃんと指導していただけるのかなという心配がやっぱりあるよという声は私のところにも届いております。

そういうところの部分で減らしていくというところで、先ほど教育長は、これから忙しくなってきたときにはまた相談をさせていただくということをしていましたが、町として、先生たちに対してですけれども、学校の消毒、文科省のほうも6月の部分から8月の部分にかけてかなり減りましたよね。消毒に関してはレベル1程度であれば無理にする必要はないぐらいまで下げています。

ですが、今、現状としては、やっぱり使うところはやる。かなり全部減った、全部がなくなったわけではなくて、減ったというところです。その部分を、じゃ、先生たちが入らなくてもできるようにサポートをしていただきたいなと思っております。その部分ができるのが町だったりとか教育委員会ではないでしょうかというところでございます。

僕が思うのは、人材は、例えば変な話ですけれども、シルバー人材とかに週3日だけでもお願いしたりとか、週2日でもいいですよ、各学校でね。そういうふうな形を取りながらやっていくことによって、先生たちは2日間、やらなくてもいい時間ができますよね。そういう提案をさせていただきたいんですが、町長、その辺に関してはどうでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、笠井議員から提案ということで、これは大変いいことだと思えます。自分自身や教育長が言っているように、8月、教育長また各学校校長の話し合いの中で、取り合えず必要はないのではないかという中で、現状を迎えている中で、これからは当然、GIGAスクールとかいろんなものが、さらにますます先生方の負担が多くなると考えておりますもので、それができれば、それは町は先生の負担を軽くする意味でもやっていきたいと思う。また、この辺は教育委員会と相談しながら、教育長の意見を聞いた中でこれは進めていきたい。笠井議員から一応そういう提案がありましたもので、これはまた教育委員会と相談しながらやっていきたいと考えております。

また、教育長から何かあれば、どうぞ。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 御提案いただいた、人材に学校に入っていただくということは、本当にできたらありがたいなというふうに思います。私もそのことができたらありがたいと思いますので、あとは予算面とか、それから学校側、幼稚園側がどんな形で入っていただくことがいいかということを、また現場の意見を聞いて、教育委員会としては町と相談しながら対応したいと思います。

本当にいい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

○議長（村木 脩君） 2 番、笠井議員。

（2 番 笠井政明君登壇）

○2 番（笠井政明君） じゃ、前向きに検討をしていただきたいと思います。要は何かというと、これに関してはやりましょうよという話だと思うんですよ。検討云々かんぬん、やり方はあるんですけども、やっぱり負担が多くなると、人間、忙しくなったりとか余裕がなくなるといろんな部分に影響が出る。それは皆さんもお仕事をしてきた中で経験はしていると思います。なので、そこの部分が、先生だって人間なので、幾ら子供のため、何のためといっても、やはりストレスがあつたりとか負担が多くなれば、やはり授業に支障を来たすんではないかというのが皆さんの心配事です。

ですので、教育委員会が、そのように先生たちの手を煩わせませんよと。これから来るであろう冬に向けての、もしかしたら第3波という形でなってくる。当町も2例、感染例が出てしまいましたが、これから、もしかしたら冬を迎えて増える可能性があります。生徒の中にも感染者が出る可能性があります。そうすると、やはり消毒だったりとか、そういうメンテナンスの部分はレベル3に上がってきますので、非常に全てをやらなきゃいけなくなってくると思います。そのときに、さあ、どうしようということでは、やはりそこで滞ってしまうし、先生たちは待たなしですよ。待たなしの状況が来ますので、今の段階からそういう準備を進めてほしいということです。学校と相談してどうなのという話で、やってほしいですよ、でも予算がないんで、ちょっと先生たち、頑張ってくださいよと言ったら、先生たちは子供のためなので頑張っちゃうと思います。だけれども、そこの部分を、予算は大変なのは分かります。だけれども、少ない中で、例えば全部をと言わなくても、じゃ半分は町のほうで何とかしようとかということだけでも全然変わってくるし、先生たちの現場のモチベーションというのは変わると思います。ですので、ぜひ冬までに御検討いただ

ればと思いますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは、やるといっても簡単にできない。要するに、二、三時間だと人が集まらないんですよ。要するに、やるならば、例えば今、これやったなら教育長言ったようにやっぱり、ある程度、二、三時間で人が来るというとなかなか来ないので、それが集まれば、これはやりますよとはっきり言いますけれども、その人材確保をどのようにするか。これが分かった中で、言った中で、それじゃ、その時間をボランティアではなくて専門家に、例えば1か月に1回ぐらい委託するとか、いろいろまだやり方があると思うんです。これは、絶対、私がやらなければならないと考えております。

その中で提案されたシルバー人材、これもいいです。果たして、そこはお願いしてやるかどうかね。いろいろな中でそれはフォローしていきたいと考えておりますもので、その辺はまた教育委員会と相談しますけれども、一応、学校がまたやる。本当は、一番いいのは保護者がやってくれるのが私は一番いいと考えております。そうすると、保護者の方々もいろいろな中で時間が取れないというようなことで、それは町もいろいろ考えた中で、やっぱり教職員の負担、これは軽減していきたい。そういう考えでございます。

また、教育長のほうに何かあったら答弁させますけれども、町の考えはそういう考えでございます。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） これから冬にかけて感染症、インフルエンザも含めて、また心配があります。それから、もし校内で感染者が出た場合は、さらにいろいろ気を遣うところですね。消毒作業等も増えてきますので、本当に笠井議員のおっしゃるような対応をしていくことは、私も基本的にはそうしていくことがいいんだと思っておりますが、ただ、先ほどお話ししたボランティアについては、いろいろな課題というか、町長が話をしたように、人を集めることの課題、それからいろいろな方に学校に入っていくことの対応の学校側の課題もあるということ、そういうこともありますので、その辺のところはボランティアは検討しなきゃいけないということと、それからシルバーさんについては予算のやっぱり確保をしなければいけないということと、あとシルバー人材の方はやっぱりどちらかというと高齢の方が多いわけですから、そういう方に校内のコロナウイルス感染症対策の予防の対策で入っていくことが、どうやって依頼できるのかということもちょっと考えますけれども、でも、本当に教職員が子供たちにしっかり向き合えるということからすると、その負担を軽減する

という考え方は、私も基本的に本当に重要なことだと考えておりますので、本当に町と相談して、学校とも相談して対応したいと、前向きに対応したいと思っております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 分かりました。

今、言うように、町長、人が集まらないよとか、お金の部分というのは非常にあります。ただ、目的としては教育長も町長も私も同じだと思います、教職員の負担軽減。じゃ、それをやるためにどうしようというところを検討しようというお話です。お金をかけてやれば、人が集まればできるよではなくて、じゃ人が集まらなかったらどうしよう、お金がかからないようにしたらどうしよう、そこを考えるのが仕事ではないでしょうか。

僕らのほうも、議員も今、何も動いていません。例えばですけれども、例としてですけれども、例えば皆さんの役場の職員さんたちを1時間、例えばですよ、削っていけば人員確保できますよね、現実的かどうかは別としてですよ。そこから詰めていかなきゃいけない。例えば、じゃボランティア、不特定多数で集まったら大変だけれども、役場の職員というのは皆さん顔が知れていて、感染症対策もしっかり取っているよとかあるじゃないですか。そういうところでやれないかなとか、できないかな、一日2人でも3人でもいいよねと。行って、ちょっとやってくれないかということができないかなという検討から始めないと、お金がないよ、人がいないよだけではできないと思いますということを最後に質問させていただきます。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 教育長はお金のこと、町はやっぱり教職員の負担軽減にはお金はかけてもいいと思う。その中で今言ったのは、どこか外部に委託できないかと言ったですね。やっぱり役場の職員といえば、役場の職員もいろいろあるもので、皆さん、役場の職員がちょっと行けばいいではないかと言いますけれども、役場の職員は職員で仕事がありますもので、それなら私は保護者のほうも一緒になって検討しようという中で、やっぱり保護者の方も検討してもらいたいですよ。その中で、いろんな中で、いろんなことをいい意味でできれば、それはいいと考えています。これは、町としてもある程度やっていきたいなとは考えている。

これは、ほんと金の問題ばかりではなくて、教育長は町のことを考えて、予算のことを言ってくれましたけれども、基本的には中でどこか委託はないかというののもちょっと相談した

ところでございます。やっぱり、基本的にはシルバーさんだって高齢者が多いもので、校内に関しては十分注意しなければならないとかいろいろなことも検討しなければなりませんもので、この辺はもう少し検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

最後に一言だけ。そのように検討していただいて、それは当然、PTAだったりとかも絡んでくるところがあるので、現状をやっぱり皆さんに知ってもらいましょうというところだと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、2番、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時45分まで休憩とします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時45分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 栗 原 京 子 君

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員の第1問、新型コロナウイルス感染症対策についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症に対しての対策のうち、議会のほうから町に対して申入れを行いましたけれども、その中から何点かについてを質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本町でも学校教育や経済活動が休止するなど日常生活に大きな支障を来たしました。もし、自分や家族が感染した場合に関して、様々な不安を感じている町民は多いと考えます。

そこで、議会として町に対し、コロナ禍での町政運営に対する申入れを提出しましたが、申入れの中の早急に対応すべき感染症対策事業について、以下の点を伺います。

1、感染疑いのある方やその同居家族の生活必需品や食材等の買物代行サービスや、食料品セットの宅配サービスなどの支援のお考えは。

2、防犯上の観点から休校措置になった場合、家庭で子供たちだけで過ごすことがないよう居場所づくりが必要と考えるが、いかがか。

3、災害時に備え、潜在看護師などの確保についてのお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 栗原議員の第1問、新型コロナウイルス感染症対策については3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、感染疑いのある方やその同居家族を濃厚接触者とその家族と仮定した場合、感染症対策として、感染伝播のリスクを低減させるため自宅待機などしていただき、健康観察の対象となられる方は濃厚接触者の方となります。その家族の方の外出につきましては制限を受けるものではありませんので、生活必需品の購入などの日常生活に必要なことは可能と考えますが、家族構成等、その方の生活環境により生活を維持していくことが困難な状況になった場合にサポートが必要になると考えます。

しかし、情報の公表がない限り、町が濃厚接触者個人を特定することはできません。保健所を通じまして、本人の意思確認をしていただいた上で電話相談などが可能となります。その上で、保健所の対応以外で生活面のサポートが必要となった場合には、町として、できる限り対応してまいりたいと考えております。

感染疑いのある方やその同居家族を確定者と濃厚接触者と仮定した場合、確定者のほうは治療入院などとなり、濃厚接触者の方が自宅待機など、周囲への感染伝播のリスクを低減させる対策を取った上で健康観察が行われます。この際、濃厚接触者の方の生活面のサポート

が必要となる場合が考えられます。この場合も、保健所が健康観察期間中の生活相談や指導を行います。保健所を通じまして、本人の意思確認をしていただいた上でサポートが必要な場合は町としてできる限り対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてですが、小学校の臨時休校時、保護者が仕事等で自宅にいない場合、小学校6年生までの児童は放課後児童クラブを利用できます。また、日曜、祭日を除きまして、放課後児童クラブが8時から18時まで開所しておりますので、御利用していただきたいと考えております。

次に、3点目についてですが、潜在看護師等の確保につきましては、平成21年度から開催しております町内の医師、薬剤師、歯科医師、助産師を構成員とする災害時の医療連絡会議におきまして、災害時の救護の運営には看護師の確保が重要との御意見をいただき、毎年、定期的に人材登録の広報や現役看護師の紹介による登録への働きかけを行っております。登録を申し込んでいただける方がいないのが現状であります。

また、町では県及び看護師協会に対しまして、登録されている看護師の名簿の開示、また情報提供をお願いしておりますが、個人情報保護の観点から情報の提供をしていただけておりません。

町といたしましては、災害時における看護師の重要な役割等を認識しておりますので、引き続き人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

買物代行ですけれども、濃厚接触者のご家族は外出については制限を求めないということでしたけれども、例えば検査待ちの間ってありますよね。症状が出てから相談センターに電話をかけて、実際検査が出て、陽性と分かるまでの期間は、やっぱりうちで、在宅で療養というか、している期間がありますので、その方も含めての生活支援というのは大事ではないかなと思うんですけれども、やはり保健所のほうからは、買物なんかはマスクをして出てくださいという指示とかお話をされるようですので、そこはやはり町としても、買物代行などのサービスの支援を準備しておくことは大切なのではないかなというふうには思います。

その個人が特定されてしまうという心配もあるので、例えば役場の車でその御自宅に行ったりとか、そういうことを気をつけながら、それでも例えば症状がある方は具合が悪いときに外に出るのも大変だし、また、なるべくだったら、疑いがある段階でも外に出ていただき

たくはないなという周りの思いもあると思うんですね。保健所が症状を相談している間に、御本人の希望があれば、町としても支援をしていきたいというお話ではありましたけれども、町のほうで、まずそういうサービスというか支援の取組のものをつくっておかないと、保健所のほうからはなかなか依頼ってないのではないかなというふうには思うんですけれども。

この買物支援サービスというのは、いろんなやっぱり自治体でやっていまして、買ってきてもらいたいものを1回500円で買ってきて、玄関先に置くという方法を取っている場合とか、あとタクシー会社とかと提携して、町がタクシー分の料金を払って、実費の分を負担していただいて物を届ける場合、また、例えば陽性とかそういうものに関係なく、この状況なのでリスクの高い高齢者は外に出るのがとても不安だという方もいらっしゃるので、そういう方の不安を軽減させるためにも、事前にそういうサービスを利用していただく。例えば、検査云々の前に、そういう外に出るのが不安だからという形での買物支援サービスであれば、例えば役場の職員の方が出入りしていたとしても、周りから、あそこはもしかしたらコロナの陽性なのではないかという詮索をされる必要もないと思うので、そこら辺の取組というのはちょっと考えていただく必要があるのではないかなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに栗原議員の気持ちは分かります。確かに高齢者は不安な気持ちですが、それは現場のほうも多分考えていると思います。基本的には、何回も言っているように町は考えております。これは、いざ出た場合は、まずは家族の確認とか、そういうものが得られた場合、町はいろんな意味で考えております。これは、ここに紙があります。それはまた課長のほうからやりますけれども、こういうこともいろいろ町は考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

その辺、また現場サイドからちょっと説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） ただいまの御質問の中で、生活の支援というのは非常に逼迫した問題かなというふうに考えます。ただ、例えば体調が不良になって、それから既設センターに相談をしていただいて検査等というふうにつながるまでの期間の間、そのところの対策ということについては非常に脆弱だなと。まず、情報が足りないというのが一番かなというふうに思います。

それから、感染症対策として、そこに一步踏み出していくというまでの期間については、

体調不良ということについて、何がもとなのかとはっきり分からないということもあります。やみくもに体調不良だけのことで役場が動いて云々というのは、感染症対策とはまた別の話になってくるかなというふうに思いますので、そこはまた少し考えなければいけないところかなと。本当に体調が不良だというだけでは、全然うちのほうには情報はもちろんない段階ですし、それから感染の公表等についても、個人の意思が尊重されるということもありますので、なかなか頂けない部分ではあります。

今までの行動で申しますと、まず8月10日に発生しましたものについては、以前もちょっとお答えをさせていただきましたけれども、こちらから保健所のほうに連絡をさせていただいて、それから感染者並びに濃厚接触者の方の中で町内の方、もし生活面のサポートが必要な方ある場合には役場はいつでも動きますので、ぜひご相談をくださいということを保健所を通じて、していただいたという経緯がございます。

2例目については、そういう町の姿勢を保健所のほうで知っていただいているので、逆に保健所さんのほうから、対応についてはこのようにということで、詳しくはお話はできませんけれども、逆にお返事をいただいた部分もございます。何がしか置かれたその環境、その方の環境、独居であったりとか、あるいは家族があったりとか高齢であったりとか子供がいたりとかという、その置かれた環境で非常にケース・バイ・ケース、対応を柔軟にしていかなきゃならない問題だと思いますし、柔軟さを欠いて、逆にスピード感をなくしてしまうんでは何もならないということで、ある程度、枠組み的なものでどういうふうにしていくかというのはあるんですけども、基本的にはそのケースにおいて、対策本部で必要な関係担当課、そこによって情報をなるべく小さく、コンパクトに共有しながら対応していくのがいいのかなというふうに考えます。

配食のサービスであったりとか宅配のサービス、そういうものについては、もちろん福祉のほうのサービスもございますので、そういうところで住民福祉課の担当等も入れた中で考えていくケースかなというふうには考えております。

いかんせん、町民の方がお困りになっていることについて、役場が動くというのは当たり前のことかなというふうに思いますので、先ほど栗原議員、言われたように、役場の車が乗りつけて、何だろうねというふうなこと、そこまでもやっぱり考えなければならないことだと思いますので、なるべく住民の方にリスクが及ばないような形で、対策は都度、都度、丁寧やっていこうというふうには考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） いろいろ細やかに考えてくださっているようで、またよろしくお願ひしたいと思います。

実は、この買物支援に関しては、もちろんコロナ対策ということもあるんですけども、これは以前から何人もの議員が町長に対して、高齢者の足代わりにということで、買物代行だったり、買物支援の施策をぜひということで質問があつて、町長も前向きに検討するという御答弁を繰り返してこられたので、このコロナをきっかけにこういう取組、仕組みづくりができれば、高齢者支援の事業にも継続していけるのかなというふうな思いもありましたし、また体調不良でなくても、沖縄県の南風原町は不安を感じている高齢者、自分は体調はいつもと同じだけれども、出るのが怖いよという高齢者のために、また妊産婦さんのために、そういう買物支援をコロナ予防対策として行っている地域もありますので、またそこら辺も併せて、ぜひ検討をしていただけたらなというふうに思います。

また、2 番目の質問の休校の措置についてなんですけれども、以前のように 1 人、コロナの方が出たから学校がぱんとお休みになるということは、これから先はないでしょうけれども、何かしらのガイドラインというか、学校で児童が感染した場合にはその学年は休校とか、そういう決まりというかルールというか、そういうものはあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今言った買物支援、高齢者の。これは町としてもやらなければならないことですから、これを機にさらにまたやっていきたい。考えます。よろしくお願ひいたします。

学校関係は教育長から答弁させます。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 学校で感染者が出た場合ということですが、これまで 6 月に保護者宛てに、学校等でどういう感染が出た場合にどのように対応するかという対応の基本的な方針を配布しております。学校の中の児童、教職員が感染者となった場合は、その該当の学校・園は必要な期間を休校とするということが大事です。濃厚接触者の特定、それから必要な消毒等を行うということで、文科省のガイドラインの中には、今は大体 3 日間程度を休校として、そのような対応をするということになっております。

それから、今度は家族の濃厚接触者として子供が特定されたとか教職員が特定された場合は、その本人は2週間、自宅での健康観察をして休んでもらいます。欠席ではなくて停止という扱いですけれども、学校は休校にはなりませんので、濃厚接触者に特定された子供がお休みということになります。基本的にはそのような対応策を取るという方針であります。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

実は、文教厚生常任委員会のほうで、今回のというか前回のというか、休校に関してとか様々アンケートを、小中学校の保護者の方々にアンケートをウェブ上で取らせていただきました。その結果、やっぱり様々な、自由回答のほうにも書き込んでくださる方が多くて、それで、休校中に家庭で子供だけで過ごしているというのが34.7%の方が、実は子供だけが家庭にお留守番というか、家庭で過ごすということでありました。自由回答の中にも、「子供たちだけでおうちにいる」というのが周りにもどうしても知られてしまうので、防犯上からもすごく不安だという声も書いてありました。

これから、休校、もし措置になった場合に、やはり急だったりするので、なかなか預かってくれるおじいちゃん、おばあちゃんもいなくて、子供たちだけで過ごすというのは、やっぱり防犯上よろしくないのかなというふうには思います。

前回のときに、たしか放課後児童クラブは小学校4年生以上のお兄ちゃん、お姉ちゃんがいる方は御家庭でお兄ちゃん、お姉ちゃんが見て、上の兄弟がいない子だけを預かるという形だったと思うんですけれども、そこら辺ちょっと確認してもらっていいですか。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） 放課後児童クラブは小学校6年生まで利用できますので、もし兄弟なんかで中学、高校生とか高学年のお子さんがいらっしゃれば、家で見ること也有可能だろうと思います。また、小学校6年生まで子供がいても、放課後児童クラブを利用されたい方については利用できますので、利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） たとえ兄弟がいても、もし放課後児童クラブのほうを利用したければどうぞというお話だったので、それはよかったなと思います。それは保護者の方々にも周知

のほうをお願いしたいと思いますし、またそれだけではなくて、やっぱり警察なんかにもお話をして、パトロールを強化していただいたりとか、また子供たちにおうちで子供たちだけで過ごす際のお約束事というか、電話には出ないとか呼び鈴が鳴っても出ないとか、そういう配布物を配って、家庭で親と子供たちでしっかりと約束を守ってもらうような決まり事をつくったりとか、いろんな形でやっぱり子供たちを守っていききたいなというふうに思いますので、そこら辺の放課後児童クラブの、どなたでもどうぞという部分に関しては、またお知らせでさらをお願いしていただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、潜在看護師の募集についてなんですけれども、以前も実は災害時のためにということで募集をしようと思ったけれども、保健所のほうがなかなか個人情報保護の観点から教えてくれないんだというお話は何ってありました。やはり、保健所のほうからは教えてもらえなくても、災害時、どうしても今、特に医療関係の資格がある方、また介護の資格がある方も、災害時のことを考えると、たくさんお手伝いしていただけるといいのではないかなというふうに思います。

なかなか募集しても集まらないということでしたけれども、例えば回覧板で回して、こういう方、いらっしゃいませんかとか、また区長会とかで区長さんとかに、区のことで大体いろいろ分かっていらっしゃると思うので、そういう方がいたら御紹介いただけるようお願いしてみるとかしてもいいのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、子供に関しては、本当にたしか啓蒙が少なくて、一応、最終的には放課後児童クラブを使えますとやっておりました。そうすると、啓蒙が少なくて35%の方が心配していると。これはさらに啓蒙しないと、一応小学6年生までの家庭には必ず放課後児童クラブで見られますよということは言っていきたいと考えております。それもまた啓蒙した中で、子供たちが安心し、安全でいられるような、そういう場所を町としては提供していきたいと考えております。

次に、看護師の関係でございます。これは、再三再四、災害時には必ず看護師さんが必要ですから、OBとかいればと。もし栗原さんが看護師のOBを持っていたならば、率先してやってもらえれば大変ありがたいと思います。やっぱり、なかなか言っても集まらないのが現状でございます。当然、また区長会でもそういうとき投げかけた中、回覧板でもまたやる。何しろ町としても絶対欲しいあれですから、そういう中で保健所のみならず、県の看護師の

協会、OBのほうで本当に欲しいと言っても、要するに個人情報という中で知らしめて教えてくれないもので、逆に住民の方が例えば1人いるとか、周りにこういう人がいるよとか。多分、回覧板でやってもなかなか集まらないと思うもので、そういう中でやっぱり区長さんを通じた中で、一応住民にこういう人がいるって言ったら、その方から輪が広がっていけばいいのかなとは考えておりますもので、今、栗原さんが言われたことはまたやっていきたい。区長会とかいろんな中で看護師も募集していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） そうですね。やっぱり回覧板で回っても、なかなか声って上がってこないのかなというふうには思うんですけども、区長さんあたりが、やっぱりあそこのうちのあの人がそうだよというのは御存じのようなので、またそこら辺でぜひ啓蒙していただけたらというふうに思いますし、また看護師に限らず助産師さんも、実は県の助産師会が災害時に各避難所とか救護所を回って、妊産婦さんだったりとか乳幼児、または女性の方の例えば健診だったりとか相談を通してのケアをしてくださるという取組をしているんですね。

県のほうも、各市町でぜひ助産師会と提携を結んでください、協定を結んでくださいというお話が来ていると思うんですけども、実はまだ県内で10の市町としか協定が結べてないそうです。賀茂域では南伊豆さんのほうが手を挙げてくださったそうなんですけれども、会員さん、助産師さんが少ないということでちょっと立ち消えになってしまって、ぜひ広域でやっていただきたいという助産師会の会長さんのお話がありました。南伊豆さんがせっかくそういう思いがあるということですし、また東伊豆町でもぜひ何かあったときに、妊産婦さんのお母さんたちとか小さい赤ちゃんの健康を守ってもらうために、ぜひ協力をいただけたらありがたいことですので、また広域でこれは考えていただけたらいいのではないかなというふうに思います。もし、広域が難しければ、逆に東伊豆単独でもぜひ協定を結んでいただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） ごめんなさい。情報不足で、今、栗原議員からそういう助産師さんの協定、初めて聞きましたもので、それ、ちょっと町の情報不足なもので、ちょっと分からなかったもので、栗原議員から聞きました。それで、広域でできれば1市5町の広域連携があ

りますもので、その点でまた南伊豆のほうから提案していただければできると。うちの町、助産師さんが1名完全にいますもので、それは単独でそういうことの協定ができれば、それはまたいいことですから、別に悪いことではありませんから、また助産師協会に防災課のほうから連絡取った中で、どのようなことか聞いた中で、これはやっていきたいと思いますもので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ぜひ、よろしくお願いいたしますと思います。

今回、質問させていただいた何点かについては、議会のほうから、議員の総意として町のほうに申入れを行いました。しかしながら、臨時交付金の振り分けの中にその声が全く生かされていなかったのも、この一つ一つは一体どうなっているんだろうという思いで今日は質問をさせていただきました。まだ予算に余裕があるようでしたら、ぜひ、先ほどの笠井議員の先生方のサポートもそうですけれども、まだまだやっていただきたいことというのはありますので、またさらに検討を重ねてお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、栗原議員、臨時交付金、これに関しては余っちゃ困るんですよね。やっぱり今言われた問題は、起きたら町の財政調整基金を使ってもやらなきゃならない問題です。臨時交付金というのは、あくまでこれは返さない方向でやるお金だと自分自身では考えています。国のお金を、せっかくもらったお金を何かしら有効に使った中で、今言ったように、栗原議員が提案した申入書に書いたやつは、これは当然、町が臨時交付金を使わなくても、もしそういう場合が起きたら、これはやらなければならないこと。だから、臨時交付金の使い方をやっぱり議員の皆さん方もちょっと勉強した中でやっていただきたい。そう考えておりますもので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） もちろん臨時交付金の使い方については議員の皆さん、考えていると思いますよ。いろいろな申入れの中にも、そういうことで何点かを入れさせていただきました。

た。ただ、やっぱり観光とかそういうことに対して優先順位が高かったので、生かされなかったという形で。もちろん枠いっぱい、いっぱい使って、ぜひできることはやっていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 議会の議員の気持ちも分かります。やっぱり臨時交付金というものはどのようなもの、再度また、自分もちよっと勉強します。また議会のほうも勉強していただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたしたい。

以上です。

○議長（村木 脩君） 一般質問を終結します。

この際、2時30分まで休憩とします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 鈴 木 勉 君

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員の第1問、土砂崩れによる国道通行止めについてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

土砂崩れによる国道通行止めについてを質問させていただきます。

活発な梅雨前線などの影響により、7月4日と次の週の2回にわたり、激しい雨で国道135号線は土砂崩れが発生し、稲取白田間が通行止めになった。迂回路に、稲取高校より白

田までの町道が使われ、町民や伊豆を訪れていた多くの町外者や観光客が利用されましたが、迂回路に不慣れな町外者の戸惑いが見受けられた。今後、頻繁に発生することが予測されるので、以下についてを伺います。

1点目、有事の際、迂回路に使われる町道の運行、管理責任は町にあるのか。

2点目、7月4日の通行止めの際、稲取側は唐沢信号より住宅地内を迂回路として道案内をしていたので、地区内での渋滞が起これ、地区住民へ迷惑をかけた。二度目の通行止めの際には、道案内の場所が稲取高校入り口になったが、町がこれは要望したものなのか。

3点目、カーナビやスマートフォンの時代でも、山の中の道では行き先に不安を感じる人が多い。稲取保育園下の交差点、湯ヶ岡赤川橋付近などに案内看板が必要と考えるが、いかがか。

4点目、下り方面に向かう県外ナンバーの車が旧森恒病院前を通行している状況が多く見受けられたが、今後の対策は。

5点目、迂回路において走行スピードが速く、非常に危ない状況であった。注意喚起のため看板設置等のお考えは。

6点目、大型車両の規制について下田土木事務所からどのような報告を受けているのか。

7点目、町道にかぶる木の枝の処理はどのように行うのか。

8点目、道路の整備不良が原因で事故が発生した際の対応は。

9点目、新白田トンネルの照明が暗いとの苦情が多いが、その対策は。

以上の点でございます。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木議員の第1問、土砂崩れによる国道通行止めについては9点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、市町村道とは道路法上の道路で市町村の区域内にあり、その市町村の議会で路線が認定された道路であります。管理につきましては、日常及び災害時にかかわらず、その路線がある市町村になります。

次に、2点目についてですが、国道135号の通行止めについては、管理者が静岡県となりますので、確認したところ、下田土木事務所と事業者の協議の中で決定しており、町は通行止めの箇所については要望しておりません。

次に、3点目から5点目につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

案内看板や走行速度に関する注意喚起の看板等の設置につきましては、今回の災害を教訓に、今後、災害時には下田土木事務所と連携の上、バリケード等での看板設置について検討したいと考えております。

また、旧森恒病院前を県外ナンバーの車が通行している件につきましては、災害による通行止めで迂回が必要なときであるため、県外ナンバーの車が通行することは当然あると考えますが、安全を考慮し、案内看板同様、検討していきたいと考えております。

次に、6点目についてですが、大型車両の規制につきましては、下田土木事務所から特段の報告は受けておりませんが、静岡県道路通行規制情報提供システムにより規制の情報を取得することができます。また、電話での問合せにつきましても、情報提供はしていると伺っております。

次に、7点目についてですが、災害時に町道を塞ぐ倒木等の処理につきましては、公共土木施設の機能の確保、または回復を図ることを目的として、東伊豆町建設業協会及び東伊豆町の造園組合と災害協定を締結しておりますので、御理解をお願いします。

次に、8点目についてですが、道路の陥没等により事故が発生した場合等、当然、道路管理者として町道であれば町に責任はございます。対応といたしましては、当事者への丁寧な謝罪等を行い、町が加入する保険により損害賠償を行うとともに、早急に道路修繕を行います。

次に、9点目についてですが、新白田トンネルの照明につきましては、平成28年9月議会の一般質問で定居議員から御指摘をいただきましたが、平成29年度にはトンネル点検を行った際、13基の照明を全て点灯させました。しかしながら、十分なトンネル内の照度の確保は厳しい状況であると認識しております。

今後、どのような方法が最善であるか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

こういう道のことなんだけれども、本当に災害などの有事のときには、やはり町民の生活にも支障がないように配慮しなければならないし、まして「伊豆は一つ」というキャッチフレーズがありまして、どこの町にも伊豆は一つですから来てくださいねというのがあります。

こういう伊豆に来てもらう観光客に対しても、やはり災害、有事のときには無事に帰っていただきたい。やはり、それが私は一つのおもてなしの心ではないのかなという気持ちを抱いておるわけなんですけれども、今回のこの質問をするのに、よせばいいのに、私、通行止めになった日に、崩れた現場ではなくて、稲取から白田に出向きまして、どういう状況の中で通行しているのかなとか、そういう形の中で、そこへ行ってきたものですから、そのときに自分はやはりこういう点を改良したほうがいいのではないのかなというものを思って、今回の質問をさせていただいておりますから、先ほど答弁いただいたような形の中で善処していただければ非常にうれしいなと思うんですけれども。

そういう中で、特に一番思ったのは、稲取側から上っていったときに、保育園のあそこの三差路というんですか、右折するところですよ。あそこには風車の入り口という看板はあるんですけれども、この看板のところに伊東・東京方面という看板があったらいいのではないのかなと思ったんですけれども、そこで、私もまた大きなお世話なんですけれども、10分ぐらい止まりまして、立って、見ていたんですよ。そしたら、やはりゴルフ場のほうに上っていく車もありましたし、あそこで手前で止まって、スマホで行く先を確認するという、そういう車もあったりしたのが私は確認してきたんですけれども、そういう点で、あのところには、やはり有事の際にはそういう看板というものが必要ではないのかなと思ったわけなんですけれども。

これから、もちろん災害のときの話なんですけれども、今度は今の農免道が完成して、この道が非常に大川へ行く道にまた利用される頻度が上がったならば、ああいう要所、要所には案内看板がつくんだろうなと思ったんですけれども、この完成を待つというのが、非常にどれぐらいの時間を要するのかなと思ったときには、やはり大変ですけれども、有事の際にはそういうポイント、ポイントには一つ、案内看板というんですか。方向看板をやはり設置してもらったほうが私、いいのではないかなと思って、今回の中へ入れさせてもらったわけなんですけれども。

場所としたら、稲取側はそこなんです。それで、白田側に下りますと、私たちは地元だから橋の手前を右折すれば病院の前を通っていかれるということが分かるんですけれども、今の観光客の方なんかは、個人のうちの名前出しちゃいけないんですけども、その手前に平山さんのうちがあるんですよ。あそこのところの手前がまた右に入れるんですよ。あそこを入っていく車というのも確認してあるんですけれども、逆に今度は私、白田のほうから、信号のところから帰ってくるときに、先ほど言った中にもありました、区画整理で広がった道

が、ずっと森恒さんの元のところまで広いわけですよ。あれ、みんな、地元の人でない人たちは大体100%近いくらいに直進して上っていくんですよ、これも自分は止まって確認していましたから。

そのときに、やはり中で交差するのに、上から来る、地元の人たちではないんですよ、観光客の方なんですけれども、そこで擦れ違うのにも支障が出てきたなというのはあるわけなんですけれども、それを何とか対策が取れて、解決できればいいのかなというのがあるんですけれども、問題が、9点ほど質問してあるんですけれども、思いは一つですから。前後すると思うんですけれども、そういうところについてはどうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この県道の通行止めに関しては、一切、町に報告がありません、どの迂回路を通るとかね。当然、町と、これから一つの反省点として、一応、県道が通行止め、国道ですね。なった場合は、一応、迂回路に関しては、今度は県とちゃんと交渉した中で、こういうルートでいきましょうよということはやっていきたいと考えております、それが一つの反省。

今、鈴木議員が言ったように、保育園だと分かりにくくて、私も迂回したときに、真っすぐに行ったら今度は樋ノ口のほうへ行っちゃって。それで下小田原とか太田へ抜けるんです。下小田原でない、太田か。それを右へ曲がらないで樋ノ口のほうへ真っすぐ行っちゃって、あれ、この車どうするのかなんて感じてはありました。そういう中で、これから通行止めのときは、今度は県との連携をうまくやっていきたいと思います。

やっぱり、今、鈴木議員が言ったように、「伊豆は一つ」という中で、これはこの前、下田土木と円卓会議をやりました。その中で、うちの町はちょうど下田と熱海、ちょうど境で、熱海の土木事務所、下田土木事務所、関係しますもので、この辺のを密にしてくれと言った中で、今回初めて熱海のほうからの情報も入ってきた中で、これはやっぱり県と町が連携した中で、観光客とかそういう方には迷惑かけないような方向でやらなければ伊豆は見捨てられますもので、これを一つの教訓といたしまして、今後、今、鈴木議員が言ったことが観光客の中で不便をかけないような方向でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） やはり首長会議みたいところで、「伊豆は一つ」というテーマの

中では、それぞれの箇所何が起きるか分からないわけですね。今度の場合は下田のほうにも通行止めという箇所が発生したりする。そういう中で、やはりそこで戸惑う観光客だとかというのも非常に多いわけなんですけれども、今度の話も、自分たちのところに戻りますと、地元の人たちは、上を通ることに対してはそんなに支障はないわけなんですけれども、夜間についても、ここを通る車が確認できるわけなんですよね。そういうカーナビだとかスマホで走る人たちは相当いると思うんですけども、僕らみたいにモバゲーの人もいるわけなんですよね。だから、そういう人たちにとっては、やはり夜だとかということについては、案内看板というものが私、必要ではないのかなというのが思われているわけなんですけれども。

自分が思っていることだけが今度の質問になっているんですけれども、一番最初のほうに書きました、一番最初の7月4日の通行止めのときには、唐沢の信号のところが通行止めとして、例の唐沢台の人たちのところを迂回路として使ったわけなんですよね。それで、出ていくところが非常にスピルカーブみたいなところで渋滞も起きるわけなんですけれども、これは何とか町のほうに、こういう有事のときには、ここを迂回路としたらちょっとおかしいよな、駄目だよな、地元にも迷惑かけるから、こういうときにはやはり稲高のところにちゃんと立て看板を立てるとか、案内看板を出してやらなきゃいけないなと思ったら、まさかその次の週にまた通行止めになるなんていうのは思わなかったからね。

今の質問を考えたときには、1回目のときの通行止めのときに思ったわけなんですよね。何で稲高のところに案内看板を出さない。ごめんなさい、通行止めにしないで、何で唐沢台に持っていったのかな。2回目のときには、また確認に行ったときには、稲高のところのカーブのところには道の案内人がいまして、その人の背中の中のところの石垣には、食堂はこちらです、要するに飲食店はこちらですという看板もちゃんと立ててくれましたよ。そういうこともやはり配慮なんだけれども、これは町のほうから土木のほうにそういう要請があつたのかなと確認させてもらったら、そうではないと言うんですけども、やはり細かなことというのは、気がつけば、やはり縦割りではなくて横で、皆さんで、東伊豆町はこういうことがあつて、住民にもこうだから、県のほうも土木のほうもこうしてもらいたいなとかというものが必要なときにはやっていただきたいなと思うんです。

今日は、この質問の中では、そういう弊害が起きなかったなというところがあるわけなんですけれども、一番大事なことは、先ほど一番最初に楠山議員が質問したみたいに、やはり今、私が質問している白田へ行く道、将来は大川まで行くわけですから、やはりこの先が行

き止まりでなくして、これは伊東のほうまで抜けるこの道については、私たちも非常に願望していますし、長い時間かかるかも分からないんですけども、テーマとしては楠山さんが言っているやつにも僕は賛同するし、対応してもらいたいなというのをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村木 脩君） 答弁は。

○12番（鈴木 勉君） いいです。ありますか。じゃ、答弁してください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、最初に楠山議員、やっぱり迂回路、いざ災害が起きたときの迂回路、これは大変重要ですから、なるべく早めにできるような方向で検討していきたいと考えております。せっかく農免道も大川まで行く中で、やっぱりその先も伊東へ抜けるような道も含め、災害道路としてやっていきたいと思いますもので、それまた議会の皆さんと相談しながらやっぱり進めていきたい。

その代わり、今度は年に1回か2回かな、下田土木との円卓会議をやっております。その中で、さっき言ったように、熱海土木と下田土木がちょっと連携が悪いもので、うまく連携してくれと言った中で、今回、やってくれましたもので。そうすれば、この迂回路に関しては町は一切聞いておりません。当然、土木は迂回路、地図帳でやったと思うんですよね、現実を見ないで。そういう中で、それに関して今度は円卓会議のときに、そういう町道に対する迂回路なんかはまた町と相談してやってほしいということは要望していきたいと思いますもので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございました。

○議長（村木 脩君） 以上で、12番、鈴木議員の質問を終結します。

この際、3時5分まで休憩とします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時05分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（村木 脩君） 6 番、西塚議員の第 1 問、公共施設についてを許します。

6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） 最後ですので、頑張っていきたいと思います。

私の質問は、公共施設について、1 点ですので、よろしくお願いします。

今、日本中がコロナ禍により、人の移動が自由にできない状況下で、観光立町の東伊豆町としては大変減収が見込まれる。また、人口が年間200人から250人減少していく中、次の点を伺う。

1、エコクリーンセンター東河、し尿処理施設、水道施設などの運営はどのようにしていくのか伺う。

2 点目、小中学校を統合して稲取地区、熱川地区にそれぞれ一貫校を造る計画を見直す考えはないのか。

以上。

○議長（村木 脩君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 西塚議員の第 1 問、公共施設については 2 点からの質問となっておりますので、1 点目については私から、2 点目については教育長よりお答えいたします。

1 点目についてですが、東伊豆町と河津町で一部事務組合東河環境センターを設立し、ごみ処理施設及びし尿処理施設を運営しており、この運営費の大部分を両町の分担金で賄っております。

エコクリーンセンター東河につきましては、昨年度まで 3 年間をかけ、基幹的設備の改良工事を実施し、施設の延命化を図りました。令和 3 年度より地方債の元金の償還が開始となります。

し尿処理施設につきましては、今年度長寿命化計画を策定し、この計画を基に今後の改修方針を決定いたします。現時点では、来年度に実施計画、令和 4 年度、令和 5 年度に改修工事を行う予定となっております。

施設の維持管理、また修繕、老朽化への対応は不可欠でありまして、今後の運営の健全化と充実を考慮し、現在、ごみ処理の有料化について検討を行っております。

次に、水道施設関係ですが、水道事業の経営状況につきましては、事業所の休業などの影響により、6月に検針した2期分が大幅な減収となったこともあり、対応といたしまして事業の執行を停止するなど歳出の抑制など取り組んできたところであります。

しかしながら、事業の先送りは根本的な課題解決にはならないため、今後の動向を注視しながら、できる限り計画に沿った運営を行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育長。

（教育長 黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君） 次に、2点目についてですが、これまでの議会でも御報告させていただきましたが、平成30年から2年間にわたり研究を行った、東伊豆町小中一貫教育研究会より、昨年11月に研究報告とまとめを頂いております。

その報告では、東伊豆町における教育の方向として大きく3点にまとめられています。

まず、1点目は東伊豆町のこれからの教育の方向は、小中一貫教育を推進することが望ましい。

次に、2点目は東伊豆町における小中一貫教育の在り方は、熱川・稲取両地区に施設一体型の小中一貫校を設置することが望ましい。

そして、3点目は小中一貫教育を進めるに当たっては、保護者、地域への丁寧な説明と意見聴取、教職員への説明・研修を行うことと、仮称ですが、小中一貫教育準備会を設置し、詳細について準備、検討を重ね、課題を一つずつ解決していくことが提言されています。

熱川・稲取両地区に小中一貫校を設置することについては、東伊豆町がこれから目指すべき地域と一体となった学校は、これまでの地域との関係を生かしつつ、さらに連携を深化させた地域の教育拠点となることが望ましいとされています。

教育委員会としては、研究していただいた方向を指針として進めていく準備をしております。現段階で見直すことは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私は、この前もまた公共施設についてのことを言っていますが、今回は、やっぱり先ほど町長の説明にもありますように、3月から4か月間で、いわゆる入

湯客数 6 万 6,000 人、いわゆるマイナス 71%、このような数字が出ていると。そのときに、今、エコセンターも直しました。直しましたけれども、あれだって昔の 180 万人、観光客、人口 1 万 8,000 人と河津町の中の施設です。あれを直したからといって、じゃ同じように使っていていいのかと。人が少なくなって、ごみも少なくなってきているんですよね。

そうすると、やっぱり使い方、あそこだって平成 27 年に 1 個の炉ですか、2 億円かけて直したんですよね。そういう経過もある。やっぱりそういうところを見ると、やっぱりごみも少なくなってきている。そういう中で使い方、今までどおり使っていて、本当にもたせなかったら、住民のいわゆる負担が大きくなるというのは目に見えている。

そういう中で、新しく造るし尿処理場ですか。そこも老朽化になって、来年、再来年、考えなきゃならないという中で、いわゆる観光が今、70 万人まで落ちていると。そして人口も落ちてきていると。そういう中で、勉強しなかったらお荷物になると。ここに住んでいるとだんだんと人口が減ってくる、目に見えているのに。そういうことを考えて、しつこいようですけども、公共施設の在り方というものに対して、町がどのように踏み込んで考えているのかということを知りたいと、今回、そういう質問を再度、何回もやっているようですけども、再度そういう質問をしているということです。

また、学校の統合についてですけども、いわゆる人数が、教育長の地域に合った教育というのは、非常にこれを見ると、熱川小学校、中学校、みんないろいろな「たくましい稲取っ子」「熱川っ子」とか、幼稚園でも。そういう一つ一つの地域に合ったビジョンを出しているということがよく分かります。けれども、いわゆる、あと 5 年後ですか。統合を考えたときに、今、幼稚園の数が年少が合計 12 人、稲取幼稚園というのは。そして、年中が 28 人、年長が 32 人。それで小学校 1 年生が 61 人、2 年生 49 人という中ですよ。この子たちが小学校へ入るときに、これで 2 つに分けるのかと。まして減収していて、町の収入も少なくなってきている。これからの町の、本当に子供たちのことを考えているのかと。それは地域に合った、教育長が言っているように、稲取・熱川のこれだけの中学校も小学校も皆、変えて、いろんなグランドデザインも変えてやっている。それはいいことだと思うんです。けれども、こんなに少なくなった人数を分けてではなくて、やっぱりそこで切磋琢磨させて、東伊豆町の子供をつくるということのほうを考えがあると思うんですけども、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、公共施設の関係。これは、河津との一部事務の関係でございますもので、これは西塚議員が言ったように、無駄にならないです。最少限の費用で最大限の

費用対効果、これをやるような方向でやっていきたいと考えます。当然、河津町とよく話し合った中で、やっぱり今、西塚議員言ったように、どんどん検証して、その中で今のほうがいいのか、いろいろ検討した中でこれはやっていきたいという中で、なるべくお金をかけず最少の費用で、一番町民によくなるような方向で考えていきたいと思います。その辺は、御理解願いたいと思います。

ほかに一般の公共施設もあります。これは町のこともありますので、これは町独自で今、公共施設のことを検討しておりますもので、この辺は御理解願いたいと思いますし、今後、エコクリーンセンターとし尿処理場は河津との一部組合なものですから、町独自ということできませんもので、これはよく西塚議員が言っているように、また議会もありますし、そういう中で、いろんな中で最少の費用で最大の効果を上げるような方向でこれは運営していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 御意見ありがとうございます。

今、年少の子供たちの数、言っていただきましたが、幼稚園では熱川・稲取合わせて12名の年少の子供の数です。ただし、この年代は保育園にも子供がいますので、その子たちを含めると、5月1日時点で年少の年代の数は36名となっております。町民が減ってくるという人口減はもちろんですけれども、それに合わせて子供たちも減っているということはもちろんのことです。その人数を、これからの教育をどういうふうに進めていくかということは大きな課題であることは、前からお話をいろいろとさせていただいているところですが、今の幼稚園の人数、ちょっと年少12というのは何かすごくインパクトがありますけれども、12ではありませんので。小学校に入る子供たちの数はもうちょっと今はいるわけですが、

それで、これからのことですが、東伊豆町の教育を5年前から学校教育環境整備委員会で検討していただいたものが、昨年度の小中一貫教育研究会の研究まとめにまでつながってきておりますけれども、その中でも子供たちの数と、それからこれからの教育ということはもちろん議論をされてきております。その間に大川の幼稚園、小学校と熱川の幼稚園、小学校は統合しております。そのときには、幼稚園の年代でゼロの学年があったと、大川ですね。ゼロとか1とか2とかという、やっぱりその学年の人数は学級として授業をするというような人数としては、やはり一緒に教育を子供たちが進める人数としてはあまりにも少ないということで、大川と熱川の統合は進めたわけです。

ただ、今回の小中一貫教育の人数のことを申しますと、今言ったように、現在の年少の年代は36名ですが、これから出生時の数が減っていくことはもちろんなんですけれども、国立の人口問題研究所の統計によりますと、これから東伊豆町の将来の人口、出生児数の見込みが2018年に発表されておりますが、2018年の段階で、これから25年後ですね、令和27年のところまで推計が発表されております。25年後の東伊豆町の出生児数は11名となっております。これはあくまでも推計ですが、その11名が稲取と熱川に分かれて小学校に入る段階になると、1学年が5人とか6人の学年になると。令和27年に生まれた子が小学生になるには、令和30年以降ということになりますから、今から約30年後ぐらいになると。その段階で5名か6名の学年の子供がいるということは、大川小学校の最後のゼロとか1とかということよりもまだ数があります。そうすると、小規模の学校として教育を進めていくことは可能だと私は考えておりますので、大体25年後ぐらいをめどとして考えて、2つのそれぞれの熱川・稲取の小学校、中学校を一つの学校にするという教育の仕方の学年の人数としては教育は進められると。

それは、本当に子供たちのことを考えているのかということからすると、人数だけでは今、考えておりませんので、教育の内容、それから地域との連携、そうした中で、子供たちにとって本当に充実した教育を考えるという、総合的な観点から私は進めていくことを現在では考えております。これは私個人の考えではなくて、その研究会の報告・まとめの中で頂いたものです。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 自分も思うんですけれども、いわゆる統合しちゃうと、東伊豆町小学校というのを考えたときに、いわゆる先生の数とかという問題が出てくると思うんですけれども、そういうのを、やっぱり今の現状の、県の人数による先生の数とかというのはあると思うんですけれども、そういうのをやっぱりちょっと外して、こういった考えの中で、もっと先生を使って、これからのいわゆる教育というのはいろんな分野の専門、知識の先生が必要になってくるとするのは、この前も文科省で言っていたように。そうすると、先生というのはやっぱり今の教え方ではなくて、いろいろと専門の先生を置いて、それで、それに特化させると。そうなったとき、やっぱり統合、一つになっていたほうが、そういう面では闘いといったらおかしいんですけれども、教育の面でも非常にいいものが出てくるのかと。

それと、また今こういう時期でテレワークとか、もし災害があったときは家にいてもちゃ

んとできるという中も今なっているのに、27年ですか。子供の教育って、子供が少ないからいい教育ができるのかではなくて、世間に行けばもっと大きな失敗の中で闘わなくちゃならない。都会へ行って、大学へ行けば、いろんな人と会わなきゃならない。そういう中で、やっぱり多少でも、その地域の中でみんなと付き合うということのものを教えていったほうが、この人数で本当に、自分のときは1クラス50人、200人、5クラスでやっていて、それだって稲取だけでやってきたと。そういう中、あるんですけども、やっぱりこの人数で本当に地域の子供、できるんだろうか、部活ができるんだろうかと。まだ小学生はいいですけども、中学生だってやりたいことだってあるだろうと思うんですよ。

やっぱり、それは子供のことを本当に考えているのかと。前も言ったように、子供のアンケートを取ったのかと。そういうのはまだ見てきてないですよ。子供のアンケートを取ってくれと言ったけれども、まだ見てないです。本当に子供たちのための教育をやりたいのか、この東伊豆町がよそに負けない小学校、中学校を造りたいのかというのに対して、ちょっと疑問があるんですけども。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 子供たちのために専門の教職員の力が大事であるということはそのとおりで、今、文部科学省のほうの中央教育審議会でも、このコロナの状況で子供たちの教育の環境が非常に危ういということと、それから今回、感染リスクを避けるために分散登校をしたり、大きな人数の学級は2つに分けて授業をしたりということをやっております。

その中で、中教審でも議論されているのは、少ない人数を先生が教えることのメリット、利点がさらに確認されているということで、これから文部科学省としても、今、40人の定員で、子供たちの数で学級を編制するんですけども、それを少なくしていく方向で議論がされています。

その中で、もう一つ議論されているのは、小学校の高学年に専門の教科の力を発揮できる教員を配置して、専科制度、例えば英語の授業をやるには英語の教科免許を持った教員が当たるということを進めていくということで、専科教員の授業を進めるということも審議されています。ですから、多分進んでいくと思います。

それは、この小中一貫教育の中でも、小中一貫教育を進めている学校は、その一つの学校の中に中学校の教員と小学校の教員がいますので、中学校の教員は専門の教科の免許を持っています。小学校教員は、小学校という教育課程を取った、小学校の免許を持った教員もいますし、中には教科の免許を持った、中学、高校の免許を持った方もおります。それを小中

の一貫校の中では、中学の専門の教員が小学校の高学年に理科を教えるとか、英語を教えるということが可能になるということで、今、西塚議員さんがおっしゃった専門の教員の力を発揮するという意味では、小中一貫校にはそのメリットがあるということを前にもお話ししたような気がします。

それと、教員が教える数から言いますと、前にもちょっとお答えしたんですけれども、例えば令和27年度の、これから25年後の小学校の1年生が14人なんです。推計によるとですよ、14人。それが1つの学校になっても14人、2つの熱川と稲取に分かれると7人、7人です。そして、それが例えば1校の学校になったとして、14人の場合は担任は1人です。40人以下ですから担任は1人。でも、熱川と稲取に分かれると7人、7人で、それぞれ1人ずつの担任がつかます。そうなった場合は、それぞれの学校に分かれていた場合は、教員の数は、簡単に言うと2倍ぐらいの教員がこの町内にいるということになって、子供の教育にとっては、非常に私はメリットがあるという話を前回にもさせていただいて、ただ、あんまり長くしゃべったので、前は注意されましたので、これぐらいにしておきますけれども、そういうメリットも考えながら、総合的に子供たちの教育のために本当にいいことをどういうふう考えていくかということで、今、検討しているところです。

子供のアンケートはやっておりませんが、また、これから保護者の皆さん、地域の皆さんに説明会をしていく段階ですので、子供たちにどうそれを聞くかということとはなかなか難しいことであります。大川の時にも子供たちにアンケートを取っておりません。やっぱり保護者の皆さん、地域の皆さんと考えさせていただいて、その後、子供たちは一緒になった段階でいろんな声を聞いております。大川の子供たちは熱川に行って非常に楽しそうに、充実した小学校生活を送っておりますので、一緒になるということについては、子供たちもそういうメリットはあるかと思います。現段階では、まだアンケートは行っておりません。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 教育の話をしていると終わっちゃいますので、水道ビジョンのことで、水道のこともそうですよね。いわゆる水道も平成27年に25%値上げをしまして、年間20%ずつの赤字が出ていて、平成31年にはプラス・マイナス・ゼロ。値上げしていかなきゃならないというような計画の下でいて、町長が先ほどもコロナ禍で事業を先送りしたという中で、やっぱり水道は皆さん、みんな使っているもので、それで今、人口が先ほど言っているように減ると1人の負担が大きくなると。まして、旅館もこれだけ人数も少なくなっている

と。いわゆる500人入るところが250人しか入らなくなったと。そうすると水道を使っている量も少なくなってくると。そうすると、やっぱり必然的に個人の支払うお金が。そのために、やっぱり、稲取、井戸を掘ったりしているわけですね、そういう活用。

それと、またこの前、挙げていました水道ビジョンの中でも、いわゆるそのところの大川とか白田地区、地区、地区のものの考え方というのを早めにやらないと。先送りではなくて、早めにやらないと、後に負がどんどん残って、町民負担が大きくなるんじゃないですか。今でもプラス・マイナス、今年あたりでゼロ。コロナの関係でマイナスになっていると思うんですけども、そういうことを考えたときに、水道料とかそういう問題の考え方はどうなんですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、また水道料金なるべく、やっぱり今、西塚議員が言った、膨れていくばかりですよ。それで、町としても早く百山荘の計画していますよね、それを早く推進したいと。今の浄水場でやっても、これ以上、経費が、経費が本当、いっぱい現場じゃ削減しております。これ以上の削減は厳しいかなという中でやっている中、現場サイドは頑張っておるので、町といたしまして、井戸の計画をしております。さらに、百山荘の計画、これを前寄せることができればいいなとは考えております。その中で、基本的には水道料金を抑えていきたいと。

しかしながら、やっぱり水道というのは生活に不可欠でございますから、ある程度、値上げとかそういうことはまた、町民の皆さん方に御理解願えたならば、最低限でやっていきたい。その中で、今回、コロナ禍によりまして、自分としては先送りするしかないかなとは考えておりますもので、今言ったように、そういうような中で水道のほうは考えていきたい。また、町民の負担がかからないような方向で運営していきたいと思いますもので、いろんな御提案、御提言いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） やっぱりこれだけの減収が見込まれる中で、公共施設、そういうものの在り方を根本的に、もう1回見直す。前、見直したからいいではなくて、新たにもう1回見直して、町民の負担をどう軽くして、住みやすいまちづくりを皆さんで考えてやっていっ

てもらったら一番いいかなと思っています。質問終わります。

○議長（村木 脩君） 答弁はいいですか。

○6番（西塚孝男君） はい、いいです。

○議長（村木 脩君） 以上で、6番、西塚議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

令和2年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和2年9月8日（火）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 14番 山 田 直 志 君

1) 水道事業と水道料金について

2. 3番 稲 葉 義 仁 君

1) 小中一貫教育に関する今後の方針について

日程第 2 議案第50号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第51号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第 5 議案第53号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）

日程第 6 議案第54号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 議案第55号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第56号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第57号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第58号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第59号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 報告第 4号 令和元年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

日程第13 報告第 5号 令和元年度東伊豆町資金不足比率の報告について

追加日程第1 発議第4号 議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議について

出席議員（12名）

1番 楠 山 節 雄 君

2番 笠 井 政 明 君

3番 稲 葉 義 仁 君

5番 栗 原 京 子 君

6 番 西 塚 孝 男 君

8 番 村 木 脩 君

1 1 番 藤 井 廣 明 君

1 3 番 定 居 利 子 君

7 番 須 佐 衛 君

1 0 番 内 山 慎 一 君

1 2 番 鈴 木 勉 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
住民福祉課長	村 上 則 将 君	住 民 福 祉 課 参 事	木 田 尚 宏 君
健康づくり課長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課参事	齋 藤 和 也 君
農林水産課長	桑 原 建 美 君	観光商工課長	山 田 義 則 君
建 設 課 長	齋 藤 匠 君	防 災 課 長	竹 内 茂 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	正 木 三 郎 君	教 育 委 員 会 会 長 教 事 務 局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 参 事	前 田 浩 之 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第3回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

14番、山田議員より一般質問で、掲示板の使用、資料配付についての申出がありましたので、これを許可します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員の第1問、水道事業と水道料金についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。すみません。マスクを取って一般質問させていただきます。

私は通告してあります水道事業と水道料金について質問をいたします。

水道事業はライフラインと言われる町民の生活圏を担う事業であり、維持継続させなければならない町の最重要事業であります。今年度は水道ビジョンによる取組を本格化する初年度ですが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた水道事業と今後の運営、水道料金について質問いたします。

第1、コロナ禍でこれまでの水供給量、収益の影響は、年間を通じてどの程度の影響を見込んでいるのか。

2点目、水供給量、収益の減少に対応する対策を考えているのか。

3点目、水道料金への影響と改定率や時期をいつ頃と見込んでいるのか。

4点目、一般会計、臨時交付金の活用についてのお考えは。

以上、お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。私もマスクを取らせていただきます。

山田議員の第1問、水道事業と水道料金については、4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、第1点目についてですが、事業所の休業などの影響により、6月に検針した2期分が大幅な減収となりました。前年対比、約2,000万円、30%の減でした。

しかしながら、休業前の1期分と、事業再開後の3期分につきましては、減収を予測しておりましたが、結果としてはほぼ前年並みとなっております。

このように、今後の予測をしにくい不規則な動きをしておりますので、今後の動向に注視していきたいと考えております。

次に、2点目についてですが、昨日の西塚議員の質問でもお答えしたように、事業の執行を停止するなど、歳出の抑制などに取り組んだところでありますが、コロナ禍の状況と水道事業の経営状況をしっかりと見据えながら、できる限り計画に沿った運営を行っていきけるように、今後の経営判断をしていきたいと考えております。

次に、3点目についてですが、現在の非常に厳しい町内経済状況や、また住民生活を考えますと、今は料金改定の方法や時期を判断するタイミングではないと考えます。コロナ禍と町内の経済状況を見据えながら、今後判断していきたいと考えておりますので、ご理解をお

願いたします。

次に、4点目についてですが、公営企業は独立採算制を経営の基本原則としているため、法令に基づく負担または補助以外には一般会計からの繰出しが制限されておりますので、自助努力による経営に努めていく必要があると考えております。

また、臨時交付金の活用につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応と、地域の経済対策や、また住民生活の支援のための取組に対して活用できるものであり、公営企業の損失補填には充てることができないものと解釈しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、今、概略のお考えを伺ったところで、ただ、町長資料でもお示しをしておりますけれども、上程されていませんけれども、議案として配付されている水道の補正予算の関係で見ると、今言われたように減収分が2,000万円、キャッシュ・フローでは実は6,000万円の減収になっています。2,000万円はどういうことになるのかというと、この資料で見ると、おおむね今年度の経常利益を失うというような状況になります。これがもっと進んでいけば、減価償却さえ全て計上できない、こういう状況が生まれてくるわけです。

そういうことはどういうことになるのかというと、この2,000万円の状況がそのまま続けば、通常で考えると、この2,000万確保するために水道料金を、やっぱり数%から10%の値上げが必要になる。もっと影響が大きければ、十数%から20%の値上げがこの事態で起きかねない状況だと思うんです。

それに加えて、水道ビジョンによる設備投資をするということになれば、大変な負担が町民にかかるという問題ではなかろうかなというふうに思うんです。そうすると、私は、そこで、町長、この横にも書いたんですけれども、では町として今何ができるのかなということを見ると、まず、やっぱり水道ビジョンの施行内容について見直しというのも本当に必要ではないかと。今まで大ざっぱ40億ぐらいとか言われてきました。だけど本当にこの状況でその工事をそのままやって、その元利償還を町民が負担できるかどうかという問題だと思うんです。このやっぱり見直しを考えるということが、ちょっと一つ、今回は全体必要だと思うんです。

この辺は、町長、どう考えますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、試算としては出しておく。しかし、壇上でも言いました、2期分は減収とも、1期、3期がふだんどおりと。ちょっと、経緯を見てみたいと思います。その中で、水道ビジョン、変える気持ちはありませんよと、その推移を見た中で水道ビジョンのまた変更もあるのかなと考えておりますけれども、今の、現在のところでちょっと、この時点からもう少し様子を見た中でやっていきたい。今のところは、水道ビジョンを変える気持ちはありませんので、これは原課と話し合いながらそういう方向でもやっておりますもので、それを御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 水道ビジョンの見直しということになると、私は必要になってくると、というのが町長、町長が行政報告で言ったように、GDPが去年の状況に戻るまで、やっぱり3、4年かかるんじゃないかと、こういう見通しですね。そこで、今生まれている事態はどういうことが生まれるのかというと、民間の企業に働いているところの給与が下がりますよね。物価も下がってきますよね。こういうことになると、今後、やっぱり、当然、職員で言えば人勧が下がってくる、またこのことによってマイクロ経済スライドということでも年金も下がってくる、ですね。そうすると、また生活保護やなんかも全ての基準が下がってくる。こういう事態が今の暮らしがそのままではないんですよ。これが、来年になるとこのGDPが下がる、給料が下がっているということが全ての町民の生活にマイナスの影響で出てくるわけです。

だから所得が減っていく中で、この水道料金の値上げというのは町民にとってみればとんでもない大きな増税だということになるわけなんで、これはやっぱり大変な問題だとして考えていく必要があると思います。

昨日、夜、資料をいろいろ検索していたら、大変、実はびっくりすることに出会いまして、総務省の公営企業経営室の資料をスクロールして見ていたんですけれども、東伊豆町水道課長という名前が出てきまして、前水道課長の石井課長が総務省の水道財政の在り方に関する研究会の委員を務めていて、その報告に参加、参加していたということが、大変、実は総務省の資料で、東伊豆町の職員の名前を発見するなんていうことは初めてでして、大変驚きました。また、そういう課長だったので、水道ビジョンについてもしっかりと考えてつくったとは思いますが、つくったと思っていますけれども、負担をする町民が負担し切れない計画というわけにはいかないわけですから、やっぱり40億のものが38億なり、35億で何とかできな

いのかというような、やっぱりチェックというものは必要になってくるのではないかなと。

そういう課長がまとめられていたということを考えると、私はそこで総務省の公営企業アドバイザーがいます。こういうアドバイザーを活用するということも、やっぱり検討すべきかなというのは、それだけの課長さんがやった仕事を、僕もなかなかすぐにチェックするというのはなかなかできませんし、そういう面言えば、公営企業のアドバイザーを活用すると。そういう点でいうと、以前、町長ともお話しして、一度うちの町にも寄っていただいたことがあるんですけども、共立湊病院のときの絡んでいただいた元三春町の水道課長なんかをやられました遠藤誠作さんは、現在も総務省の公営企業アドバイザーをしております、近隣では富士市の水道料金審議会や水道ビジョンのやつにも参加しております。

こういう方に、このビジョンを見直して、また施工内容を、本当にここが必要なのかというような、どうしても町の計画というのは、コンサルや何かに設計依頼しますから、その中でコンサルもやっぱり安全を配慮してはいると思うんだけど、どうしても課題になっている部分もあるかもしれません。こういう人も活用してチェックをするということが、必要になるというふうに思っております、そういう形で、1回、たしか吉野課長のときに来ていただいて、恐らくこの水道ビジョンの今回の骨格になっている、やっぱり水源を白田から、やっぱり稲取と分配してやっていくほうが、この町にとってはいいのではないかなというようにお話も、たしか遠藤先生あたりとの話から出てきた話ではないかなというように思うんです。この辺の活用を、町長、ぜひお考えいただく。これ、多少の経費かかっても、絶対必要だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、山田議員から本当にいい提案、本当にこの水道ビジョンにつきましては前課長の石井課長がですが、これ県の要請で、一応うちの町が水道、一生懸命やっている中でうちの課長を派遣してくれないかという中で、1年間派遣した中でやった状況でございます。そういう大変、町としても大変ありがたいと考えております。

それで、山田議員が提案した、確かに専門家が見た中で一つ水道ビジョンまた再検討する、これは絶対必要だと考えておりますもので、それはもうやっていきたいとか、また総務省のほうにも多少、私、全国町村会の副会長をやっている、ある中である程度事務次官も知っておりますもので、遠藤さんか、僕分かりませんが、その辺は前向きにもう、積極的に来ていただく、そういうような方向で働きかけたいと思いますもので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 全ての総務省の公営企業アドバイザー、知っているわけではないですけれども、遠藤さん、東伊豆町にも来たことがあるということとか、もともと福島県の三春町での実績や町村財政をやっぱり知っていらっしゃるということが非常に心強いというふうに、私感じております。

それと同時に、やっぱりそういう方が入っていただくことで、今後のやっぱり国の補助金の問題ですとか、今、通常でいうと対象ないですというふうな話は聞いているんですけども、確かに今、国の補助金は制度はあるんです。この資料もお示したように、制度はあるんです。ただ、どうも利用しているのが大きな都市ばかりなんです。町村でこの国の補助制度に該当して使っているという例がなかなか調べて出て来ない。

でも町長、これ、水道料金という形でインターネットで検索をすると、やっぱり水道料金において、既に約8倍の格差があるんだと。こういう中で、高いほうというのは夕張市だとか、もう本当に辺境な中山間の地域なんです。これは、町長、全国の副会長ということだけでも、この水道料金の国庫補助が大都市しか活用できないような補助であったとするならば、この8倍の格差がどんどん広がっていくと思うんです。

これは、だからうちの町だけの問題ではない。ほかの全ての町村が、函南とか清水町あたりは全く関係ないという話あるけれども、賀茂郡だけではなくて、本当に地方の問題と、これはS U U M Oなんていう住宅雑誌、地方移住なんかの雑誌の中でも水道料金の高い町、低い町なんていうのは、全部リストが出てくるんです。これは、こんな状況の中で、国の補助というものが大きな市しか利用できないような制約があるならば、ここはやっぱり政治として変えていく。市町、町村でこれを利用できるようにしなかったら、基本的な町民の生活権になる水を守っていくことはできないし、ただただ独立採算制だなんていうことを言っていたら、これ公営企業ではなくなっちゃうと思うんです。これは町長がやっぱり働いていただくところだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに、この水道事業やる時に、国・県の補助がないかというのは、調べてもないというのが現状で、これ、その中で、今、山田議員が言った大都市というだけで、町がやっていない。これ、ちょっと内容を精査した中で、それはまたどのような状況かというので、また、国・県、国のほうに働きかけることができるか、もしそういうことができれば、それやっていった中で、やっぱり、ここでライフラインは絶対必要ですからもう、

未来永劫、やっぱり町民には負担をかけないような方向でその水道料金もやっていきたいと考えておりますので、ちょっとそれ検討させてください。一応、国、大きな市ができて、どうして町ができないか、その辺を検討した後、これやっていきたいと思います。その辺は検討していきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、ここのお渡しした資料の中にもあるんですけども、これは、今回のやつは大半が日本水道協会の資料を使っておりますけれども、日本水道協会はこれ都知事が会長になっておりまして、各支部というのはほとんどが県知事が支部長を務めるというような公益社団法人ということですよ。

この水道協会の統計で見ていただくと分かるように、平成29年度でも国庫補助金というのは750億円出ているわけなんです。だけど、町村ではなかなか該当が、どうもされているというのが調べても出て来ない。ということは、どうしても大きいところだけしか利用できていないんじゃないかなというのが、このデータなので、やっぱり要綱ということであれば、ぜひこれは町村会というのは特に組織を挙げて、この現状でも8倍の格差があるなんていうやつが10倍、15倍の格差にならないように、せっかくコロナの問題で、昨日、町長も言われたけれども、ある面チャンスというのは都会より地方がいいんじゃないかと言っているんだけれども、一方で水道料金では2倍、3倍になるよなんていったら、これはなかなか地方への移住なんていうのも進みませんし、これは大変な足かせになってくるんです。

これは、もうぜひ町長の職責の中で、町長会のほうの中でぜひ取り組んで、ここは改善させていただきたい部分だと思っておりますので、お願いします。

町長、同じその資料の下の段を見ていただくと、黒塗りの部分があるんですけども、この黒塗りの部分というのは、1,641億円、平成29年度でいうとこの金額が他会計からの負担金の金額です。これを全ての事業者の水道会計を、統計を取った中で、減ってはいますけれども、1,641億円という他会計からの費用が入っているということなんです。

昨日、傍聴に来ていた南伊豆の議員とお話ししましたところ、南伊豆もいろいろは言われるけれども、南伊豆もやっぱり水道会計には3,000万入れているという話でした。これは、今まで独立採算だとか、公営企業で別会計だとかいう言葉が、確かに先輩議員の方々がよく言ってきたんです。それはよく聞いておりますよと。ただ、独立採算だ、別会計だといって、一般会計から理由もなく金を入れろということではないけれども、何もしなければ、これは公営企業ではないんです。町がただただ採算制だけで、これ運営していたら、町民の命に関

わる水を確保できなくなっちゃう。まちづくりにとって必要な水を確保できなくなっちゃうんです。

だから、最低限のルール、水源の確保であったり、消火栓対応であったり、幾つかのルールを決めて、一般会計からも繰出しをし、繰入れを受けているというのが実態だと思うんです。確かに、町長、その先、財政が苦しいからということをお願いしたいと思うんだけど、でも、それをやらなければ全ての町民生活や全ての事業が成り立たなくなるんじゃないのかという、私は視点から、今まで独立採算だ、独立採算だと言って、何もしてこなかったことなだけども、見直す必要があるんじゃないか、一般会計についても。この点はいかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、補助金のございます。

この木金と、全国町村会があります。東京へ行ってきます。その事務総長が総務省出身なんです。だから、一応そこで、今のことをちょっと投げかけた中で、どのようなことだと聞いてきたいと考えておりますので、その辺、よろしくお願いします。

それと、独立一般財源、これ、再三再四もう、公営企業だから独立採算、基本だと言っておりました。その点、山田議員が言ったように将来的なことを考えた中、取りあえず剰余金は、それをやった中で、なくなったら最後はやっぱ、今の自分の頭の中でやっぱ一般財源をつぎ込むしか、これは致し方ないのかなという考えでおります。その辺は御理解願いたいと思います。

今までは、何しろ独立採算を一般財源はやりますよといった中を今後のことに関して一般財源の投入もあり得るのかなということを、今、頭の中へ入れておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 財政が厳しいということは、もう町長に言われる前から分かっているんですけども、ただ、町長、こういう町民の声がありまして、ある町の役職者の方なんですけれども、町は観光立町だからいろいろな施策や補助をするのは分かるんですけども、必ずしも公平にはいかないんだと。水道事業を支援して、負担を軽減することは確実に町民にも、観光施設にも恩恵があるよと、こういう話がある町の役職者の方がしておりました。

また、ある観光事業者の声ですけども、せっかく補助金をいろいろもらったんですけども、水道で大きな値上げが起こればマイナスなんだと。町は水道は別会計と言っても、私た

ち事業者の財布は一緒なんだと、こういうふうに皆さん、今、水道の問題は受け止めていらっしゃるんです。

ですから、水道事業に対する一般会計からの繰入れも、ここに資料にお渡ししてあるようなものは、これは水道協会が出しているものだし、この資料にはしっかりと幾つかの、これは市ですけども、市で、一般会計から繰入れをしている事例も載っています。よく研究をされていく必要があるんだろうと思うんです。

それと、町長、先ほど言われましたけれども、臨時交付金の関係なんですけれども、町長、臨時交付金では、ここに資料、お手元にもあると思うんですけれども、これ、内閣府が作りましたコロナ臨時交付金のQアンドAの第1次版です。この第1次版には、特別会計を公営企業に入れるということを想定したこういう問答もあります。ですから、これは全然駄目だとかという問題ではないんです。

もし、昨日の町長の御発言聞いていて思ったんですけども、こういうのも入れておいて、先ほどの2,000万なり、もう少し影響が出たときに、またキャッシュ・フローで見ると、もう約7,000万ぐらいの減収が起きているわけだから、そういう部分を入れて、コロナの影響で、やっぱり地域経済を、水道を立て直さないと、町民や事業者に大きな影響が出るわけだから、そういうものを活用しますと1項目入れていければ、いろんな意味で臨時交付金は幾らと入れても内部で調整はできるわけですから、こういうことだって、今でも9月末までの締切りなんで、やれば、まだ私は対応できると思っております。

町長、そういうことを事業の見直しにしても、補助金の獲得にしても、一般会計からの繰入れの問題にしても、臨時交付金の活用にしても、やれるべきことを全てやらないと、やっても駄目だと、値上げはあると思っています。しかし、やっぱり町として負担軽減のためのできる努力を全て、やらなければ町民の皆さんの理解というのは得られないと思うんです。そういう、今、時期だと、今までの、去年の段階で普通に来ていたら、僕はもしかしたらそんなことは質問しないかもしれません。でも、コロナの問題が起きて、水道事業も大きな影響を受けている中で、また、この数年先まで経済も、町民の暮らしも、いわば、年金や生活保護の受給、減っていくとかいう、こういうことが想定される中で、真剣にやるべき仕事をやり切らなければ、値上げをお願いしますということは言えないと思います。いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、臨時交付金の使い道です。まず、損失補填はできません。今、言った水道による喚起におきましては、多分、今、減収があるから、ではそれに使ったらど

うかという、そういうことだと考えましても、まずこの臨時交付金に関しては、減収したものは損失補填、これはできないことはご理解願いたいと思います。

そして、これに書いてある、あと病院に関しまして、結構、やっぱりコロナ関係で、結構やっているもので、病院に関しては結構ゆるいんです。しかし、水道とかそうなってくるともう、はっきりともうそれ以外の病院に補填するのはいいけど、それ以外の損失は絶対駄目だということを国のほうが言っておりますもので、それはもう御理解願いたいと思います。

そういうのは臨時交付金の使い方の中で、一応、いろいろ水道とかいろんな中で今回、使い方をやった中で、そういう中で今回は臨時交付金の使い道の中で、水道事業会計は入ってきませんでしたけれども、損失補填できれば当然水道事業のほうに入れます。これは、入湯税も言えることです。入湯税も要するに減収したのもそれはもう補填できない、臨時交付金が使えないと言われているもので、だから、水道も同じだと思いますので、その辺は御理解願いたいと思います。

そういう中で、本当、水道事業が臨時交付金が使えるか、なかなか原課と相談したら厳しいというのか、できないじゃないかというのでやっていないのが現状でございます。そういう中で、たしか一般の町民、それは本当に、現場の声だと思います。やっぱりそういう現場の人が困らないように、できるだけ策を練った中で、もうしょうがない、これはしょうがないよという中でやる、これは山田議員の問うていたことでございます。それが今、言っているのが、やっぱり水道ビジョンの見直し考えているのは、まずはアドバイザーに来ていただいた中で、うちの町の出納帳見てもらって会計見てもらった中で、これから対策練ってきたい。その臨時交付金につきましては、申し訳ないけれど使えない、町はそう判断しておりますもので、その辺はご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、コロナ禍の、本当に水道事業というのは大変厳しいところだと思うんです。ただ、本当に町長、町民を守り、やっぱり町内の経済、守っていくためには、この水道事業へのてこ入れというのは、本当に今までにない必死の取組をしないと、結果として本当に町民も、町内経済も守れないという状況だと思うので、その責任をぜひやり遂げていただきたいと思いますし、臨時交付金については、ぜひまた確認も含めて、ぜひぜひ、本当に駄目なのか、そういう点では最大限努力を求めて、質問は終わりたいと思います。

○議長（村木 脩君） 答弁は。

町長。

○町長（太田長八君） 今、山田議員が言ったように、また東京へ行ってきます。そのときにまた確認してきます。その臨時交付金が使えれば、またそれはそれなりにまた町民の方の水道に関しては、やっぱり水道の減免も一応考えました。そういう中で、減免した人に対して確かにあれだけまた水道事業として、なかなか厳しいという中で、今回は入れなかったんですけれども、いろんな中で、やっぱり町民に対するこれからこうなる経済も大変になってきますもので、なるべく町民に負担のかけないような方向で水道会計、また相談してやっていきたいと。また、いろんな提案いただくことは大変ありがたいことだと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 以上で、14番、山田議員の一般質問を終結します。

この際、10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員の第1問、小中一貫教育に関する今後の方針についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） それでは、質問を始めさせていただきます。

小中一貫教育に関する今後の方針について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休校措置が取られたり、一方ではオンライン授業に関する環境整備前倒しの動きなど、学校教育に関しても大きな状況の変化が起こる中、当町の小中一貫教育に関する今後の方針についてお伺いいたします。

ほぼ同様の質問を一度、3月の定例会で行わせていただきましたが、このコロナ絡みでかなり状況が大きく変わってきているということもあり、改めて確認させていただきたいと思います。

(1) 小中一貫教育研究会の出した結論に関する報告会、これは今後どのような日程で開催していくのか。

(2) 3月定例会の一般質問において、議論たたき台となるような小中一貫校の具体像、これを教育委員会のほうで検討し、用意をした上で、報告会に臨みたいという話を御答弁いただいておりますが、この進捗はいかがですか。

(3) 準備会の設置に関する進捗は。

(4) 3月定例会の一般質問において、令和2年度中の報告会の開催、その後の準備会による検討期間が2年から3年、一貫校開校までのめどがおおむね5年程度との答弁をいただいておりますが、このたびの環境変化を受け、このあたり、どのような見通しを立てているのか。

(5) 3月定例会の一般質問において、これまで行ってきた幼少・小中間の交流に加え、小学校間、中学校間の交流についても取り組んでいきたい旨の答弁を頂いた。オンライン授業に関する環境整備を前倒しするという動きも出ている中、こういったことも含め、学校間の交流強化に活用していくお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） この問題に関して、教育関係でございますので、教育長より答弁いただきますので、よろしくお願いいたします。

（教育長 黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君） 稲葉議員の第1問、小中一貫教育に関する今後の方針については、5点からの質問ですので、順次お答えします。

1点目についてですが、3月の議会では、東伊豆町小中一貫教育研究会の報告書で提言いただいたこれから目指したい東伊豆町の教育や、稲取、熱川それぞれに小中一貫校を設ける考え方を保護者・地域の方々にお伝えする説明会を開催し、御意見を伺っていきたいとお答えしました。

しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの方を集めての会合を開

けない状況となり、本年度進める予定の説明会が開催できておりません。

8月末における静岡県での感染状況は、警戒レベル4とまだ厳しい状況が続いています。現段階では、いつから開催できるという見通しは立っておりません。感染状況を見据えながら、できるだけ早く開催したいと考えております。

次に、2点目についてですが、説明会を開催するに当たっては、議論のたたき台となるような、小中一貫校の具体案を作成していく必要があると考えておりますが、3月からこれまで新型コロナウイルス感染流行への緊急対応に当たってきたことから、具体案等説明会資料は現在まだ作成途中の段階です。

今後、皆さんに理解してもらいやすく、議論ができるような説明と提案の資料としてまとめていきたいと考えています。

次に、3点目についてですが、準備会の設置は、説明会やアンケートで多くの方の御意見を聞かせていただいた後に、具体的な課題を踏まえながら組織し、内容と日程を決める手順を考えておりますので、また、明確な予定は立っておりませんが、来年度からの開催を見据えて準備をしていきたいと考えております。

次に、4点目についてですが、新たな学校教育環境整備の目標期間として、5年程度を目指したいと考えておりますが、先ほど述べましたとおり、新型コロナウイルスの影響により、本年度実施予定の説明会がまだ開催に至っておりません。また、感染症のこの大流行は、学校教育の在り方にも大きく影響を及ぼしています。感染症対策を基本とした新たな学校教育環境をどう整備していくかについても検討が必要です。

今後、感染状況等の推移を見ながら進めていくこととなりますが、目標としていた5年程度という期間にも影響が及ぶ可能性もあります。何とか目標に向けて努力していく所存ですが、現在は新型コロナウイルス感染から子供たちや町民の皆様を守り、この非常事態に対応しながら、しっかりと教育を進めていくことを第一に考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目についてですが、3月の定例会では、これまで行ってきた幼稚園・小中学校間の交流に加え、小学校間、中学校間の交流にも取り組んでいきたいとお答えしました。

ご質問いただいたように、本年度、国の補助を受けて、1人1台のノートパソコンやタブレット端末が整備されます。小学校4年生以上の分については、この8月に機器の納入が完了いたしました。学校のICTツールとして役立てていくわけですが、今後の休校等でのオンライン授業にも活用することを見据えております。

御提案のように、1人1台端末とネットワーク環境整備で、離れた学校同士の授業等での交流も可能となります。今後、学校間の交流にも活用し、教育の充実が図れるように努めていきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） ご答弁ありがとうございます。

まず、スケジュールのところ、おおむねのところというと、全体で5年をめどに一貫校の開校というところを目的にしながら、一つ一つ進んでいくというところが今回の状況により、少しスタートの段階で作業が遅れているということで、その状況については理解をしております。

一方、近隣の町、市町においては、いろいろな形で、形は必ずしも同じではないですが、中学校の1校化や、そういう学校統合の動きというのがある程度明確な期限を区切った形で現実出てきている状況もあります。

これは、あと個々の判断が分かれるところなので、いいか悪いかという話は特にあるわけではないんですが、河津町などではこの6月にも、このあたりの学校統合に関する説明会を実際実施をした上で、今、進もうという形で進んでいるような状況もあります。

このコロナ禍の状況で、こういった説明会を一旦回避したということについては危機管理の問題なので、これが決して悪いとは申しませんし、ここを慎重にやるということのも決して悪いことではないと思います。

一方で、結果的にこれが最終的な目的である一貫校の設立の時期に、もし影響を及ぼすのであれば、やはりいろいろそこにはこれからそういった学校に入るのを待っているというんでしょうか、子供たち、その親御さんがいる中で、いつになるのか分からないというような状況というのは、やはりできるだけ避けたほうがよろしいかなと思っております。

その意味でも、少なくとも研究会から結論が出て、小中一貫校という形で、この町が進んでいこうという形で、方針が決まっているという前提の上で、ある程度、やはり5年めどというのをもう少しゴールを明確にしていく、町民の方にこのあたりを目的にしていくなだというところをはっきりしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そのあたり、お考えはいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） ご質問ありがとうございます。

他市町で現在、期限が明確にされているところ、西伊豆町、それから下田市、河津町、い

つまでにこの学校をつくるということを明確にアナウンスして、それにもう取組をスタートしているところでは、そこに向けて説明会も開いていかなければならないという状況ではないかと思います。

本町では、まだ明確には何年の4月からということを決めてはおりません。前にもお話ししたかと思いますが、小中一貫の研究を行うということはこれまでやってまいりました。研究会を設立して、そこから報告をいただいておりますので、目指したい東伊豆町の教育の方向は、これまで御報告しているとおり小中一貫教育を進めることが望ましいという報告はいただいておりますので、その方針にのっとり、今、進もうとしているところであります。

それで、これから教育を受ける子供たち、保護者の皆様に対して、明確にゴールをちゃんと、しっかり示したほうがいいという、それも本当にそのとおりだと思います。ただ、研究をした内容を基に、これから本当にそういう学校づくりをこの東伊豆町の中で進めていけるかどうかということが、保護者や町民の皆様とこれからやはり話し合い、議論をしていかなければならないという、その次の段階がこの説明会だと考えております。説明会を通してご意見をいただき、理解もしていただき、その上で、ではいつまでにその学校をつくるかということをその後に決めたいと、これまで考えておりました。それも含めて、大体5年ぐらいでそのことが進むのではないかと、そういう期限、期限というか目標は持っておりましたので、それはお答えしておりますけれども、その段階を踏んでの上ですので、まだ申し訳ないですけれども、期限をはっきりとまだ決める段階では、段階ではないというか、もう少し、皆様とやっぱりこの方向を検討した上で、いつということを決めたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） 事情はもちろん理解しております。まだ、いろんな作業があるので、今から期限を切ってという訳にはいかないという部分が大きいのだと思いますが、この段取りの中で、恐らく最初に来るのが質問の2番のところですか、教育委員会のほうで議論のたたき台となるような具体案の作成というところですか。ここも、このコロナ禍の状況で、現実問題いろいろ大変でしたし、検討が少し進み切れていないというところだったと思うんですが、ここの部分はある程度の具体案が形になる、ここについてのめどというのはお立ちになっているのでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 本年度から進める予定でしたので、2月ぐらいからは資料を作り始

めております。まず、必要な資料としては小中一貫教育研究会に出していただいた報告書の内容を皆さんに理解していただきやすい資料が第一に必要ということで、それを作り始めております。ただ、その後、具体像ということはちょっと迷っているところもありまして、今の段階で迷っているのかと言われると、ちょっと、そういう御指摘も受けるかもしれませんが、これまで東伊豆町では、大川と熱川の幼稚園、小学校の統合を進めて完了しておりますけれども、そのときに、地域、保護者の皆様とお話しした段階で、話し合いをすると、また次の課題が、こういうことはどうなんだということをいただくので、その都度、次の資料を、説明の資料を加えながら作っていったという経過がありますので、やはり、今からある程度の具体的な形のものを作っていく必要があるんですが、先ほど言った、教育の内容が分かりやすいことと、それから、では具体的にどうなんだというところを検討しながら、作成の途中で止まったような状況なんですけど、先ほどお答えしたようにできるだけ早く作っていききたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） オンライン授業への対応、今後の万が一の場合の休校の対応への検討、いろいろ業務としていろんなものが立て込んでいるということについても、分かっているつもりで、そんな中で言うのは心苦しいんですけども、少なくともこの具体案というか、たたき台を作らなければ、説明会に、ある意味入れないわけですよね。という意味においては、ここはやはりある程度、例えば今年度中なのか、年内なのか、ある程度期間を、目標を定めた上でやはり進めていくというのが仕事ではないかなというところもありますので、ここはちょっと厳しいのを重々承知で言いますけれども、まずはたたき台となるものはある程度時期を明確に進めていただきたいと思います。と思っています。

進めていただく、その過程の中でのお話で、これはやり方のお話なので、何とも難しいところは考え方次第なのであるかと思うんですが、先ほどの説明会のところ、人を必ずしも集める、集めて説明していかなければならないというものでもないと思っています。特に、このたたき台を例えば作る中で、この辺は皆さん、どう考えているのかという部分で言えば、いろんなアンケート、そういった形で、少しずつ意見を伺っていくということもできるのではないかと考えております。

大川と熱川の統合のときも、説明会のたびに質問が出てということがあったということなんですけど、そういうことが想像されるのであれば、先にそういう質問を、変な話取って、解

消していくという考え方もあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 現在、説明会、たくさんの人をお集めすることができないということとで止まっておりますが、稲葉議員のおっしゃるように人を集めないでもできる理解を求める方法は工夫する必要があるなということは考えつつ、今、進めているところです。

ただ、やっぱり、一番、こういう学校を一緒に作りましょうというような提案をすればしたら、まず皆さんと、本当に腹を割ってお話をするのが、まずスタートとしては本当にやりたいなという思いでおりましたので、現段階ではその可能性というか、人を集めないでも説明が少しでも理解をしていただける方法があるのであれば、考えていく必要があるということで、ちょっと、例えばですけれども町のホームページにこういう資料で、まず、皆さん読んでおいていただいて、それに御意見をいただくというようなことも考えていく必要があるのかなということを、私も考えておりましたので、これから検討させていただきたいと思っています。

いつまでにたたき台というのは、はっきりは言えませんが、とにかく説明会を始めるまでには、必要な案はお示ししなければいけないと思っておりますので、説明会とその例えば、オンライン上での説明等、必要であればそれをこれから、いつまでにということですが、やっぱり会が開けるのはちょっともしかしたら年内は無理なのかもしれませんが、そのインターネット上で資料を公開するということであれば、10月とか、11月から始めるとかいうことは考えていかなければならないと思っております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

日常の業務、それから、今後予想される事態への対応も含め、こういった中長期的な課題ということで、いろいろ負荷のかかるところだと思いますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、ちょっと、では内容を変えて、最後の（５）のほうの学校間交流のところ、ＩＣＴ、いろいろタブレット、そんなものも使って交流をとるところだと思うんですが、このあたりでオンライン、それから対面も含めての話なんですけれども、学校間交流、小学校、中学校のそれぞれの間でのという意味で、何か今、具体的に検討されていることというのはございますでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 現段階では具体的にこうということは、まだ案はありませんが、これまでに東伊豆町内で離れた学校同士の授業のやり取り、遠隔授業という形で行われた事例はあります。それをイメージしてお話ししますと、これ、平成29年ですけれども、当時の大川小学校と南伊豆町立南上小学校、お互いに小さな学校同士でしたので、これは国と県の遠隔授業を進める事業の中の一環として、県内で選ばれた学校として実際に授業を行いました。私も子供たちの様子を見に行ったんですが、総合的な学習で取り組んでいる大川小は米づくり等を、実際に写真や自分たちの身振り手振りで説明をして、自分たちの活動を伝え、そして、南上小も米づくりをやっておりますので、その両方、農耕的な活動が非常に充実した学校でしたので、そのやり取りの中で、お互いのその交流をしたという経験があります。

イメージとしては、そのように学校が離れていても、同時に、子供たち同士が自分たちの活動を、授業で学習したことを交流し合うということができると思っておりますので、イメージとしてはそのようなことが、町内でももちろんできると考えます。

ですから、小中一貫の学校づくりに向けて、小中もできますし、小中も、そういう学校に行かなくても、交流の機会を持てるというそういう授業交流を考えて、イメージとしては持っております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） 3月の定例会のときも同じようなことを多分話したと思うんですが、小中一貫校の開校まではやはり、どうしても期間がかかります。その間、今の学校がどのように教育をしていくかという意味においては、年々、子供が少なくなっているというところを考えると、小学校間、中学校間の交流というのは、やはり不可欠になってくると思います。

その意味で、これもまた仕事を増やしているようで申し訳ないんですけれども、小中一貫校の開校の準備、検討と併せて、この学校間の交流というのもぜひ一刻も早く、これは具体化をしていただきたいと思います。

先ほど、近隣の市町の話を出させていただきましたけれども、割とやはり人口の問題もあって、1つの町で1校の小学校、あるいは中学校というところが、やはり実際多いと思うんです、方向としては。その中で、東伊豆町が稲取と熱川に2校残してやっていくという意味でいくと、町内に学校が2つあるという意味では、学校間の交流の趣向というか、実験という意味では非常にこちらは逆にいうと、強みになってくるのではないかと思います。

昨日の西塚議員の質問でもありましたけれども、少なくなっていく子供の問題をどう対応するかという部分では、もちろん、この学校間の交流というのは大切になってきますし、こ

れが10年、20年たって、本当に近隣の市町も含め、また例えば、東伊豆の学校と河津の学校とやっぱり交流しなきゃというような時期が来るかもしれません。そういったときに、こういう学校間の交流に関するノウハウをきちんと蓄えておくというのは、東伊豆町の教育にとっても非常に有効なことになると思いますので、ここはぜひ力を入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） とてもいい御提案だと思います。

これまで、先ほど大川と熱川の統合のことも、ちょっとお話ししましたが、そのときに一番、統合前に力を入れたかったのは、子供たち同士の交流です。幼稚園については、町内でも幼稚園同士の交流はバスがありましたので頻繁にやっておりましたが、特に小学校が交流を計画的に、2年前から少しずつやって、最終的には3日連続で、大川の子が熱川に行くと、生活をするというようなことも行いました。

そういう交流というのは、本当に学校が離れていても、もちろん統合についても本当に大事だと思いますし、これからのオンライン授業等ができる環境が整っていく、本町だけでなく、全国で整っていくとしたら、離れた学校同士の子供たちが先ほど言ったオンラインの中で、授業や特別活動等で、リアルに交流ができるという場面が必ず生かされていくというふうに思いますので、そのことについては東伊豆もしっかり力を入れて進めていきたいと思っております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） 心強い御答弁どうもありがとうございます。

このあたりにも含めて、ぜひ、期間というか時期というのを頭の中に入れながら、いつまでに頑張るぞということで、具体策を練っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 以上で、3番、稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで、休憩とします。議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時15分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第２ 議案第５０号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第２ 議案第50号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第50号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

法律の改正により、マイナンバーの通知カードが令和２年５月に廃止され、通知カードの再交付を行わなくなったことから、条文中の関連規定を削る改正を行います。

その他、引用法令の題名改正に伴う変更や一部条文等の整備を図る内容でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第50号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正内容を資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、お手元の議案第50号の２枚目、説明資料を御覧ください。

１点目は、法律の改正により、マイナンバーの通知カードが令和２年５月に廃止され、再交付を行わなくなったことから、東伊豆町手数料徴収条例第２条第30号の通知カード再交付手数料の条文を削るとともに、第８条の免除規定から通知カードを削る内容でございます。

２点目は、第２条第17号で引用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に題名改正されていることから、題名を改めます。

３点目として、その他不要な規定を削るほか、文言の見直しも行い、条文の整備を図る内

容でございます。

改正内容は、新旧対照表にも明記してございますので御確認ください。

最後に、本条例改正案の施行日につきましては、公布の日から施行するということで、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第50号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第51号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第3 議案第51号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第51号 東伊豆町情報公開条例の一部を

改正する条例について、提案理由を申し上げます。

情報公開の開示請求をした者が徴収する費用負担の規定の見直し等のため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第51号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正内容を資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、お手元の議案第51号の2枚目、説明資料を御覧ください。

1点目は、費用負担規定の見直しです。第18条第1項において、情報公開請求の手数料を無料とし、第2項及び第3項において、資料のコピー代、印刷代や郵送料等の実費負担分については、実施機関が定めた額を負担するとしていたところを、規則で定めた額を負担するに改めます。また、第4項において、情報公開請求をした者が、経済的困窮者等であった場合は、請求に係る費用を減額または免除する規定を新たに設けます。

2点目は、指定管理者の情報公開に関する規定の新設です。第31条の2において、指定管理者が情報公開への必要な措置を講じるよう努めることと、町が指定管理者に対して情報公開に関する必要な措置を指導できることを規定いたしました。

3点目は、第36条の本人情報の開示の規定について、この条例とは別の東伊豆町個人情報保護条例において、本人情報の開示規定が制定されているため、その全部を削るものです。

4点目は、第37条において、条例の施行に関し、必要な事項を定める委任先を実施機関から規則に変更するものです。

その他、細部の字句の修正も行いました。

最後に、本条例改正案の施行日につきましては、公布の日から施行するというもので、以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第51号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○議長(村木 脩君) 日程第4 議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局として、熱川郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） ただいま提案されました議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、説明をさせていただきます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。

1点目の指定する郵便局についてですが、指定する郵便局の名称は熱川郵便局となります。

2点目が取扱事務の範囲です。（1）が戸籍謄抄本等の交付。（2）が納税証明書の交付、（3）が住民票の写し等の交付、（4）が戸籍の附票の写しの交付、（5）が印鑑登録証明書の交付でございます。公的証明書交付事務5業務となります。

3点目は取扱期間です。令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに、東伊豆町及び日本郵便株式会社のいずれもが、事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とするという内容でございます。

参考といたしまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律を添付いたしましたので、御参照ください。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） では、マスクとらせてもらいます。

まず、お聞きしたいんですが、この郵便局への委託案が熱川支所の廃止を念頭に提案されたかということをまず、一つ町長に確認のためにお聞きしたいと思います。

そして、次にお尋ねしたいのが、全協でも質疑しました駐車場の件がありました。あのとき、検討課題になっていましたけれども、その後どうなったのか。

さらに職員の配置についても、町の職員はどうなるのかということを、いま一度確認したいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 昨年から熱川支所の閉鎖の検討をいたしております。その当時は、取

りあえずマイナンバーカードしか、一般町民にはできなかったもので、今回、これをやれば議決いただければ、郵便局のマイナンバーカードができるという中で、今回、実施を提案させていただきます。

その中で、当然、これをやったから、すぐに支所の閉鎖とは考えておりません。自分としては、今回、7月の地区説明会をやる予定でございました。そういう中で、コロナ禍によりまして、地区説明ができなかったものですから、新年度におきまして、7月に再度、熱川支所の閉鎖の検討、これをやっていきたいと考えております。

そういう中で、町といたしましては、基本的には町民の理解が得られれば、その一応、行革という中で、その方法でいきたいと考えておりますけれども、基本的には地区住民の方々の意思でございます。そういう中で、今まで、マイナンバーカードしかできなかったとっていたものが、この熱川郵便局におきまして、郵便局とこういうものを結ばなければマイナンバーカードができないという中で、一つ実証実験としてやっていきたいと考えています。

これ、当初予算で、一応予算を認めてもらっておりますので、これをやったから閉鎖ありきではないことだけは御理解願いたいと思います。地区説明会はもう来年の7月にも、これはやると考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

職員におきましては、今回は置きません。基本的には、今回は一応、熱川支所と郵便局、並行してやっていきたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

駐車場に関しましては、担当課から説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） 駐車場の関係ですけれども、熱川郵便局の隣に駐車場を設けてありますけれども、かなり縦長の駐車場になっておりまして、一番奥に職員の方が止めているということで、その職員の方が止めている手前側にバーを置きまして、そこに駐車スペースとして、今、現在の時点で確保するという形の対策を取ります。

それから、ちょっと今後につきましては、まだ協議中なんですけれども、どうしても郵便車両が入る可能性もありまして、協議をしていくんですけれども、今の、現在の時点ではスペースとしては、今の駐車場スペースで、職員の車の手前側にコーンで、目印ちゃんと分かるように配置をして利用していくという形で今、協議中でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） これより、はい。

○7番（須佐 衛君） 今、お話で、検討課題等のことが分かりました。

今、ここに添付資料もついていますので、せっかくですので、ここについてちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律というものです。これの第3条の第2項目、郵便局取扱い事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として、総務省令で定めるとあります。この総務省令で定める施設及び設備というのは、基本的にどういうことをいっているのかということ、まず1点お聞きしたいのと、同じように、3項目めに個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、これも総務省令で定めると書いてありますけれども、この郵便局に設置するに当たって、この総務省のほうでどういう形の措置がなされていく、講じられることが必要であるということがいってあるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（村木 脩君） 須佐議員、指名される前に発言しないように。

○7番（須佐 衛君） すみません。

○議長（村木 脩君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

町長。

○町長（太田長八君） それでは、須佐議員、詳しいことはちょっとこれから調べます。基本的には、これはもう、ある程度全てクリアしている中で、これやっていくという中で、詳細につきましては、また後でやるけれども、それで、そういう須佐議員が言ったこの2点に対しては、当然クリアしている。当然、区長会にはこれを説明したときに、やっぱり個人情報はどうだということも聞かれました。そういう中で、多分、こういうことが全てクリアされた中で、郵便局と契約を結ぶもので、当然、その辺は郵便局からも理解している中で、これは結んでいきたいと考えております。

当然、区長会の中でも、少しはある、臨時さんが来たらどうなんだと、そんなことも言われました。そんな中で、全て当然、郵便局も理解している中で、これ結ぶという中で、また詳しい詳細につきましては、また担当課のほうから、後ほど、また質問内容ですか、それは皆様にお知らせしたいと考えています。

以上です。

○議長（村木 脩君） 7 番、須佐議員。

○7 番（須佐 衛君） 私もちっと調べたんです、分からなかったものですから。ちっと聞かせてもらいました。

今、町長のお話、ありましたけれども、熱川郵便局を、もちろん入ったこともあると思いますけれども、決して広い局ではないと、私は思います。

窓口は、郵便・貯金・保険の3つの窓口、その中で役所の業務をやっていて、果たして個人情報とどれだけ漏えいされないで、しっかりと業務が行われるのかということに不安がありましたし、また施設としては駐車場の問題もありますし、また階段も、スロープがもちろんあそこないわけです。そういう問題もあります。

今後、考えますと、急いでその施設に決定するということがどうなのかという、私は疑問が生じているところなんです。また、郵便局の職員の人の負担も考えるといかがなものかというふうに感じますので、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは基本的には、まず郵便局が納得した中で、これは結んでいる。それだけは理解願いたいと思います。

それから、一番自分が危惧しているのは、個人情報でございます。その辺の個人情報、どのように守る、これは絶対守らなきゃいけないことでございますもので、それは当然、郵便局のほうで、それはもう、そんなものは一番のことですから、その辺はやる。

そして、須佐議員に理解してもらいたいのは、これをやることによって熱川支所も完全閉鎖するじゃなく、何回も言ったように、基本的にはこのやった中で、やっぱりある程度の中で、新年度に、7月にまた地区住民説明会を開催した中で、一応、こういうことも考えられますということを説明しながら、やっていきたいと考えておりますもので、これによって即、熱川支所の閉鎖、そういう頭は切り離していただきたいと考えております。

基本的には、何回も言ったように地区住民説明会の中で、町としては決定していきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 私は、この議案第52号に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、第1点として、その利用勝手の悪さということが言えるかと思います。駐車場の狭さや、アプローチ階段の点であるとか、今お話ししました。また、その窓口において、その個人情報等が守られるかどうかという点。続けて、当初、町長のお考えでは令和3年度からでも支所を廃止するというような話があったように聞いておりますけれども、これが新型コロナウイルスの蔓延で支所の価値を改めて認識されて、令和4年度に方向修正したと私は認識しています。

であるならば、郵便局への委託の議論は1年先でいいのではないかと、それまでに説明会やって、住民への説明責任を果たすことが大切ではないか。そのことをまずやってから、郵便局への委託の実証実験でも、その試験的な運用でも始めたらいいんじゃないかというのが私の考えです。

その上で、稲取地区の選出の皆さんにもお考えいただきたいのは、対岸の火事と思わずに、自分たちに降りかかった問題として考えていただきたいということです。

この考え、私が先ほども述べました委託への話は1年先でいいのではないかとするのは、奈良本の区長さんもそのような考え方であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私も久々に賛成討論をしたいと思っていました。

再三言われているように、これは一つの実証実験だと、私は捉えておりますし、まず今後の問題、町の財政状況を考えて、いろんな形での合理化や、そうした取組、歳出の見直しというものが検討されていかなければ、町として生き残れない今、状況にあるんだろうと。そういう中で、一つの取組として、住民サービスを低下させない、また住民サービスを向上させるということを考えながらの取組というものが必要な取組だというふうに思っております。

それは、やっぱり、まさに木を見て森を見ないという言葉がありますけれども、支所のことを上げて、全ての取組を止めてしまうということとはできないというのが賛成する一つの目の

理由であります。

2つ目の理由として、むしろ先ほどの反対討論では、1年先から始めて、令和4年に支所を廃止するということをむしろ前提にしてやっているということ自体のほうが、おかしいんであって、それぞれ、これは最終的には支所について言えば、閉鎖するというような町長の姿勢があったとしても、議会として支所の設置条例を廃止しなければならない、その責任は全て議会にあります。町長の一存で物事が全て決まるという状況ではないんです。そういうことを考えると、実証実験をするということから、足踏みを全てやめるということについては、これは合理性がない、反対だなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより、議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎動議の提出について

○3番（稲葉義仁君） 議長、動議。

○議長（村木 脩君） ただいま、3番、稲葉議員より動議が提出されました。

3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） ただいまの議案第52号につきまして、附帯決議を提出いたしたいと思っております。

◎日程の追加について

○議長（村木 脩君） お諮りします。

ただいま 3 番、稲葉議員から発議第 4 号 議案第 52 号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議についてが提出されました。この動議は 1 人以上の賛成者がおりますので成立しました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号 議案第 52 号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることを決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 44 分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第 1 発議第 4 号 議案第 52 号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議について

○議長（村木 脩君） これより、追加日程第 1 発議第 4 号 議案第 52 号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、稲葉議員。

(3番 稲葉義仁君登壇)

○3番(稲葉義仁君) それでは、決議案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

発議第4号 議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する
附帯決議について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、東伊豆町の特定の事務を取り
扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和2年9月8日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者、東伊豆町議会議員 稲葉義仁。

賛成者、東伊豆町議会議員 笠井政明、楠山節雄。

1枚おめくりください。

議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議。

議案第52号は、東伊豆町の特定の事務(戸籍、住民票、印鑑証明の交付)を熱川郵便局に
指定し、委託するものである。

役場と熱川支所、それぞれで行われている事務が熱川郵便局で行われることにより、町民
の利便性が向上することが期待されるが、その効果に疑問も残り課題もある。

よって、町は下記の事項に取り組むことを強く求める。

記。

1 町民の利便性の向上につながったのか、一定期間の十分な検証を行うこと。

2 議案第52号は、町政上の課題である熱川支所の廃止を事実上認めたものではない。熱
川支所は昭和の合併時の合意事項として残されてきたものでもあるので、地域住民の理解が
得られるよう丁寧な説明、協議を行うこと。

以上、決議する。

令和2年9月8日。

東伊豆町議会。

以上となります。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番(山田直志君) 提出者に質問させていただきます。

私は、この附帯決議を可決するということは、この郵便局への指定という検証と支所の廃止ということは全く別だということとともに、議会も今後起こる郵便局への指定ということの検証をはじめ、奈良本区と町との話合いなど、しっかりその責任を、監視するという責任と道筋をつくったものだというふうに考えますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） 若干ながら難しい言葉でどう答えていいのかあれなんですけれども、趣旨としては全くそのとおりで、私の個人としての思いも、一つは町民の利便性向上につながる郵便局の使い方という部分、もう一点は、これは本当に、この議案と直接つながる話ではありませんが、支所の閉鎖、そういった問題に対しては、ここの郵便局の結果も踏まえた上でのことなんです。住民と丁寧説明、協議を行い、よりよい方向を見つけていっていただきたい。そのためには、議会もできる限りの協力をさせていただきたい、そういう思いでございます。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

発議第4号 議案第52号 東伊豆町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてに対する附帯決議についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後 1 時まで休憩とします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、午前に引き続いて再開いたします。

◎日程第 5 議案第 53 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（村木 脩君） 日程第 5 議案第 53 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第 53 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 7,951 万 3,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を 69 億 5,713 万 8,000 円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、町税の固定資産税、入湯税の減額や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、また、算定事務が完了し、交付額が決定いたしました普通交付税や徴収猶予特例債を増額措置しております。

また、一般寄附金では 3 件の御浄財をお寄せ頂きましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、旧大川小学校屋上防水工事やシェアオフィス改修工事、風力発電事業の特別会計操出金を増額しております。

また、本年 4 月の職員人事異動の内容により、全般的に人件費の調整を行いました。

必要な財源配分を行った後に、余剰財源を財政調整基金へ繰り戻し措置させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第53号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,951万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,713万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

（地方債の補正）。

第2条 地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正によります。

恐れ入りますが、9ページ、10ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1款町税、2項1目固定資産税、補正前の金額から6,100万円を減額し、10億5,948万3,000円といたします。

1節、細節1 現年課税分6,100万円の減は徴収猶予による減であります。

5項1目入湯税、補正前の金額から4,000万円を減額し、7,700万1,000円といたします。

1節、細節1 現年課税分4,000万円の減は、実績に基づいて減額したものであります。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正前の金額から500万円を減額し、700万円といたします。

1節、細節1 ゴルフ税利用税交付金500万円の減は、利用者の減及び徴収猶予によるものです。

10款地方特例交付金、1項1目減収補てん特例交付金、補正前の金額に217万5,000円を追加し、795万円といたします。

1節、細節1 減収補てん特例交付金、217万5,000円の増は、交付金の決定によるものです。

11款1項1目地方交付税、補正前の金額に2億2,382万1,000円を追加し、12億2,882万

1,000円といたします。

1 節地方交付税、細節 1 普通交付税 2 億2,382万1,000円の増は、本算定の終了した普通交付税の交付決定に基づく増額であります。

11ページ、12ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目総務費国庫補助金、補正前の金額に4,690万1,000円を追加し、15億1,864万8,000円といたします。

1 節総務費補助金、細節 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,690万1,000円の増は、歳出にも計上しております交付金対象事業の財源として増額措置するものであります。

13ページ、14ページを御覧願います。

16款県支出金、2 項県補助金、9 目商工費県補助金、補正前の金額から330万円を減額し、2,112万5,000円といたします。1 節商工費補助金、細節 2、新型コロナウイルス感染拡大防止支援交付金430万円の減は、休業事業者協力金の確定により減額措置するものであります。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、補正前の金額から448万円を減額し、5,589万円といたします。

1 節土地貸付収入、細節 1 加森観光貸付分423万円の減は、加森観光貸付分の一部を減免する内容であります。

15ページ、16ページを御覧願います。

18款 1 項寄附金、4 目一般寄附金、補正前の金額に41万9,000円を追加し、171万9,000円といたします。

1 節、細節 1 一般寄附金41万9,000円の増は、白田地区の峯岸勉様、町交通指導委員会、明治安田生命保険相互会社から、御寄附頂きましたので、今回増額いたします。

19款繰入金、2 項特別会計繰入金、4 目介護保険特別会計繰入金、補正前の金額に401万円を追加し、401万円といたします。

1 節、細節 1 介護保険特別会計繰入金401万円の増は、令和元年度分の実績確定に伴う増額措置であります。

3 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、補正前の金額から 1 億5,575万4,000円を減額し、1 億6,325万8,000円といたします。

1 節、細節 1 財政調整基金繰入金 1 億5,575万4,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出予算調整後の余剰財源を基金へ繰り戻すため減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は約7億800万円となります。

3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から289万5,000円を減額し、1億2,716万円といたします。

1節、細節1ふるさと納税基金繰入金289万5,000円の減は、執行停止や事業中止に伴い、その財源である繰入金を減額するものであります。

17ページ、18ページを御覧願います。

22款1項町債、3目臨時財政対策債、補正前の金額に1,000万円を追加し、2億円といたします。

1節、細節1臨時財政対策債1,000万円の増は、発行可能額の決定に基づくものであります。

9目総務債、補正前の金額に6,100万円を追加し、6,100万円といたします。

1節総務債、細節1徴収猶予特例債6,100万円の増は、固定資産税の猶予分に対し、この特例債を財源にするものであります。

19ページ、20ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に1,198万9,000円を追加し、4億8,750万8,000円といたします。

事業コード1施設管理事業、14節工事請負費、細節1旧大川小学校屋上防水工事510万円の増につきましては、雨漏りの防水工事を実施するものであります。

21ページ、22ページを御覧願います。

9目企画費、補正前の金額に2,817万2,000円を追加し、5,789万4,000円といたします。

事業コードに、交流・定住促進事業、12節委託料、細節2シェアオフィス改修工事設計監理委託料220万円の増及び14節工事請負費、細節1シェアオフィス改修工事1,500万円の増につきましては、ワーケーションを実施するための改修費用であります。

事業コード10全国草原サミット協議会参画事業、23ページ、24ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金、細節1全国草原サミット協議会補助金250万円の減は事業延期に伴い、次年度開催の準備経費を差し引いた金額を減額いたします。

2項徴税費、1目税務総務費、補正前の金額に140万円を追加し、7,254万2,000円といたします。

事業コード1税務総務事業。22節償還金利子及び割引料、細節1町税過誤納還付金240万

円の増につきましては、今後の不足見込額を増額するものであります。

27ページ、28ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、補正前の金額に47万円を追加し、2億5,976万5,000円といたします。

事業コード1 在宅高齢者福祉推進事業、12節委託料、細節6 高齢者等所在管理システム導入委託料215万6,000円の増につきましては、一人世帯高齢者等の把握をするためにシステム導入するものであります。

37ページ、38ページを御覧願います。

5款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港管理費、補正前の金額から484万円を減額し、114万円といたします。

事業コード1 漁港維持管理事業、12節委託料、細節2 機能保全計画策定業務委託料484万円の減につきましては、執行停止により減額措置いたしました。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に2,840万1,000円を追加し、3億2,714万8,000円といたします。

事業コード1 商工振興事業、39ページ、40ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金、細節4 リフォーム振興事業補助金300万円の増につきましては、本年度の申込実績に基づき、増額措置するものであります。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節1 休業事業者協力金760万円の減は実績に基づく減額であります。細節3 緊急誘客対策観光協会補助金3,000万円の増及び細節4 クラウドファンディング商工会補助金300万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として増額するものであります。

3目観光費、補正前の金額から277万6,000円を減額し、1億384万9,000円といたします。

事業コード1 地域観光振興対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節1 町観光協会補助金518万6,000円の増につきましては、各単協年会費分の増額措置であります。

細節11DC 推進事業補助金310万円の減につきましては、事業中止に伴う減額であります。

41ページ、42ページを御覧願います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、補正前の金額に300万円を追加し、2,507万1,000円といたします。

事業コード1 道路維持管理事業、14節工事請負費、細節2 沼津川唐沢1号線改良工事300万円の増は、町道の老朽化に伴う改良工事であります。

55ページ、56ページを御覧願います。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、補正前の金額に1,307万3,000円を追加し、1,841万9,000円といたします。

事業コード1道路災害復旧事業、14節工事請負費、細節1災害復旧工事1,307万3,000円の増につきましては、昨年度の台風15号による道路への倒木等における災害処分費が主な内容であります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページへお戻りください。

第2表 地方債補正であります、徴収猶予特例債の追加や臨時財政対策債の変更をしておりますので、御確認願います。

7ページ、8ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額68億7,762万5,000円に7,951万3,000円を追加いたしまして、69億5,713万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額68億7,762万5,000円に7,951万3,000円を追加いたしまして、69億5,713万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が4,572万6,000円の増、その他財源が662万1,000円の減、一般財源を4,040万8,000円といたしております。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 何点か伺います。

まず、10ページの地方交付税の増の要因等について、またその内容、性格について分かれば教えていただきたいと思います。

2点目に、14ページにあります土地貸付収入の関係なんですけれども、加森観光の貸付分が423万円の減額というふうになっておりますけれども、同じ、この補正の中で見られるようにゴルフ場の利用のほうも減っていると、アニマルのほうもちょっと落ち込んでおるという関係で見ますと、本当にこの程度の減額で、これは町としては減られると困るという反面と、土地を借りて事業をやっているわけですから、その人たちがやっぱり来場客等が減って

くる中で、経営がやっぱり厳しくなったりすると、いよいよ経営をやめてしまうというようなことにつながるということが、一番懸念されるんですけれども、この程度の減収ということの対応で、町としてはその辺の対応は大丈夫というふうにお考えかどうか、お伺いしておきます。

次、3点目に、24ページの町有原野の貸付事業で、稲取地区の配分金の157万4,000円というんで、これは説明の中でも計上に事務的ミスがあったというふうな御説明をいただいたんですけれどもどういうミスなのか、またどうしてそれが発見できたのかということについて教えていただきたいというふうに思います。

4点目なのですが、28ページの高齢者の所在管理システムということで、今、総務課長の話は、少し、大体、何となく分かるんですが、このシステムを導入することによって、具体的に高齢者の所在、どういう形で把握できて、どういう、やっぱり今後のまちづくり、施策の運用、活用に効果があるのか、その辺、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

最後ですが、60ページなのですが、町の観光協会補助金の関係で、これもおおむね内容は存じ上げておりますけれども、町への補助金という形になって、これが説明で見られるように、熱川なり、稲取なりなどの観光協会等への……

（「ページ数教えてください」の声あり）

○14番（山田直志君） ごめん、40ページです。すみません。

町観光協会補助金の関係なんですけれども、一番心配しているのは町の協会もそうなんですけれども、やっぱり稲取、熱川というのが、今、町の観光協会の体制の中で大きい中で、これは直接は出ていないんですけども、稲取や熱川の観光協会のやっぱり基盤として、基盤が強化されるという形で、活用されるのかどうなのか、その点を確認の意味も含めて御説明いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま山田議員から御質問のありました1点目、普通交付税の増額要因についてお答えさせていただきます。

普通交付税の本年度の本算定額につきましては11億5,382万1,000円、前年度、令和元年度につきましては10億5,080万9,000円で、前年度比1億301万2,000円の増となっております。こちらの増につきましては、令和2年度の本算定の中で、基準財政需要額の中に新たな費目としまして、地域社会再生事業費、こちらが新たに創設をされております。こちらの算定額が約1億円ということで、こちらが増額になった主な要因となっております。こちらの事業

費につきましては、各地方公共団体のほうで地域社会の維持再生に取り組む必要性が高い事業について推進しなさいということで、新たに設けられたものでございます。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） それでは、企画調整課のほうから３点ほどお答えさせていただきます。

まず、加森観光への貸付分の減免の関係でございますが、これについては加森観光の北海道の本社のほうから役員の方が説明に見えられまして、加森観光としての今回のコロナウイルス全体での影響の話なんかを聞いております。その際には、特に北海道でインバウンドなんかの関係でかなり厳しい状況だということですが、例えそうであっても数年間資金繰りに困るようなことはないというようなことをはっきりおっしゃってございましたし、また、当町内での事業についても、今後の見通しについても撤退等を考えるような状況であるというようなお話ではありませんでしたものですから、今回の減免についてはこの額で大丈夫だというような判断をしております。

次に、町有原野の配分金についての計上誤りの関係なんです、これは特に理由はなくて、単純に事務上の計算ミスだということでございます。今年度、単価の見直しがあったことなどもあって、契約事務を進めていく上で、担当のほうでミスに気がついたということでございますので、来年度以降は予算計上の時点でかなりのチェック体制をしっかりしていきたいなというように考えております。

次に、高齢者の所在の管理システムについてなんですが、これ、高齢者というものの企画調整課のほうで予算計上させていただいてございますが、これについては何かの属性、例えばお一人暮らしだとか、高齢者だとか、そういった属性が所在地番にひもづいている住民票のデータとかあるものについては、任意にゼンリンという、それぞれの家屋に住んでいる方の名前まで載っている地図があつて、いろいろな課で活用しておりますが、その地図上にその箇所を落とせるというようなシステムになっております。

ですので、例えば、75歳以上の一人暮らしの方がいれば、その方が住んでいる場所を地図上に落として視覚化できるというような使い方ができるものですから、福祉サービスだけではなくて、今後、災害の避難の関係の対応ですとか、あと企画調整課で言いますと、今後ますます増えて問題が顕著化していくであろう空き家なんかもゼンリンさんが調査をしているものですから、ゼンリンさんからデータを買うと、どこにどれだけの空き家があるかという

ことを地図上で視覚的に分かるようになるというような、そういったシステムですので、いろいろな課にまたがって今後の活用が期待できるということで、計上については全体を調整するということで企画調整課のほうで予算計上させていただいているような内容でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） 続きまして、町の観光協会への補助金の関係になります。

これにつきましては、当初、協会の予算、各単協からの会費分について、その分を町のほうで面倒を見るというような形の予算になっております。それで、これが各単協の基盤強化のほうに使われるかという点ですが、財務状況が各単協、悪化しておりますので、その分が支出の減ということで、それ自体が財務強化に当たるかと思われますので、そこら辺、こうしろあしろとは、こっちではっきりは言えませんが、会費を町のほうで出すことによって、各単協の財務強化が図れると思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、まず交付税の関係なんですけれども、今回、もらえるということ自身でいったらありがたい部分なんですけれども、ただ国のほうの地方交付税全体の枠とすると、そんなに国のほうの枠が増えていない中で、今回増えるということに若干矛盾というのか、国からずっと地方交付税会計何かに収めてということもあるみたいなんですけれども、ただ、もらえることはありがたいし、こういう項目ででも増えてくることというのは本当にいいんですけれども、ただ、国のほうの動向を考えたり、いろんな考えるとちょっと先々心配なことがあるなという感じをちょっと持っております。

2つ目に、企画のほうで言われました加森さんとの話については、よく話し合いをした上で、こういう対応をしたということだし、後ろ向きな姿勢はありませんというようなことなので、これはこれでよく分かりました。

3点目の原野の貸付の問題なんですけれども、私も5月までいろいろ関わっていたのですが、計算ミスというのはどの部分で起きたのかなと。坪数と単価というものでしか決めてないと思うんです。だから、坪数の間違いだったのか、入力、何らかのもので間違えたのか、何回も確か、今の総務課長の前、企画調整課長で、これ稲取財産区の皆さんにこうなりますよという資料を何回も出しているんです。だから、面積の誤りがあったのか、単価の間違い

なのか、どう計算してもほかに間違いようがないと思うんですが、これらについてもうちょっと御説明をいただきたい。

次に、4点目なんですけれども、高齢者の所在システムということで、今、企画調整課長の話聞いていると、なるほど、例えば、防災的な、災害とか防災というような面でいうと、要援護者等もやっぱり落とし込むとか、いろんな活用というのができるのかなと、またないし地域の中でどういうところに、いわゆる介護認定者とかがいらっしゃるとか、そういう意味ではすごくそれ自身があれなんですけれども、実際のその端末の活用というのはどういう形でされるのかなと、逆にいうと、これもまた個人情報というふうな問題もあるので、考え方として、一つのその中に入り込むんだけど、その必要な情報がやっぱり各区で自主防の何かで避難のときに活用できるのかなとか、どういうやっぱり政策、まちづくりの福祉の施策展開なんかに活用できるのかなと。データを入れ込むことに魅力を感じる反面、それをどういうふうには実際は生かせるのかなという点について、ちょっとまだ私もやっております、よく分かっていません。もう少し御説明いただけるとありがたいです。

観光協会のほうの問題は、いずれにしても単協から町の協会や会費が入ってこないけれども、逆にそのことを通じての町の協会も基盤が弱まらないし、町の協会へ出す支出がないということで、財政的な基盤が保たれるだろうという見込みについては、そうなってほしいなと考えておりますので、あと何点か御説明お願いします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 山田議員の町有原野の貸付料の収入、稲取地区配分金、こちらの算定誤りについて御説明いたします。

私、昨年、企画調整課長という立場で、この新年度予算の算定のほうをさせていただいております。御存じのとおり、稲取地区配分金につきましては、加森観光から入ってきた貸付収入につきまして、町の配分率、稲取地区の配分率という形で計算をして算出をしております。

去年、土地の貸付料の改正があったということで、その辺で稲取地区配分金は四十数%の配分率になるんですが、その計算する上で、元となる数字がちょっと貸付の改定があった関係で、元となるちょっと数字の引っ張り方が誤っていたということで、今回の算定誤りになっているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 高齢者の所在の管理システムの関係でございますが、個人情報

報の話もありましたが、生命・財産に関する事例が発生した場合には個人情報のほうは通常よりは緩く使われるというか、活用できるということもありますし、また、独居老人等の避難ですとか、それ以外の今後の福祉サービスについても町内会に入っていらっしゃる方については区の方たちがかなり把握されている、隣組の方が把握されているという面もあると思うんですが、町内会に入っていない方もかなりおられますので、そういう方たちの情報についても地図上で一目で分かるようになりますので、これは福祉サービス、災害時の避難、そういう面で広く、今後活用ができるのではないかなというように考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、加森観光の貸付問題なんですけれども、企画調整課長が当初予算のときの誤りというけれども、もう既に、昨年11月、12月の段階から加森との価格交渉がまとまった段階からどうなりますよと、ただ75円が63円になりますよとか、90円が83円になりますよということで、何回もその資料を出しているわけではないですか。そうすると、それにはもうはっきりとそういう単価と、ゴルフ場の面積が44万6,907坪とか、その他が30万4,205坪、ここの数字が基本変わっていないわけです。

だから、何でその、僕はそのとおりに、結局全体で、今までから749万2,319円減って、47.52%と52.48%の配分割合をして、393万1,969円が減りますよというのが、ずっと4区、財産区、4区長に説明されてきたわけです。そことどこが違うんで、どうしてそういう計算ミスというか、そういう形で実際配分もらっているのではないですか。今年の当初予算もそれで、だから、財産区のほうも課長なりからもらった資料を元に予算編成をするのは、こういう金額が減りますということを前提にやってきたわけだから、ではこの説明した資料と当初予算の予算計上の金額に違いがあったということですか。何かよく、どこに違いがあったのか、何を間違えたのかが全然分からないんです。それが1つ。

2つ目の問題で、高齢者の所在の、本当にシステムはそうだなと思う反面、課長が言われるように、確かに町内会入っている人だと、やっぱり会員名簿や何かから、情報が少ないので、やっぱりそういうものがあればいいというのが一般論、そうなんですけれども、では実際それは、災害時なんかで、端末持って、各自主防災会や何かで見られるのかなと。これは役場に来ないと見られないのか、その辺の構築は、活用の仕方の中での構築というのはどう考えているのか。その2点お願いします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 配分の関係は、確におっしゃるとおり、面積は変わらない話ですし、単価についても、ここまで下げるよという話をしての計算でございますので、完全に単純な計算ミスというか、勘違いということなので、特に理由は、それ以上の理由はございません。

それと、今の高齢者の管理システムの関係については、これのプリントアウトすることも可能ですので、必要があればプリントアウトをして、関係各所、個人情報の保護に抵触しない範囲で活用していただくことは可能だというように考えております。

○14番（山田直志君） 議長、すみません。あと1回、ちょっといいですか。

○議長（村木 脩君） 特例で。

○14番（山田直志君） そうしますと、ちょっと配分金の問題、今回、この金額上げたんだけれども、前から出されていた金額と予算書のほうがちょっと違ったので、配分金が具体的に増えるというわけではなくて、そこのミスを修正するから、具体的に言うと、4区に特に配分金が増えるというようなことではないと、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 稲取の4区につきましては、正しい数字でお知らせをしておりますので、そちらの数字の変更はございません。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません。不適切な質問でしたら、また議長のほうから御指摘をいただきたいと思います。

24ページの風力の関係です。全員協議会のほうで売電収入がなくなって、維持経費かかるということで、こういう予算措置になっているということは、承知をしていますけれども、今日の伊豆新聞でも大々的に、1面に掲載されたように、撤去費用が1億円ということの中で、事業継承の関係が記事の中に載っていますけれども、この辺、町はどういうふうに事業継承に向けて取り組むのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまの事業継承の関係でございますが、とにもかくにも民間企業として収支が確保できない限りは、やはり事業についてやるということはありません。いものですから、まずはその事業継承するということは、事業が採算ベースに乗るということでございますので、その点について、今、運搬等についての調査をしているところでござ

います。ですので、今、運搬等の調査、あとは機種選定が済んで。事業全体が民間がやる事業として成り立つというところがあって、初めて町のほうに事業継承なり、その事業をやりたいということを正式に相手方から申し込んでくるということでございますので、ちょっと現時点ではその結果がどうなるかということは予測がつかないところでございますが、とにかく事業継承していただける環境をつくることができれば、その撤去費用については町が持たなくて済むということになりますので、周辺にお住まいの方、事業をやられている方も御理解が得られて、民間事業としてやれるものであれば、町としてはお願いできれば財政負担が軽くなるのかなというような見通しでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） ちょっと今の、もう補正ではないんで、補正の質問をしてください。

○1番（楠山節雄君） はい、申し訳ありません。

○議長（村木 脩君） それは新規の風力発電の話だと。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第53号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 5 4 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（村木 脩君） 日程第 6 議案第 54 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第 54 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 2,005 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17 億 7,768 万 1,000 円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、令和元年度決算剰余金の繰り越しを行うものであります。

歳出につきましては、令和元年度の県支出金精算による過年度償還金の増額及び繰越金を国民健康保険事業基金へ積み立てるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第 54 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、概要を説明させていただきます。

令和 2 年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,005 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,768 万 1,000 円といたします。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

7 款 1 項繰越金、2 目その他の繰越金、補正前の金額に 2,005 万 9,000 円を追加し、2,006

万円といたします。

1 節、細節 1 その他の繰越金の増は、令和元年度の決算見込みで実質収支額が2,005万9,320円となる見込みですので、全額を令和2年度に繰越措置するものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の金額に1,886万9,000円を追加し、1,886万9,000円といたします。

24節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金1,886万9,000円の増は、歳入歳出の差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正前の金額に119万円を追加し、1,125万円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節 6 保険給付費等交付金償還金119万円の増は、令和元年度の保険給付費等交付金の確定に伴う精算返還金でございます。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億5,762万2,000円に、2,005万9,000円を追加いたしまして、17億7,768万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億5,762万2,000円に、2,005万9,000円を追加いたしまして、17億7,768万1,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で2,005万9,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第54号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第55号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第55号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第55号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億21万9,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は令和元年度決算剰余金の繰越しと保険料還付金補正分を諸収入として、後期高齢者医療広域連合から収入するための増額補正であります。

歳出につきましては、繰越金を後期高齢者医療広域連合に前年度精算分として納付するものと過年度分の保険料還付金の増額補正でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君）　ただいま提案されました議案第55号　令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億21万9,000円といたします。

第2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、2目償還金及び還付加算金、補正前の額に20万8,000円を追加し、55万9,000円といたします。

2節細節1保険料還付金の増は、歳出において保険料還付金を増額補正した分について、後期高齢者広域連合により諸収入として収入するものです。

5款1項1目繰越金、補正前の額に77万5,000円を追加し、77万6,000円といたします。

1節細節1繰越金の増は、令和元年度の決算見込みで、実質収支額が77万4,500円となる見込みですので、全額を令和2年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に77万5,000円を追加し、1億9,959万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金77万5,000円の増は、令和2年度に繰り越した額を後期高齢者医療広域連合に納付し、精算するものであります。

2款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金、補正前の額に20万8,000円を追加し、55万9,000円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節2保険料還付金の増は過年度分保険料還付金の見込み額増による増額補正です。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 1 億9,923万6,000円に、98万3,000円を追加いたしまして、2 億21万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額 1 億9,923万6,000円に、98万3,000円を追加いたしまして、2 億21万9,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他が20万8,000円、一般財源で77万5,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第55号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第56号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第8 議案第56号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第56号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,299万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は一般会計から低所得者保険料軽減負担金の過年度分の精算繰入れと令和元年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、国庫負担金等の過年度分の精算と、介護給付費準備基金への積立てを行うものであります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第56号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、概要説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,299万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、補正前の額に49万4,000円を追加し、2,147万9,000円といたします。

2節過年度分繰入金、細節1低所得者保険料軽減過年度精算金49万4,000円の増は、令和

元年度の低所得者保険料軽減負担金の精算により、追加繰入れを受けるものでございます。

8 款 1 項 1 目繰越金、補正前の額に4,157万9,000円を追加し、4,357万9,000円といたします。

1 節繰越金、細節 1 前年度繰越金4,157万9,000円の増は、令和元年度の決算見込みで実質収支額が4,357万8,364円となる見込みですので、当初予算計上分の200万円を差し引いた金額を令和 2 年度に繰越しをするものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

4 款 1 項基金積立金、1 目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額に2,433万1,000円を追加し、4,131万9,000円といたします。

24 節積立金、細節 1 介護保険給付費準備基金積立金2,433万1,000円の増は、繰越金等の収入補正額から国庫支出金等の過年度分返還金を差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正前の額に1,757万7,000円を追加いたします。

22 節償還金利子及び割引料1,757万7,000円の内容は、令和元年度の介護給付費地域支援事業費等の確定に伴い精算するものです。介護給付費につきましては、細節 2 国庫介護給付費負担金過年度分返還金799万7,000円、細節 3 県介護給付費負担金過年度分返還金178万5,000円、細節 4 支払基金介護給付費交付金過年度分返還金184万6,000円、細節 5 一般会計介護給付費繰入金過年度分返還金323万4,000円を返還いたします。

地域支援事業費につきましては、細節 6 国庫地域支援事業交付金過年度分返還金113万3,000円、細節 7 県地域支援事業交付金過年度分返還金58万7,000円を返還いたします。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億92万4,000円に、4,207万4,000円を追加いたしまして、13億4,299万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億92万4,000円に、4,207万4,000円を追加いたしまして、13億4,299万8,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で4,207万4,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いい

たします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第56号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それではこの際、2時15分まで休憩とします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程第9 議案第57号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第9 議案第57号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第57号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,044万5,000円とするものであります。

風車1号機の故障により売電収入が大幅に減少する見込みであることから、一般会計から財源不足分を繰入れ調製したものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） それでは、ただいま提案されました議案第57号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について概要説明をさせていただきます。

令和2年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,044万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、2款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金、補正前の金額に579万円を追加し、579万1,000円とします。

1節、細節1風力発電事業基金繰入金579万円の増は、財源不足により基金全額を繰り入れるものです。

2項1目一般会計繰入金、補正前の金額に1,070万円を追加し、1,070万円とします。

1節、細節1一般会計繰入金1,070万円の増は、財源不足額を一般会計から繰り入れるも

のです。

3 款 1 項 1 目繰越金、補正前の金額に152万6,000円を追加し、152万7,000円とします。

1 節繰越金、細節 1 前年度繰越金152万6,000円の増は、前年度決算の見込みによるものです。

4 款諸収入、1 項収益事業収入、1 目売電収入、補正前の金額から1,757万4,000円を減額し、242万6,000円とします。

1 節、細節 1 売電収入1,757万4,000円の減は、風車 1 号機の故障停止によるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1 款電気事業費、2 項 1 目風力発電事業費、補正前の額に173万6,000円を追加し、1,992万5,000円とします。

10 節需用費、細節 4 光熱水費73万6,000円の増は、風車 1 号機の故障停止による購入電力量の増加によるものです。

12 節委託料、細節 1 発電施設保安全管理委託料100万円の増は、今後の保安全管理に必要な経費の増額となります。

2 目風力発電基金費、補正前の額から129万4,000円を全額減額します。

24 節積立金、細節 1 基金積立金129万4,000円の減は、財源不足から基金への積立てを取りやめるものです。

3 ページ、4 ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額2,000万3,000円に、歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2,044万5,000円といたします。

なお、補正予算財源は一般財源です。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第57号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第58号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(村木 脩君) 日程第10 議案第58号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第58号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ227万8,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は前年度繰越額の確定による増額であり、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、幼児教育アドバイザーの活動に伴う消耗品の購入に充てるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ただいま提案されました議案第58号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額に1万7,000円を追加し、1万8,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金1万7,000円の増は、前年度繰越金の確定により増額させていただくものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に1万7,000円を追加し、227万8,000円といたします。

10節需用費、事業コード1幼児教育アドバイザー共同設置事業、細節1消耗品費1万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染予防のための消耗品として、マスク、除菌用ウェットシートなどを購入し、アドバイザーが各幼児教育施設を訪問する際に使用するため、増額させていただくものです。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額226万1,000円に1万7,000円を追加

いたしまして、227万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額226万1,000円に1万7,000円を追加いたしまして、227万8,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で1万7,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第58号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第59号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（村木 脩君） 日程第11 議案第59号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第59号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予算額から2,000万円を減額し、総額を4億2,415万3,000円とし、収益的支出の既決予定額に465万9,000円を追加し、総額を4億4,580万9,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額から1,300万円を減額し、総額を1億8,366万5,000円とするものであります。

主な内容は、コロナウイルス感染拡大を防止するための事業所休業の影響による水道料金の減額や、災害復旧工事を行っております取水場の仮設ポンプに係る賃借料や動力費等を増額しております。

また、水道用水供給事業の認可申請のための業務委託料につきましては、債務負担行為を追加しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました議案第59号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)について、概要を説明させていただきます。

(総則)。

第1条 令和2年度東伊豆町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

(業務の予定量)。

第2条 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算(以下「予算」という)第2条第2号中、2,306,000m³を2,206,000m³に、同条第3号中6,317m³を6,043m³に改めます。

(収益的収入及び支出)。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。
収入。

第1款水道事業収益、既決予定額4億4,415万3,000円から、2,000万円を減額し、4億2,415万3,000円といたします。

第1項営業収益、既決予定額4億1,273万5,000円から、2,000万円を減額し、3億9,273万5,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額4億4,115万円に、465万9,000円を追加し、4億4,580万9,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億9,253万5,000円に、465万9,000円を追加し、3億9,719万4,000円といたします。

2ページを御覧願います。

(資本的収入及び支出)。

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,666万5,000円を1億8,366万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億9,666万5,000円を1億8,366万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出。

第1款資本的支出、既決予定額1億9,666万5,000円から、1,300万円を減額し、1億8,366万5,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額9,975万7,000円から、1,300万円を減額し、8,675万7,000円といたします。

(債務負担行為)。

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加します。

事項、(仮称)水道用水供給事業認可申請業務委託。期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額を1,000万円といたします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号、職員給与費、既決予定額8,862万8,000円から、337万5,000円を減額し、8,525万3,000円といたします。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

参考資料により、主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金を2,000万円減額します。コロナウイルス感染症対応として、ホテル、旅館を

はじめとした事業所の休業の影響により、2期分の調定額が大幅な減となりました。実績に基づき減額する内容であります。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、恐れ入りますが、次の10ページを御覧ください。21節賃借料を150万2,000円増額いたします。1号補正で増額させていただきました取水場の仮設水中ポンプ等の賃借料になりますが、天候不順等の影響で、復旧工事が遅れているためさらに6か月分を増額させていただきます。

22節修繕費を113万2,000円増額いたします。取水場3号ポンプの修繕費不足分の増額であります。

26節動力費を540万円増額いたします。この動力費につきましては、6月には補正いたしませんでしたので、今回9か月分を増額させていただく内容であります。

5目総係費では、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、5節法定福利費などを人事異動に伴う調整をさせていただいております。

11ページを御覧ください。

次に、資本的支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水及び給水施設整備費、39節工事請負費1,400万円の減につきましては、コロナウイルス感染症の影響による減収を見込み、執行を停止した工事請負費の減と、2件の追加工事との差引額を減額する内容であります。

5目調査費、19節委託料100万円の増は、有収率向上のため実施いたします大川、北川地区の漏水調査業務委託料の増額措置であります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第59号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 報告第4号 令和元年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

◎日程第13 報告第5号 令和元年度東伊豆町資金不足比率の報告について

○議長（村木 脩君） 次に、日程第12、日程第13、この2つを一括議題といたします。

日程第12 報告第4号 令和元年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び日程第13 報告第5号 令和元年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

町長より、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました報告第4号 令和元年度東伊豆町健全化判断比率及び報告第5号 令和元年度東伊豆町資金不足比率の報告について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和元年度決算における東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、東伊豆町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました報告第4号 令和元年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び報告第5号 令和元年度東伊豆町資金不足比率の報告について御説明させていただきます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算における各比率を報告するものであります。

それでは、初めに令和元年度決算における当町の健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率につきましては、4つの判断比率がございます。1つ目の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、実質収支額が黒字で、赤字がないため、数値は記載してございません。

2つ目の連結実質赤字比率は、当町の全ての会計の赤字額と黒字額を合算した連結赤字額の標準財政規模に対する比率であります。全会計の合計が黒字で連結赤字額がないため、こちらも数値は記載してございません。

3つ目の実質公債費比率は5.2%であります。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や、元利償還に準じた支出の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、普通交付税における基準財政需要額算入分を差し引いて算出しております。

4つ目の将来負担比率は60.6%であります。将来負担比率は、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担額の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては将来負担額から負債の償還に充てることができる基金や、基準財政需要額算入分等を差し引いて算出しております。

健全化判断比率につきましては、令和元年度決算におきましても、全ての比率が早期健全化基準を下回る結果となりました。

次に、令和元年度決算における当町の資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計（法適用企業）と、風力発電事業特別会計（法非適用企業）が対象となります。

令和元年度決算におきましては、2会計とも資金不足額がないため比率は記載してございません。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長(村木 脩君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

令和2年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和2年9月9日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第68号 財産の取得について

出席議員（12名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 楠 山 節 雄 君 | 2 番 | 笠 井 政 明 君 |
| 3 番 | 稲 葉 義 仁 君 | 5 番 | 栗 原 京 子 君 |
| 6 番 | 西 塚 孝 男 君 | 7 番 | 須 佐 衛 君 |
| 8 番 | 村 木 脩 君 | 10 番 | 内 山 慎 一 君 |
| 11 番 | 藤 井 廣 明 君 | 12 番 | 鈴 木 勉 君 |
| 13 番 | 定 居 利 子 君 | 14 番 | 山 田 直 志 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
住民福祉課長	村 上 則 将 君	住 民 福 祉 課 事 参	木 田 尚 宏 君
健康づくり課長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課事	齋 藤 和 也 君
農林水産課長	桑 原 建 美 君	観光商工課長	山 田 義 則 君
建 設 課 長	齋 藤 匠 君	防 災 課 長	竹 内 茂 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	正 木 三 郎 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 参 事	前 田 浩 之 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第3回定例会第3日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会

計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 議案第 67 号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（村木 脩君） 日程第 1 議案第 60 号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 8 議案第 67 号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

ただいま一括上程されました、議案第 60 号から議案第 67 号までにつきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第 60 号から議案第 66 号までの各会計の令和元年度歳入歳出決算については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。

議案第 60 号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額 57 億 6,469 万 8,000 円に対しまして、歳入は調定額 58 億 1,833 万 1,806 円。収入済額 56 億 2,213 万 2,251 円となり、調定額に対する収入率は 96.6%でございます。歳出につきましては、支出済額 53 億 948 万 7,993 円で、予算現額に対する執行率は 92.1%であります。

歳入歳出差引残額は 3 億 1,264 万 9,258 円となり、翌年度に繰り越すべき財源 2,255 万 1,000 円を差し引いた実質収支額は 2 億 9,009 万 8,258 円となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による財政調整基金への積立てには 2 億 6,000 万円を措置いたしましたので、翌年度への繰越金は 3,009 万 8,258 円となっております。

収入の根幹をなす町税では、約 6 割を占める固定資産税におきまして、遡及課税の対象となった県評価施設の税額が大幅な増となったことから、収納率が前年度を 1.62% 上回る結果となりました。また、町税の納付方法につきましては、3 年目を迎えましたコンビニ収納が納付件数の 37% を占めるようになりました。引き続き、貴重な自主財源確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持におきまして、納税者の利便性を高めるコンビニ収納の利用促進に努めるとともに、賀茂地方税債権整理回収協議会及び静岡地方税滞納整理機構との効果的な連携を図りながら、さらなる税収の確保に努めてまいります。

続きまして、議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額18億1,411万3,000円に対しまして、歳入調定額18億6,920万1,116円、収入済額17億9,990万7,344円となり、調定額に対する収入率は96.3%でございます。歳出につきましては、支出済額17億7,989万8,024円で、執行率は98.19%であります。

歳入歳出差引残額は2,005万9,320円となっております。

次に、議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額1億9,147万4,000円に対しまして、歳入は、調定額1億9,545万3,697円。収入済額1億8,988万9,897円となり、調定額に対する収入率は97.2%でございます。歳出につきましては、支出済額が1億8,911万5,397円で、執行率は98.8%であります。

歳入歳出差引残額は77万4,500円となっております。

次に、議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額13億5,346万2,000円に対しまして、歳入は、調定額13億8,816万8,089円。収入済額13億6,661万6,389円となり、調定額に対する収入率は98.4%でございます。歳出につきましては、支出済額13億2,303万8,025円で、執行率は97.8%であります。

歳入歳出差引残額は4,357万8,364円となっております。

次に、議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額66万5,000円に対しまして、歳入は、調定額及び収入済額ともに66万5,519円でございます。歳出につきましては、支出済額61万2,000円で、執行率は92.0%であります。

歳入歳出差引残額は5万3,519円となっております。

次に、議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額1,929万9,000円に対しまして、歳入は、調定額及び収入済額ともに1,913万6,511円でございます。歳出につきましては、支出済額1,760万9,257円、予算現額に対する執行率は91.2%であります。

歳入歳出差引残額は152万7,254円となっております。

次に、議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算

認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額205万1,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに205万1,000円でございます。歳出につきましては、支出済額203万2,174円、予算現額に対する執行率は99.1%であります。

歳入歳出差引残額は1万8,826円となっております。

以上、議案第60号から議案第66号について、7会計の決算概要を申し上げます。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度東伊豆町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものであります。

決算概要を申し上げます。

収益収入の状況であります。観光宿泊者数の減少が止まらず、使用水量が減少したため、水道事業収益の決算額は4億3,893万814円で、前年対比2.3%の減となりました。

収益的支出につきましては、台風15号による被災対応のため、工事請負費、動力費等が増加し、水道事業費用の決算額は4億1,575万2,191円で、前年対比0.7%の増となりました。

また、資本的支出につきましては、配水及び給水施設の更新改良などにより、決算額は1億9,977万1,720円で、前年対比10.5%の増となりました。

最後に、事業損益についてですが、純利益が1,365万7,841円となり、前年度繰越利益剰余金8,225万760円とともに、当年度未処分利益剰余金に計上させていただきました。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 会計管理者に決算概要の説明を求めます。

会計管理者。

（会計課長兼会計管理者 正木三郎君登壇）

○会計課長兼会計管理者（正木三郎君） 説明に当たりマスクを外させていただきます。

ただいま提案されました、議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算から、議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算まで、順次御説明させていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます、主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては、決算書の款項のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきます。

各会計とも、歳入につきましては、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額。歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款町税19億4,819万8,474円、8,885万4,229円、1億587万9,732円。

2款地方譲与税5,218万9,005円、ゼロ、ゼロ。

3款利子割交付金107万3,000円、ゼロ、ゼロ。

4款配当割交付金499万9,000円、ゼロ、ゼロ。

5款株式等譲渡所得割交付金337万6,000円、ゼロ、ゼロ。

6款地方消費税交付金2億2,695万3,000円、ゼロ、ゼロ。

7款ゴルフ場利用税交付金1,342万3,200円、ゼロ、ゼロ。

8款自動車取得税交付金1,277万7,048円、ゼロ、ゼロ。

9款地方特例交付金1,557万円、ゼロ、ゼロ。

10款地方交付税12億757万7,000円、ゼロ、ゼロ。

11款交通安全対策特別交付金109万5,000円、ゼロ、ゼロ。

3ページ及び4ページをお開きください。

12款分担金及び負担金3,492万674円、ゼロ、87万2,950円。

13款使用料及び手数料4,818万6,866円、9万2,120円、49万5,524円。

14款国庫支出金5億1,283万777円、ゼロ、ゼロ。

15款県支出金3億2,197万7,366円、ゼロ、ゼロ。

16款財産収入6,940万9,797円、ゼロ、ゼロ。

17款寄付金1億6,086万5,750円、ゼロ、ゼロ。

18款繰入金3億5,412万139円、ゼロ、ゼロ。

19款繰越金3,416万4,352円、ゼロ、ゼロ。

20款諸収入7,913万803円、ゼロ、ゼロ。

21款町債 5 億1,930万円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額57億6,469万8,000円。調定額58億1,833万1,806円。収入済額56億2,213万7,251円。不納欠損額8,894万6,349円。収入未済額 1 億724万8,206円。予算現額と収入済額との比較マイナス 1 億4,256万749円でございます。

次に、歳出でございます。

5 ページ及び 6 ページをお開きください。

1 款議会費6,333万509円、ゼロ、58万7,491円。

2 款総務費 9 億9,611万1,606円、83万円、5,312万2,394円。

3 款民生費13億6,438万5,635円、ゼロ、2,907万8,365円。

4 款衛生費 5 億3,609万7,752円、ゼロ、968万6,248円。

5 款農林水産業費 1 億3,911万3,579円、786万2,000円、1,260万4,421円。

6 款商工費 2 億1,216万3,235円、ゼロ、399万3,765円。

7 款土木費 3 億6,583万8,486円、4,800万円、928万8,514円。

8 款消防費 4 億7,496万7,109円、ゼロ、1,173万7,891円。

7 ページ及び 8 ページをお開きください。

9 款教育費 4 億5,657万3,904円、6,800万円、2,275万3,096円。

10款災害復旧費 1 億7,053万2,184円、1 億6,433万2,000円、446万8,816円。

11款公債費 5 億3,037万3,994円、ゼロ、530万8,006円。

12款予備費ゼロ、ゼロ、355万7,000円。

歳出合計予算現額57億6,469万8,000円。支出済額53億948万7,993円。翌年度繰越額 2 億8,902万4,000円。不用額 1 億6,618万6,007円。予算現額と支出済額との比較 4 億5,521万 7 円となった内容でございます。

歳入歳出差引残額 3 億1,264万9,258円。うち基金繰入額 2 億6,000万円でございます。この繰入額につきましては、地方自治法並びに東伊豆町財政調整基金条例第 2 条第 2 号の規定に基づきまして措置した内容でございます。

続きまして、179ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、各会計とも区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額56億2,213万7,000円。

2、歳出総額53億948万8,000円。

3、歳入歳出差引額 3 億1,264万9,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源2,255万1,000円。

5、実質収支額 2 億9,009万8,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金 2 億6,000万円で
ございます。

次に、国民健康保険特別会計の 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、御説
明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款国民健康保険税 3 億4,930万6,159円、1,274万6,893円、
5,637万1,430円。

2 款使用料及び手数料28万円、ゼロ、ゼロ。

3 款国庫支出金ゼロ、ゼロ、ゼロ。

4 款県支出金12億8,586万302円、ゼロ、ゼロ。

6 款繰入金 1 億1,992万7,273円、ゼロ、ゼロ。

7 款繰越金2,933万6,909円、ゼロ、ゼロ。

8 款諸収入1,524万6,701円、ゼロ、12万5,449円。

歳入合計予算現額18億1,451万3,000円。調定額18億6,920万1,116円。収入済額17億9,995
万7,344円。不納欠損額1,274万6,893円。収入未済額5,649万6,879円。

予算現額と収入済額との比較、マイナス1,455万5,656円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ及び 4 ページをお開きください。

1 款総務費857万9,191円、ゼロ、97万5,809円。

2 款保険給付費12億5,327万7,661円、ゼロ、2,927万3,339円。

3 款国民健康保険事業費納付金 4 億6,054万4,439円、ゼロ、1,561円。

4 款共同事業拠出金190円、ゼロ、810円。

6 款保健事業費2,224万9,881円、ゼロ、224万119円。

7 款基金積立金2,116万1,000円、ゼロ、ゼロ。

9 款諸支出金1,408万5,662円、ゼロ、112万3,338円。

10款予備費ゼロ、ゼロ、100万円。

歳出合計予算現額18億1,451万3,000円。支出済額17億7,989万8,024円。翌年度繰越額ゼロ

円。不用額3,461万4,976円。予算現額と支出済額との比較3,461万4,976円でございます。

歳入歳出差引残額2,005万9,320円、うち、基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額17億9,995万7,000円。

2、歳出総額17億7,989万8,000円。

3、歳入歳出差引額2,005万9,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ。

5、実質収支額2,005万9,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款後期高齢者医療保険料 1 億4,547万2,900円、110万7,400円、445万6,400円。

2 款使用料及び手数料 4 万9,700円、ゼロ、ゼロ。

3 款繰入金 4,318万8,897円、ゼロ、ゼロ。

4 款諸収入 56 万9,000円、ゼロ、ゼロ。

5 款繰越金 60 万9,400円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額 1 億9,147万4,000円。調定額 1 億9,545万3,697円。収入済額 1 億8,988万9,897円。不納欠損額110万7,400円。収入未済額445万6,400円。予算現額と収入済額との比較、マイナス158万4,103円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ及び4 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,851万9,997円、ゼロ、229万7,003円。

2 款諸支出金 59 万5,400円、ゼロ、6 万1,600円。

歳出合計予算現額 1 億9,147万4,000円。支出済額 1 億8,911万5,397円。翌年度繰越額ゼロ。不用額235万8,603円。予算現額と支出済額との比較235万8,603円でございます。

歳入歳出差引残額77万4,500円、うち、基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額1億8,988万9,000円。

2、歳出総額1億8,911万5,000円。

3、歳入歳出差引額77万4,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額77万4,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はゼロ円でございます。

次に、介護保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款保険料2億9,106万1,400円、557万1,200円、1,598万500円。

2款使用料及び手数料7万1,600円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金3億1,786万4,850円、ゼロ、ゼロ。

4款支払基金交付金3億3,895万4,356円、ゼロ、ゼロ。

5款県支出金1億8,284万3,598円、ゼロ、ゼロ。

6款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

7款繰入金1億8,865万709円、ゼロ、ゼロ。

8款繰越金4,704万9,960円、ゼロ、ゼロ。

9款諸収入11万9,916円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額13億5,346万2,000円、調定額13億8,816万8,089円。収入済額13億6,661万6,389円。不納欠損額557万1,200円。収入未済額1,598万500円。予算現額と収入済額との比較、1,315万4,389円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費1,549万6,506円、ゼロ、55万5,494円。

2款保険給付費11億9,907万6,741円、ゼロ、2,593万2,259円。

3款財政安定化基金拠出金ゼロ、ゼロ、1,000円。

4款基金積立金3,788万7,000円、ゼロ、ゼロ。

5款地域支援事業費5,368万3,398円、ゼロ、291万9,602円。

6 款諸支出金1,689万4,380円、ゼロ、19万1,620円。

7 款予備費ゼロ、ゼロ、82万4,000円。

歳出合計予算現額13億5,346万2,000円。支出済額13億2,303万8,025円。翌年度繰越額ゼロ。不用額3,042万3,975円。予算現額と支出済額との比較3,042万3,975円でございます。

歳入歳出差引残額4,357万8,364円。うち、基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、33ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額13億6,661万6,000円。

2、歳出総額13億2,303万8,000円。

3、歳入歳出差引額4,357万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額4,357万8,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、稲取財産区特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款財産収入63万2,357円、ゼロ、ゼロ。

2 款繰越金 3 万3,162円、ゼロ、ゼロ。

3 款諸収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額66万5,000円。調定額66万5,519円。収入済額66万5,519円。不納欠損額ゼロ。収入未済額ゼロ。予算現額と収入済額との比較519円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ及び4 ページをお開きください。

1 款管理会費51万9,000円、ゼロ、ゼロ。

2 款諸支出金 9 万3,000円、ゼロ、ゼロ。

3 款予備費ゼロ、ゼロ、5 万3,000円。

歳出合計予算現額66万5,000円。支出済額61万2,000円。翌年度繰越額ゼロ。不用額 5 万3,000円。予算現額と支出済額との比較 5 万3,000円でございます。

歳入歳出差引残額 5 万3,519円、うち、基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、１、歳入総額66万5,000円。

２、歳出総額61万2,000円。

３、歳入歳出差引額 5 万3,000円。

４、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

５、実質収支額 5 万3,000円。

６、実質収支額のうち、地方自治法第233条の２の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、風力発電事業特別会計の１ページ及び２ページをお開きください。

議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、１款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

２款繰入金ゼロ、ゼロ、ゼロ。

３款繰越金127万5,500円、ゼロ、ゼロ。

４款諸収入1,786万1,011円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額1,929万9,000円。調定額1,913万6,511円。収入済額1,913万6,511円。不納欠損額ゼロ。収入未済額ゼロ。予算現額と収入済額との比較、マイナス16万2,489円でございます。

次に、歳出でございます。

３ページ及び４ページをお開きください。

１款電気事業費1,760万9,257円、ゼロ、163万9,743円。

４款予備費ゼロ、ゼロ、５万円。

歳出合計予算現額1,929万9,000円。支出済額1,760万9,257円。翌年度繰越額ゼロ。不用額168万9,743円。予算現額と支出済額との比較168万9,743円でございます。

歳入歳出差引残額152万7,254円、うち、基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、９ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、１、歳入総額1,913万6,000円。

２、歳出総額1,760万9,000円。

３、歳入歳出差引額152万7,000円。

４、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

５、実質収支額152万7,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金205万1,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額205万1,000円、調定額205万1,000円。収入済額205万1,000円。不納欠損額ゼロ。収入未済額ゼロ。予算現額と収入済額との比較ゼロでございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費203万2,174円、ゼロ、1万8,826円。

歳出合計予算現額205万1,000円。支出済額203万2,174円。翌年度繰越額ゼロ。不用額1万8,826円。予算現額と支出済額との比較1万8,826円でございます。

歳入歳出差引残額1万8,826円。うち、基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額205万1,000円。

2、歳出総額203万3,000円。

3、歳入歳出差引額1万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額1万8,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

なお、別冊主要施策の成果説明書の180ページから189ページに財産に関する調書の詳細が記されておりますので、御参照ください。

以上で、各会計の決算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 引き続き、水道課長より決算概要の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 鈴木貞雄君登壇）

○水道課長（鈴木貞雄君）　続きまして、議案第67号　令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

款項の区分による説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益は、予算額4億3,765万円に対し、決算額は4億3,893万814円で、予算額に比べ128万814円の増です。

第1項営業収益は、予算額4億1,675万1,000円に対し、決算額は4億1,784万5,069円で、予算額に比べ109万4,069円の増です。

第2項営業外収益は、予算額2,016万6,000円に対し、決算額は2,035万1,966円で、予算額に比べ18万5,966円の増です。

第3項特別利益は、予算額73万3,000円に対し、決算額は73万3,779円で、予算額に比べ779円の増です。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用は、予算額4億3,782万円に対し、決算額は4億1,575万2,191円で、不用額1,656万7,809円です。

第1項営業費用は、予算額4億229万円に対し、決算額は3億8,255万551円で、不用額1,423万9,449円です。

第2項営業外費用は、予算額3,449万5,000円に対し、決算額は3,250万3,644円で、不用額199万1,356円です。

第3項特別損失は、予算額94万6,000円に対し、決算額は69万7,996円で、不用額24万8,004円です。

第4項予備費につきましては、91万1,000円を充用し、不用額が8万9,000円となりました。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入、第8項固定資産売却代金は、予算額37万3,000円に対し、決算額は37万3,120円で、予算額に比べ120円の増です。

次に、支出ですが、第1款資本的支出は、予算額2億430万2,000円に対し、決算額は1億9,977万1,720円で、不用額453万280円です。

第1項建設改良費は、予算額1億977万2,000円に対し、決算額は1億524万1,795円で、不用額453万205円です。建設改良費の内容ですが、大川浄水場動力盤ろ過池操作盤更新工事など、13件の建設工事と稲取地区新規井戸整備測量調査基本設計業務委託など、2件の業務委託を実施いたしました。

建設工事、業務委託の概況につきましては、16ページ、17ページに記載してございます。

第2項企業債償還金は、予算額9,453万円に対し、決算額は9,452万9,925円で、不用額75円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,939万8,600円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,300万9,720円。過年度分消費税資本的収支調整額638万8,880円で補填いたしました。

次の3ページ、4ページには、損益計算書を記載しております。

4ページをお開きください。

事業損益についてですが、当年度純利益が1,365万7,841円となりました。

次の5ページから8ページには、貸借対照表を記載し、9ページ、10ページには、キャッシュ・フロー計算書、11ページには、剰余金計算書を記載しております。

12ページを御覧ください。

未処分利益剰余金9,590万8,601円につきましては、剰余金処分計算書（案）のとおり、翌年度へ繰り越しとさせていただきます。

13ページ以降には、事業報告書附属資料、参考資料及び注記を添付しておりますので、御確認ください。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） ただいま決算概要の説明がございました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第67号までを11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、決算審査特別委員会に付託しました議案第60号から議案第67号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月29日までに審査を終え、報告できるよう期限を付けたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会において、9月29日までに審査を終え、報告できるよう期限を付けることに決しました。

なお、委員会室として決算審査特別委員会は、大会議室を充ててあります。

◎日程第9 議案第68号 財産の取得について

○議長(村木 脩君) 日程第9 議案第68号 財産の取得についてを議題とします。

町長より、提案の理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第68号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

去る9月2日に執行された競争入札の結果、契約金額709万7,640円で、株式会社平和防災産業と売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所の感染リスクを抑えることを目的にワンタッチパーテーション等を購入するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） それでは、ただいま提案されました議案第68号 財産の取得について、概要を説明させていただきます。

今回契約を締結いたしますワンタッチパーテーション等の購入につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時避難所となる体育館等において、飛沫などの感染リスクを抑えることを目的にワンタッチパーテーションファミリールームWT-140及びワンタッチパーテーションファミリールームWT-180とそれに対応する屋根部分を購入する内容となります。

詳細につきましては、お手元の議案書2枚目にございます参考資料を御覧いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより議案第68号 財産の取得について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第68号 財産の取得についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。特別委員会審査のため、9月10日から9月28日までの19日間を休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月28日までの19日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る 9 月 29 日は、午前 9 時 30 分から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑・討論並びに採決を行います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。

したがって、来る 9 月 29 日は、午前 9 時 30 分から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑・討論並びに採決を行うことに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(村木 脩君) 本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 10 時 21 分

令和2年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和2年9月29日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 陳情・要望書等の審査について
- 日程第10 意見書案第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第11 意見書案第 4号 「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

1番 楠 山 節 雄 君

3番 稲 葉 義 仁 君

6番 西 塚 孝 男 君

2番 笠 井 政 明 君

5番 栗 原 京 子 君

7番 須 佐 衛 君

8 番 村 木 脩 君

1 1 番 藤 井 廣 明 君

1 3 番 定 居 利 子 君

1 0 番 内 山 愼 一 君

1 2 番 鈴 木 勉 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	竹 内 茂 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
健康づくり 課 長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課 参 事	齋 藤 和 也 君
教育委員 会 長	梅 原 巧 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君
会 計 課 長	正 木 三 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第3回定例会第23日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会

計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（村木 脩君） 日程第1 議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） すみません、マスクを外して報告させていただきます。

令和2年9月29日。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

決算審査特別委員会委員長、山田直志。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。

議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定について、原案認定。

次ページ以降、会議回数、日時、場所、そして、主な質疑事項がございますが、今回は議員全員で構成した特別委員会ということですので、この点については割愛をさせていただきます。

5 ページをお開きください。

3、一般会計決算に対する意見。

(1) 財政運営の改善・見直しについて。

令和元年度の実質収支は2億9,000万8,000円であるが、繰上償還や基金の取崩しを差し引いた実質単年度収支ではマイナス2億1,864万1,000円である。赤字状況が9年連続で続いており、赤字幅は拡大傾向にある。

この状況は、住民サービス維持にも制約が生まれ、また、大きな事業がなくても、毎年基金の取崩しが発生し、基金を確保して積極的に新規の事業を展開することは難しくなるなど、厳しい財政状況である。

今後の歳入減、歳出増を考えると、実質単年度収支の改善は、喫緊の最重要課題と位置づけて、その取組を進められたい。

(2) 労働環境の改善について。

これまで町では職員数の削減に取り組んできたが、その反面、業務量が年々増大し、健康を害する職員も増加している。

この要因の一つとして、業務や機構の見直しが遅れていることが考えられる。さらに、厳しい財政状況から、将来に向かって職員採用を最小化することも求められている。

今後は、業務の効率化や機構の見直しを進め、働きやすい職場となるよう、労働環境の改善と働き方改革の推進に努められたい。

(3) 移住定住事業の充実について。

移住定住事業については、町外者からの問合せはあるものの、実際に移住定住につながった例は少ない。この要因として、空き家バンクの登録物件には別荘地が多く、町なかが少ないことが挙げられる。

コロナ禍などの状況から、地方移住の機運もさらに高まっており、時を逃さず推進することが大事である。

今後、空き家の把握に努めるとの方針が示されたが、併せて先進地の事例を参考に踏み込んだ施策を展開されたい。

(4) ファミリーサポートセンター事業の見直しについて。

ファミリーサポートセンター事業では、登録者が44名ありながら、利用件数ゼロが続いている。

今後は、保護者の声を聞きながら、事業の見直しを図られたい。

（５）観光振興に役立つ施設整備について。

令和元年度に整備した役場前のウッドデッキ・ベンチは、利用者の少ない状態である。また、過去に整備したものについても、同様に利用頻度が少なく、有効活用されていない観光施設も見受けられる。

財政の厳しい状況下において、施設整備については、総合計画などとの整合性と明確な目標を設定し、維持管理など財政のシミュレーションと利活用の計画を立案して、真に観光振興に役立つ整備を図られたい。

また、老朽化した施設等については、廃止を含め、今後の整備や利活用を検討されたい。

（６）観光振興対策事業の検討について。

地域観光振興対策事業など、3,100万円を超える支出がなされている。しかし、観光宿泊客は減少している。これまでも多額な費用を投入してきたが、観光客の減少には歯止めがかからず、地域の景観やまちづくりなどに今なお多くの課題が残されている。

広告を打つことで成果が得られた時代、旅行業者・鉄道会社などと連携することで成果が得られた時代もあったが、近年、旅行情報はＳＮＳが活用され、予約もネットエージェントが中心となるなど、観光宣伝誘客の構造も変わってきた。また、コロナ禍により国民の生活様式も変わり、観光客の求めるニーズも大きく変化している。

こうした時代の変化に対応できる観光誘客宣伝や観光地づくりの在り方を根本から見直し、観光協会などと連携して進められたい。

（７）災害情報端末の普及について。

町民の命を守る取組の第一歩は、災害情報の伝達にある。強い風雨の影響を受けずに災害情報を届けるには、スマートフォンを活用するコスモキャストや補助金で整備を推奨しているテレビブッシュなどの災害情報端末の普及が重要であるが、これらの普及は大きく遅れている。

町民の命を守るためにも、災害情報端末の普及を抜本的に強化されたい。

以上のとおり、本特別委員会は意見を付し、令和元年度東伊豆町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、それぞれの決算書のとおり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（村木 脩君） これより、議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号 令和元年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 内容的なものではないんですけども、先ほど委員長は、東伊豆「まち」というふうに全部発音していたと思うんですけども、これは正式には「ちょう」なのではないかと思うので、その辺、統一されたほうがいいのではないかと思います。伺っておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 正式には「ちょう」と言っています。「まち」と言っているのは森町だけですので、それは今後、山田議員のほうには、そういった内容でお話をしていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり

認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号 令和元年度東伊豆町稲取財産

区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号 令和元年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号 令和元年度幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号 令和元年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(村木 脩君) 挙手多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第9 陳情・要望書等の審査について

○議長(村木 脩君) 日程第9 陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した総務経済常任委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和2年9月29日。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

総務経済常任委員会委員長、山田直志。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受付番号、121。

付託年月日、令和2年9月7日。

件名、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について。

審査の結果、採択であります。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました陳情・要望書等の審査報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより陳情・要望書等の審査報告について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は採択です。この審査報告については委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。よって、陳情・要望書等の審査については委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第10 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意
見書について

○議長（村木 脩君） 日程第10 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 朗読をもちまして報告とさせていただきます。

意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 29 日提出。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

提出者、東伊豆町議会議員、山田直志。

賛成者、東伊豆町議会議員、西塚孝男。

1 枚おめくりください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、

今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日。殿。静岡県東伊豆町議会。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

この意見書に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第4号 「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書について

○議長（村木 脩君） 日程第11 意見書案第4号 「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） それでは、朗読をもちまして説明を申し上げます。

意見書案第4号 「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月29日提出。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

提出者、東伊豆町議会議員、鈴木 勉。

賛成者、東伊豆町議会議員、楠山節雄。

「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書。

平成18年度から静岡県で実施している「森の力再生事業」は、現在、第2期の10年計画に基づき整備を進めておりますが、財源である「森林（もり）づくり県民税」の課税期間は今年度が最終年度となっております。

この事業は他の補助制度と異なり、小面積から整備可能であることから小面積の森林所有者が多い地域では、非常に有効な整備手法であり、当町ではこれまで50haの森林整備を実施いたしました。

しかしながら、いまだ手入れがされていない人工林や放置された竹林など荒廃した森林が数多く残されています。

近年の多発する集中豪雨等による山腹崩壊の危険性が増す中、荒廃森林を再生し、水源涵養や土砂崩壊防止機能などの森の力を回復させるこの事業の必要性は年々高まっております。

よって「森の力再生事業」の継続と事業推進のため「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長を実現して下さいよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日。殿。静岡県東伊豆町議会。

1枚おめくりください。

送付先につきましては、静岡県知事となっておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第4号 「森の力再生事業」の継続と「森林（もり）づくり県民税」の課税期間の延長に関する意見書についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（村木 脩君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（村木 脩君） 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（村木 脩君） 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和２年東伊豆町議会第３回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前１０時０４分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____